

雄物川地域森林計画書

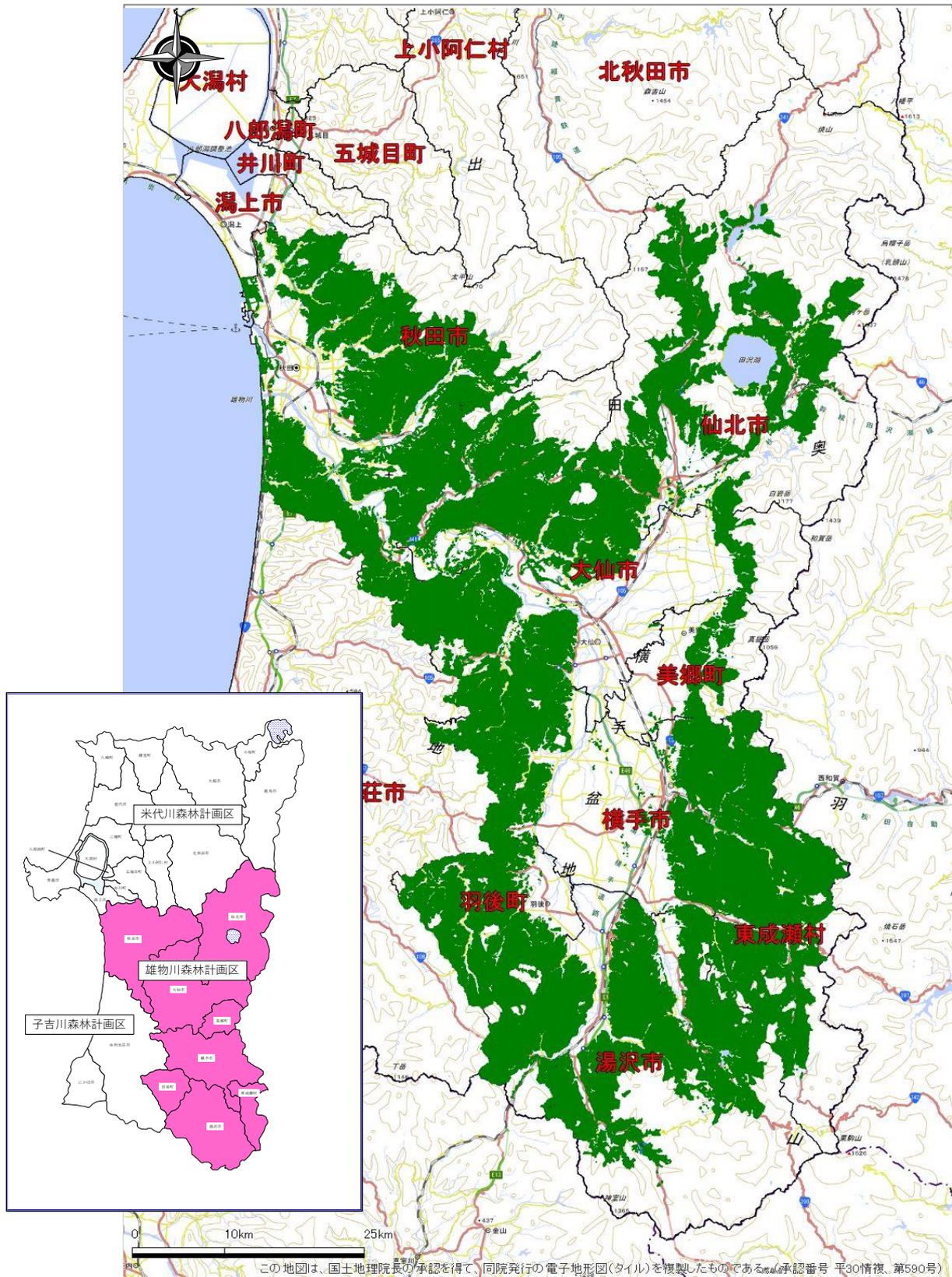
(雄物川森林計画区)

計画期間

自	令和 7 年	4 月	1 日
至	令和 1 7 年	3 月 3 1 日	

秋 田 県

雄物川森林計画区の位置図及び計画区域図



凡例

民有林区域

は し が き

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画（令和5年10月策定）に即し、雄物川森林計画区の民有林について、同区域の自然的、経済的、社会的諸条件を踏まえて森林関連施策の方向、森林整備及び保全の目標を示すとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

担当者の職氏名及び樹立に従事した期間

担当者の職氏名

農林水産部森林資源造成課	課長	永井 秀樹
	チームリーダー	塩谷 学
	副主幹	加藤 貴志
	専門員	鎌田 真
	主査	片山真由美
	主任	多賀谷拓也

樹立に従事した期間

令和6年4月～令和6年12月

目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	10
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
(1)	森林の整備及び保全の目標	11
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	11
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	14
2	その他必要な事項	15
第3	森林の整備に関する事項	15
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	15
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	15
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	16
(3)	その他必要な事項	16
2	造林に関する事項	16
(1)	人工造林に関する指針	16
(2)	天然更新に関する指針	17
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	18
(4)	その他必要な事項	19
3	間伐及び保育に関する事項	19
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	19
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	20
(3)	その他必要な事項	21
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	21
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	21
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	23
(3)	その他必要な事項	24
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的	

な考え方	24
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	25
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	25
(5) 林産物の搬出方法等	26
(6) その他必要な事項	26
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	26
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	26
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	27
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	27
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	27
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	27
(6) その他必要な事項	28
第4 森林の保全に関する事項	29
1 森林の土地の保全に関する事項	29
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	29
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	29
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	29
(4) その他必要な事項	30
2 保安施設に関する事項	30
(1) 保安林の整備に関する方針	30
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	30
(3) 治山事業の実施に関する方針	30
(4) 特定保安林の整備に関する事項	30
(5) その他必要な事項	30
3 鳥獣害の防止に関する事項	31
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	31
(2) その他必要な事項	31
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	31
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	31
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	31
(3) 林野火災の予防の方針	32
(4) その他必要な事項	32

第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	32
	(1) 保健機能森林の区域の基準	32
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	32
第6	計画量等	34
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	34
2	間伐面積	34
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	35
4	林道の開設及び拡張に関する計画	36
	(1) 市町村別内訳表	36
	(2) 箇所別内訳表	37
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	47
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	47
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	49
	(3) 実施すべき治山事業の数量	50
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	52
第7	その他必要な事項	53
1	保安林その他制限林の施業方法	53
	(1) 制限林の施業方法	53
	(2) 森林の保護及び管理	56
2	その他必要な事項	56
	(1) 水と緑の条例に関する事項	56
	(2) 民有林「緑の回廊」に関する事項	57

- 別表1 保安林の所在及び面積（市町村別内訳）
 別表2 自然公園の所在及び面積（市町村別内訳）
 別表3 その他制限林の所在及び面積（市町村別内訳）
 別表4 重複指定制限林の所在及び面積

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び区域

雄物川森林計画区は、本県中央から南東部に位置し、北は米代川森林計画区に、東は岩手県、南は宮城県・山形県に、西は子吉川森林計画区と接する5市2町1村を包括する区域です。

計画区域の市町村	総土地面積 (ha)	計画対象森林 (民有林) 面積 (ha)
秋田市 (秋田市、河辺町、雄和町) 大田市 (大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、 太田町、仙北町、南外村) 仙北市 (角館町、田沢湖町、西木村) 美郷町 (六郷町、千畑町、仙南村) 横手市 (横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、 十文字町、山内村、大雄村) 湯沢市 (湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村) 羽後町、東成瀬村	495, 292	191, 132

注) () 内は旧市町村の名称

資料：総数は、国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」

(2) 自然的条件

ア 地勢

本計画区は、北部の米代川森林計画区界には焼山(1,366m)、八幡平畚岳(1,578m)などの山々が、東部には奥羽山脈が南北に縦走し、北から大深岳(1,541m)、烏帽子岳(乳頭山)(1,478m)、駒ヶ岳(1,637m)、和賀岳(1,439m)、栗駒山(1,626m)、神室山(1,365m)などの山岳により岩手県、宮城県及び山形県と接しており、西部には出羽山地に属する丘陵状の山々が分布し、その間に仙北平野や横手盆地などの平坦地が広がっています。

河川は、本計画区の中央を雄物川が山形県境を源とし、北西に流れながら岩手県境を源とする玉川等と合流し、秋田市において日本海に注いでいます。

イ 地質及び土壌

地質は、山地のほとんどが第三紀層に属し、北部の太平山付近に花崗岩、駒ヶ岳付近に安山岩、東南部の和賀岳、栗駒山、神室山付近に凝灰岩、砂岩、西部出羽山地地帯は砂岩、泥岩が分布しています。

土壌は褐色森林土が広く分布し、その他黒ボク土、ポドゾル土が見られます。

ウ 気象

本計画区は、冬季に積雪が多く見られる典型的な日本海側気候の特徴を示しています。30年間の観測値の平均では、年平均気温は11℃内外、年間降水量は1,600～2,200mm、最深積雪は沿岸部で0.4～0.8m、内陸部では、1.0～1.4mと多く、積雪は林木の生育に大きな影響を与えています。

区分	気 温 (°C)			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	観測地点
	最高	最低	年平均			
上 流	27.3	-5.0	9.5	2,104.2	144	湯の岱
下 流	29.2	-2.1	12.1	1,741.6	37	秋 田

資料：気象庁ウェブサイト（平成3～令和2年）

(3) 社会経済的条件

ア 交通

道路網は、秋田自動車道及び東北中央自動車道により高速交通網が整備されたほか、国道は南北に13号線が貫通し、7号、46号、105号、107号、108号、341号、342号、398号の各線が接続し、これに地方道が結ばれています。

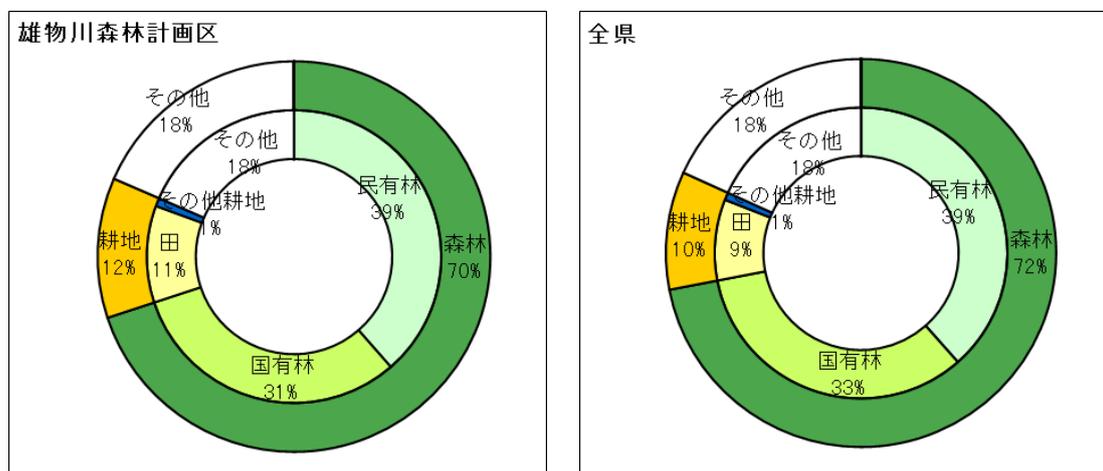
鉄道は、本県を南北に縦断するJR東日本奥羽本線を期線として、隣の岩手県と結ぶ田沢湖線や北上線、第三セクターの秋田内陸縦貫鉄道があります。また、秋田新幹線が秋田と東京を結んでいます。

また、国際コンテナ船や国内フェリーが就航する秋田港、空の玄関口として秋田空港が整備されています。

イ 土地利用の現況

本計画区の総面積は495,292haで県土面積の約43%を占めており、うち森林が70%、耕地が12%、その他18%となっています。

雄物川流域は本県の穀倉地帯と言われ、水田面積、就業人口、生産額とも全県の半数を占めています。



資料：国土地理院「令和6年全国都道府県市町村別面積調」

2020 農林業センサス、東北森林管理局計画課、秋田県森林資源造成課

ウ 産業経済

産業別就業者数は県都秋田市が含まれることから、第1次産業が7%、第2次産業が21%であり、第3次産業が69%と半数以上を占めています。

産業別総生産額は、計画区全体で21,305億円と、県全体の60%を占めており、第1次産業が2%、第2次産業が21%、第3次産業が77%となっています。

(4) 雄物川森林計画区の概況

ア 森林・林業・木材産業の特色

雄物川森林計画区の森林面積（民国合計）は 347,854ha で、県内の森林面積の 41% を占めています。民有林の森林面積 191,132ha のうち、人工林面積は 97,136ha で、人工林率は 51% と県平均の 57% を下回っています。また、樹種別面積ではスギの比率が高く、94% を占めています。また、天然林のうち 91% が広葉樹林でコナラを主体とした林分が多く分布しています。

令和 4 年度末の公道を含めた林道開設総延長は 2,994km となっており、林道密度は 15.7m/ha で県平均の 17.7m/ha を下回っています。

また、本計画区の下流域には県内最大の木材消費地である秋田市があり、プレカットや合板等の木材加工施設が集まっています。上流域はブナやナラ類を主体とした豊富な広葉樹資源に恵まれ、家具や漆器等の木工業が盛んです。

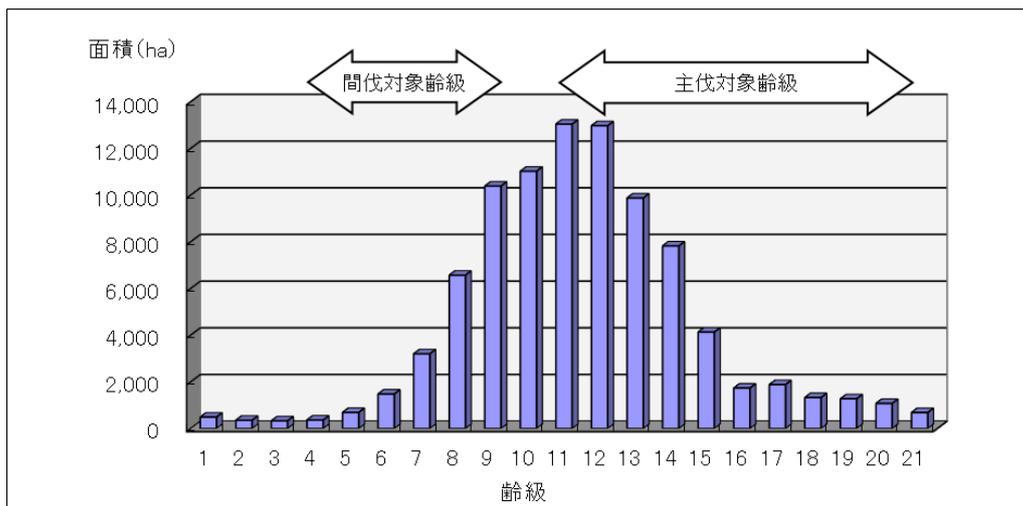
イ 森林・林業・木材産業の課題

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、森林による二酸化炭素の吸収や木材による炭素の貯蔵効果に期待が高まる中、「伐って・使って・植える」という森林資源の循環利用により、林業・木材産業の成長産業化を実現することが重要になっています。

そのため、原木需要の増加を見据えた素材生産体制の整備、県産材利用及び販路の拡大、再造林の推進による資源の平準化等に取り組む必要があります。

また、県民の財産や生活環境を守る安全・安心な地域づくりのため、森林の有する公益的機能の維持・発揮を重視した森林整備を進めるとともに、災害に強い森林づくりを進める必要があります。

■ 民有林スギ人工林の齢級別資源（雄物川森林計画区）



資料：森林資源造成課

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前期5ヵ年分の伐採立木材積、人工造林及び天然更新別の造林面積、間伐面積、林道の開設又は拡張、保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備の実行結果の概要及びその評価は以下のとおりです。

(1) 伐採立木材積

(単位 材積：千m³、実行歩合：%)

区分	計画		実行		実行歩合	
	主伐	間伐	主伐	間伐	主伐	間伐
総数	1,310	1,410	1,308	1,132	100	80

【評価】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う需要減と、「ウッドショック」による国産材への需要の高まりにより相殺された結果、主伐は計画どおりとなりました。一方、間伐は主伐へのシフトに伴い計画量を下回っています。

(2) 間伐面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

区分	計画	実行	実行歩合
間伐面積	23,962	8,350	35

【評価】

間伐面積の実行率は主伐へのシフト等から35%と計画量を下回りました。森林の多面的機能発揮及び木材の安定供給の両面から間伐の推進は重要であり、引き続き整備を進める必要があります。

(3) 人工造林・天然更新別面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
5,100	2,700	53	2,450	838	34	2,650	1,862	70

【評価】

伐採が計画どおり行われている一方、人工造林が34%の実行歩合となっています。県が令和4年度から開始した再造林拡大の取組により、年々人工造林面積が増加していますが、森林の持つ二酸化炭素吸収量の確保と森林資源の循環利用の確立のためには再造林を計画的に行っていく必要があります。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

(単位 開設、舗装：km、改良：箇所数、実行歩合：%)

区分	計画			実行			実行歩合		
	開設	拡張		開設	拡張		開設	拡張	
		改良	舗装		改良	舗装		改良	舗装
総数	300.0	56	123.9	21.8	15	1.5	7	27	1

【評価】

林道の開設・拡張の実績は、計画に比べて非常に低位となっています。これは、予算の制約や地元の合意形成に時間を要することが原因となっています。

林内路網の整備は林道と森林作業道を組み合わせながら実施されており、森林作業道の整備は県内の独自目標を達成しています。

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定の面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	40,250	40,403	100	15	5	35
水源涵養	28,085	27,395	98	5	-	-
災害防備	13,143	13,013	99	9	4	48
保健風致	1,490	1,459	98	1	1	100

※保健保安林と風致保安林は他の保安林と重複するものがある。

【評価】

森林の有する公益的機能の発揮が必要な森林について保安林指定を推進した結果、概ね計画量どおりとなりました。

イ 保安施設事業

(単位 地区数：件、実行歩合：%)

区分	計画	実行	実行歩合
治山事業施地区数（箇所）	188	64	34

【評価】

治山事業施工地区数は計画を下回っていましたが、崩壊の危険性の高い箇所や公益的な機能を高度に発揮させる必要のある箇所を優先して整備を行いました。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、木材等の林産物を産出・供給する木材等生産機能とともに、水源の^{かん}涵養、山地災害の防備、土壌の保全、生活環境の保全等の公益的機能の発揮を通じて、県民の生活と深く結びついてきました。

県では平成15年3月に制定した「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（愛称：水と緑の条例）に基づき、本県の豊かな「水と緑」を守り、創造し、これを次の世代に引き継いでいくことを基本理念として、施策を実施してきました。

また、平成28年3月に制定した「秋田県木材利用促進条例」に基づき、地元の木材を優先的に活用することを目指した「ウッドファーストあきた」の取組を推進することで、林業・木材産業の振興と地域社会の活性化を図っていくこととしています。

近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場として、また、生物多様性保全の機能の発揮や、地球温暖化防止に貢献する二酸化炭素の吸収機能等、森林の持つ多面的機能へ

の期待が高まるなど、県民の森林に対する要請はますます多様化してきています。

このような期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくためには、生態系としての機能に注意を払いながら、持続可能な森林経営を推進することが重要となっています。

本県が令和4年4月に宣言した、2050年カーボンニュートラル宣言の実現に向け、森林による二酸化炭素の吸収や木材による炭素の貯蔵効果に期待が高まる中、「伐って・使って・植える」という森林資源の循環利用により、林業・木材産業の成長産業化と森林の有する多面的機能の持続的な発揮の両立が重要となっています。

まず、原木需要の拡大に対応するため、原木の安定供給に向け、林道及び林業専用道、森林作業道などの路網整備を推進するとともに、高性能林業機械の導入やICT活用による作業システムのスマート化を促進します。

また、県産材利用の向上のため、住宅・非住宅分野での利用拡大や、国内外での販路拡大に取り組みます。

さらに、森林資源量の確保及び平準化に向け、林業経営体への造林地の集積、低コスト・省力造林技術の普及・定着、エリートツリーを含む苗木の安定供給体制の整備、森林由来のJ-クレジットの普及などの総合的な対策により再造林を促進します。

加えて、即戦力となる林業技術者の養成により、次代の秋田の林業をリードする人材の育成・確保を図ることとしています。

(1) 計画策定の基本目標

① 森林資源の循環利用

【木材生産機能を重視する森林】

＜森林整備の基本方針＞

- 林木の健全性を確保し、施業の団地化を進めるため森林経営計画による施業の集約化を促進します。また、高性能林業機械の導入を推進し、低コストで効率的な木材生産を推進します。
- 将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、間伐等の森林整備を実施します。また、伐採跡地については再造林等により適切な更新を図ります。
- 計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置を推進し、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮します。



木材等生産機能森林



水源涵養機能森林

② 森林の公益的機能の発揮

【土砂の流出や山崩れ等の山地災害防止機能の発揮を重視する森林】

【水資源を保持し、渇水を緩和するとともに洪水流量等の調整機能を重視する森林】

【大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な自然環境の保全機能を重視する森林】

【森林体験活動の場や健康づくりの場として、森林とのふれあい機能を重視する森林】

<森林整備の基本方針>

- 樹根や表土の保全に留意しながら適切な保育・間伐などの森林施業を実施し、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小及び箇所分散を図ります。
- 山地災害の危険性の高い地域では、保安林の指定や適切な管理を推進するとともに必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備します。
- 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じた適切な森林整備を推進します。
- 原生的な森林や重要な野生生物の生息地である森林については、自然の推移に委ねます。
- 都市近郊や里山等の森林については、広葉樹と針葉樹の混交林化等の育成複層林施業を進めます。
- 身近な自然や自然とのふれあいの場を提供している森林については、必要に応じて歩道やキャンプ場等保健休養施設を整備します。



山地災害防止機能森林



快適生活環境／保健文化機能森林

(2) 主な計画量の概要

① 立木の伐採に関する事項

森林資源の構成と木材の需要動向から伐採量を次のとおり計画します。伐採に当たっては、整備目標森林に応じた適切な伐採方法及び伐採時期を選択することとします。

単位：材積千m³

区分	総数	主伐	間伐
針葉樹	5,830	3,750	2,080
広葉樹	1,100	1,100	—
計	6,930	4,850	2,080

※計画期末は令和17年3月31日

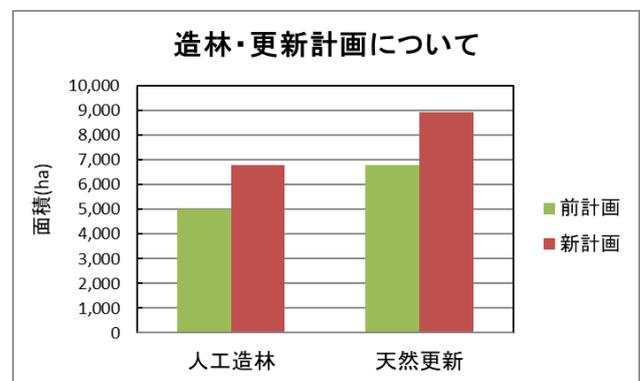
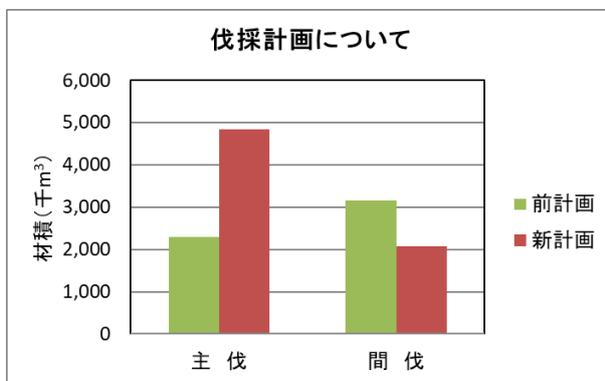
② 造林及び保育に関する事項

人工造林樹種については、その森林の重視する機能や自然環境に十分考慮するとともに、整備目標森林へ誘導するための保育管理を徹底します。天然更新についても同様に自然条件を考慮し、速やかな更新を図ることとし、必要に応じて更新促進のための更新補助作業を実施することとします。

単位：ha

総面積	人工造林	天然更新
15,750	6,800	8,950

※計画期末は令和17年3月31日



③ 林道開設及び林産物の搬出に関する事項

開設する林道の路線位置及び構造は、利用区域森林の重視する機能とその保全に十分配慮し、森林資源の状況及び造林、保育、間伐、伐採等の施業の効率性、利用区域の規模等を勘案して計画します。木材生産機能を重視する森林においては、林道開設と併せて作業路網を整備し効率的な作業システムによる森林整備と木材生産を推進することとします。

単位：延長 km

区分	開設		拡張		
	路線数	延長	改良箇所数	舗装	
				路線数	延長
総数	161	532.5	101	48	148.5

④ 保安施設に関する事項

(保安林の配備計画)

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積を次のとおり計画します。

単位： ha

実面積	水源かん養保安林	災害防備等保安林	保健風致等保安林
42,995	28,846	14,084	1,530

注) 実面積は2種類以上の重複を除いた面積

計画期末は令和17年3月31日

(保安施設等整備計画)

国土の保全、水源の^{かん}涵養、生活環境の保全等の森林の有する公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を次のとおり計画します。

治山事業施行地区数	302箇所
-----------	-------



県民参加の森づくりの推進



II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

区		分	面	積 (ha)	備考
総		数	191,132		()内は
市町村名					旧市町村名
市 町 村 別 内 訳	秋田市	(秋 田 市)	19,396		
		(河 辺 町)	8,272		
		(雄 和 町)	9,280		
		合計	36,948		
	大仙市	(大 曲 市)	2,648		
		(神 岡 町)	618		
		(西 仙 北 町)	10,621		
		(中 仙 町)	1,516		
		(協 和 町)	12,193		
		(太 田 町)	817		
		(仙 北 町)	17		
		(南 外 村)	6,383		
	合計	34,814			
	仙北市	(角 館 町)	5,207		
		(田 沢 湖 町)	11,080		
		(西 木 村)	9,276		
		合計	25,563		
	美郷町	(六 郷 町)	864		
		(千 畑 町)	1,738		
		(仙 南 村)	462		
		合計	3,064		
	横手市	(横 手 市)	4,416		
		(増 田 町)	4,391		
		(平 鹿 町)	568		
		(雄 物 川 町)	2,748		
		(大 森 町)	6,430		
		(十 文 字 町)	3		
(山 内 村)		17,260			
(大 雄 村)		18			
合計	35,835				
湯沢市	(湯 沢 市)	9,138			
	(稲 川 町)	3,358			
	(雄 勝 町)	13,371			
	(皆 瀬 村)	7,013			
	合計	32,879			
羽後町		13,881			
東成瀬村		8,148			

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林資源造成課及び秋田、仙北、平鹿、雄勝地域振興局農林部森づくり推進課です。
- 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

全国森林計画に即して、全般に積雪量が多く、地質的にも脆弱な山地が多い本計画区については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮し、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、花粉発生源対策を加速化するほか、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林を維持することとします。

また、地質や積雪など地域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとします。

加えて、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を推進することとします。

なお、各機能を発揮する上で望ましい森林の姿は次のとおりとします。

森林の有する機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設等が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生態種が生育・生息している溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、

森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。

また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。

あわせて、野生鳥獣による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や、森林GISの効果的な活用を図ります。

また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年条例第61号）に基づき、水源森林地域に指定された森林を、水源涵養機能森林の中で重ねて設定することとします。

なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

※ 地域森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを、「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現します。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
水源森林地域	<p>水源森林地域は、水源かん養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村・水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとします。</p> <p>指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととします。</p>

<p>山地災害防止機能 ／土壤保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>

<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育・間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。</p>

- 注) 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御でききないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意する必要があります。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能がありますが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育成単層林 (ha)	96,991	95,541
	育成複層林 (ha)	2,506	4,741
	天然生林 (ha)	91,545	90,760
森林蓄積 (m ³ /ha)		273	283

- 注) 1 現況は令和6年3月31日現在の数値です。
- 2 森林蓄積は、立木地の蓄積です。
- 3 「育成単層林」とは森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林です。
- 4 「育成複層林」とは森林を構成する林木を択伐により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林です。
- 5 「天然生林」とは主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林です。

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全の推進に当たっては、国、県及び市町村が十分な連携を取りながら、森林の有する多面的機能を高度に発揮するよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとします。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとします。

なお、主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとします。

ア 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

イ 伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。

伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

ウ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

エ 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図ることとします。

オ 択伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導し森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する事を勘案して行うこととします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「樹種別の立木の標準伐期齢」についての指針は、主要樹種ごとの平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

標準伐期齢の基準

地 区	樹 種 (年)						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
雄物川 地域森林計画区	50	40	40	35	50	60	25

注) 標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期の指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。
また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

(3) その他必要な事項

木材等生産機能森林においては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りながら持続的・安定的に木材等を生産するために、成長量程度の伐採を行うこととします。

また、公益的機能を維持増進する必要のある森林については、市町村森林整備計画において伐採方法を特定し、環境に配慮した伐採に努めるものとします。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林については、制限の目的の達成に必要な施業を行うこととするとともに、生物多様性の保全などにも配慮した伐採を行うこととします。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、既往の造林地の生育状況、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合する適地適木を旨とし、木材需要も勘案のうえ、造林が容易で健全に生育し材質等に優れている樹種を選定するものとし、針葉樹はスギ、カラマツを主体に、広葉樹はケヤキ、ブナ、ナラ類等の有用広葉樹を主体とします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

なお、花粉発生源対策の加速化を図るため、特定苗木や少花粉スギなど花粉の少ない苗木の導入及び増加に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準とします。

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	疎密度仕立て (収量比数0.5)	1,500~2,100
	疎~中庸密度仕立て (収量比数0.6)	2,101~2,500
	中庸密度仕立て (収量比数0.7)	2,501~3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然条件を考慮して定めるものとします。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

② 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

雑草木やササ、つる等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、散乱している末木枝条と共に等高線沿いに筋条に集積するか、又は植栽地外に集積することとします。

また、伐採や採材などに使用する林業機械を活用して、人工造林作業の効率化を図ることとします。

b 植付け方法

植栽時期は春又は秋植えとするとともに、極力乾燥時期を避け、必要に応じ植え穴を大きくし丁寧植えを行うなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林資源の積極的な造成と共に、林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において人工造林を伴うものにあつては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の有する公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間で更新を図ることとします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の対象樹種」についての指針は、自然条件、既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等に優れている樹種とし、次のとおりとします。

針葉樹及びブナ※、ナラ類※、クルミ類、クリ※、ケヤキ、ホオノキ※、サクラ類※、

カエデ類※、トチノキ、シナノキ、センノキ、カンバ類等の広葉樹であって将来その林分において高木となりうる有用樹とします。

※は、ぼう芽更新が可能な樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

- a ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所では、かき起こしや、末木枝条類の除去を行うこととします。
- b ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所では、刈払いを行うこととします。
- c 天然稚樹等の生育状況を勘案し、天然更新の不十分な箇所には必要な本数の植込みを行うこととします。
- d プナは種子の結実及び林床条件を考慮して、天然稚樹の発生、育成を促す地表処理、刈出し等の作業により更新を図ることとします。
- e ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～5本を目安として、芽かきを行うこととします。
- f アカマツは伐採前又は伐採後に地床処理による天然更新補助作業を行うこととします。
- g 伐採の一定期間の後に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実な更新を図ることとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」についての指針は、「秋田県天然更新完了基準書（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで林地の更新状況を確認し、更新完了を判断することとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しないなど、確実な天然更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとします。

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民からの社会的要請などを勘案し、市町村森林整備計画において定めることとします。

- a ぼう芽更新に適した立木が存在しない森林
- b 天然下種更新に必要な母樹が存在しない森林
- c 天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況が芳しくない森林
- d 林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況から、有用天然木の稚樹の育成が期待できない森林

- e 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の進入が期待できない森林

(4) その他必要な事項

木材等生産機能森林については、森林資源の早期回復、公益的機能の維持を図るため、(1)のイに定める人工造林又は(2)のイに定める天然更新の指針により、確実な更新を確保することとします。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」の指針は、森林計画区の標準的な森林の自然条件、既往の間伐方法を勘案し、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

なお、標準的な間伐の時期、回数、方法等については次表を標準とします。なお、1回当たりの間伐率は概ね本数率で30%とします(材積で35%以内)。

特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

生産目標	主伐までの目標
良質材生産	節などの形質の悪い木がない良質な小～中径材の生産を目指す
一般材生産	植栽や間伐のコストを抑えて、低コストな生産を目指す
大径材生産	天然秋田スギの代替えになるような良質な大径材の生産を目指す

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立て 方法	間伐の時期(年)							備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	良質材生産 (～3,000本)	50	中庸密度 仕立	11～15	21～25	26～30	31～35	36～40			
		80		11～15	21～25	26～30	31～35	41～45	51～55	61～70	
	一般材生産 (～3,000本)	50	中庸密度 仕立	16～20	21～25	26～30	36～40				
		80		16～20	21～25	26～30	36～40	51～60			
	一般材生産 (～2,500本)	50	中庸～疎 密度仕立	16～25	26～30	36～40					
		80		16～25	26～30	41～45	56～65				
	一般材生産 (～2,100本)	50	疎密度 仕立	16～25	31～40						
		80		16～25	31～40	46～55	56～65				
	大径材生産 (～3,000本)	100 以上	中庸密度 仕立	16～20	21～25	26～30	36～40	51～60	66～75	81～90	



高性能林業機械を活用した間伐作業

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「保育の作業種別の標準的な方法」についての指針は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、森林計画区における既往の保育方法を勘案して、時期、回数、作業方法等について次表を標準とします。

＜スギ人工林の保育の目安＞

	施業種	林										齢										備 考				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		22	26	30	
良 質 材 生 産	下 刈	○	◎	◎	○	○	○	○	△	△	△															
	除 伐										○				○											
	枝打ち													○			○					○	○	○	枝下高8.0m	
	つる切り										○			○												
	雪起し		△	△	△	△	△	△																		
一 般 材 生 産	下 刈	△	○	○	△	○	△	△	△	△	△															
	除 伐											○				△										
	枝 打														○						○				枝下高4.0m	
	つる切り																									
	雪起し											○				○									雪害木は除伐時に対応	

◎：年2回実施 ○：年1回実施 △：必要により実施

ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局部的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行います。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとします。

また、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図ることとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画で定める「公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域における森林施業の方法」に関する指針は次のとおりとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の機能と森林の整備及び保全の基本方針を踏まえつつ、これら森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することを基本とします。

また、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように施業方法を定めることとします。具体的には、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考にして、その機能の高度発揮が求められている森林について、一体的な森林整備を踏まえて定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業 森林の名称	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
水源の涵養の機能 の維持増進を図る ための森林施業を 推進すべき森林 (水源涵養機能)	①地形 a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 ②気象 a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ③その他 a 大面積の伐採が行われがちな地域	伐期の間隔の拡大のほか、皆伐を行う場合にあつては伐採面積の規模縮小

公益的機能別施業 森林の名称	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止機能／土壌保全機能)	①地形 a 傾斜が急な箇所 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 ②地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 c 破砕帯又は断層線上にある箇所 d 流れ盤となっている箇所 ③土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 b 土層内に異常な帯水層がある箇所 c 石礫地から成っている箇所 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所	①人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を行うこととするが、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を行う。 ②適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行う。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能)	①都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 ②市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林	①生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を行うこととするが、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を行う。 ②適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行う。

公益的機能別施業 森林の名称	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)	①湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 ②紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ③ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 ④希少な生物の保護のため必要な森林	①自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を行うこととするが、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を行う。 ②適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行う。 ③特に地域独自の景観等が求められる森林については、特定の広葉樹を育成する森林施業を行う。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように施業方法を定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後

は、原則、植栽による更新を行うこととします。また、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

なお、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

(3) その他必要な事項

公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲内で定めることとします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。

また、林道及び林業専用道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進することとします。

特に、林道及び林業専用道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進することとします。

また、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道等整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。

既設林道及び林業専用道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ることとします。

○基幹路網の現状

		単位 延長：km	
区 分	路線数	延 長	
基幹路網	424	947	
うち林業専用道	16	31	

(注) 1 「基幹路網」とは、林道及び林業専用道をいう。

2 出典：令和5年度版秋田県林業統計ほか

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

林道等路網の整備に当たっては、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、林道及び林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	作業システム（高性能林業機械）
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系	110m/ha以上	〔伐木・造材〕 〔搬出〕 ハーベスタ フォワーダ
中傾斜地 (15°～30°)	車両系	85m/ha以上	〔伐木・造材〕 〔搬出〕 ハーベスタ フォワーダ
	架線系	25m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急傾斜地 (30°～35°)	車両系	60<50>m/ha以上	〔造材〕 〔搬出〕 プロセッサ フォワーダ
	架線系	20<15>m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急峻地 (35°～)	架線系	5m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 タワーヤーダ プロセッサ

注1 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。



（3）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

間伐等の森林施業を実施する計画があり、基幹路網を開設する必要がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設林道がなく基幹路網の開設が必要な区域を、市町村森林整備計画における「路網整備等推進区域」として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。

（4）路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備する等の図る観点から、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める林業専用道取扱指針及び森林作業道作設指針に則り開設することとします。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林を定めます。

この場合の搬出方法は、地表の損傷を極力避けるため、架線集材等による集材を採用することにより、重機械類の林内走行を極力控え、集材路等についても既存路網の使用を主体に路網の新設を最小限にとどめるようにします。

(6) その他必要な事項

林道等路網の開設に当たっては、効率的な森林施業を実施するため、土場、作業施設その他森林整備に必要な施設の整備と一体となって計画的に実施するものとします。

また、民有林と国有林が隣接している地域などについては、民有林・国有林で連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めることとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に実施するため、計画区内の市町村、森林・林業・木材産業等関係者の合意形成を図りつつ、次の事項について、計画的かつ総合的に推進することとします。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めます。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。

あわせて、航空レーザ測量等により整備した情報の公開を促進し、面的な集約を進めることとします。

このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナー及び森林所有者に造林地の集積の働きかけを行う「あきた造林マイスター」の育成を進めます。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進することとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとします。

さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進することとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従事者の養成及び確保については、就業相談会の開催、秋田県林業トップランナー養成研修（愛称：秋田林業大学校）で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組めます。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並み所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ります。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むこととします。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図ることとします。その際、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努めることとします。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を図るため、リースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むこととします。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進のための施設の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めることとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等

の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

平成 28 年 4 月に施行した「秋田県木材利用促進条例」及び「木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、公共建築物の木造・木質化の推進や、県産材利用の促進や県産木材製品の需要拡大を図るほか、国内販売や輸出に向けた取組を推進することとします。

また、地域においても工務店等がグループ化し、住宅における県産木材製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心として木質資材の活用を推進することとします。

加えて、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取り組み、生態系や土壌、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を推進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取組を推進することとします。

ア 木材流通の合理化

当計画区の 3 原木市場については、価格形成や需給調整の機能の向上を図ることで、多様なニーズに応じた流通体制を整備するとともに、山土場から近隣の製材工場等への直送システムによる効率化を進めることで、原木の安定供給体制の構築に向けた取組を推進することとします。

イ 生産体制の整備と利用の促進

当計画区内の製材工場は一次製材加工が大半を占めていますが、全国的な在来軸組工法プレカット化が進む中で、同計画区内ではプレカット工場が 6 工場稼働しています。今後二次製材加工化の促進を図るとともに、間伐材や一般材の生産増加に対処するための量産工場の育成が求められています。一方、地域の木材加工・流通業者と建築設計業者のグループ化を推進し、住宅や公共建築物への製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心とした木質資材の活用を推進します。

ウ 関係者の合意形成

雄物川流域林業活性化センターを中心となり平成 28 年に策定した「雄物川流域森林・林業アクションプランⅢ」に基づき、川上から川下までの林業・木材産業が一体となつての合意形成に努め、工業製品としての条件を備えた、付加価値の高い木材・木製品を安定的に供給できる基地づくりを目指します。

(6) その他必要な事項

森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進することとします。

また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進します。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民や N P O 等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めることとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって水資源の涵養、土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して次のとおり定めます。

○樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の市町村別面積

区分	面積	留意すべき事項	備考
総数	40,077		
秋田市	3,245	1 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとします。	
大仙市	3,074		
仙北市	3,998		
美郷町	540		
横手市	12,037	2 その他の地域 森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊防止に留意するものとします。	
湯沢市	10,945		
羽後町	2,753		
東成瀬村	3,484		

注) 森林の地区は参考資料2(5)の制限林の種類別面積と同一です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当ありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

また、土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずることとします。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮することとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年

法律第 191 号) に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

(4) その他必要な事項

土砂の流出や崩壊の恐れがある地域については、樹根等による土壤保全機能を高めるため、複層林施業や長伐期施業を推進することとします。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の^{かん}涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当ありません。

(3) 治山事業の実施に関する方針

近年の大雨の激化・頻発化による土砂流出及び山腹崩壊の激甚化等、災害の発生形態の変化などを勘案し、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立って、本数調整伐や植栽などの森林整備や溪間工、山腹工、地下水排除工、海岸防災林の整備・保全など、災害に強い地域づくりに関する取組を実施することとします。

なお、その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策を推進することとします。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

保安林の指定目的に即して機能していないと認められる保安林については、特定保安林として指定し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。特に、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、関係市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うこととします。また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進します。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画で定める「鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法」に関する方針は次のとおりとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害のある森林の周辺に位置し被害発生の恐れがある森林等、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき区域を定め、鳥獣害対策を推進することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

特に、松くい虫被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとします。

また、ナラ枯れ被害については、市町村と連携し徹底した監視を行うとともに、「守るべきナラ林」及び重点地域の予防対策を実施し、加えて、ナラ林の若返りを図るための伐採を促進し、国有林とも連携を図りながらナラ枯れに強い森林を育成するなど、被害対策を推進します。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)

隣接県において被害が報告されているニホンジカの見撃情報が増加していることから、関係行政機関等で情報収集と共有化を図ることとします。

一方で、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域

住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進することとします。

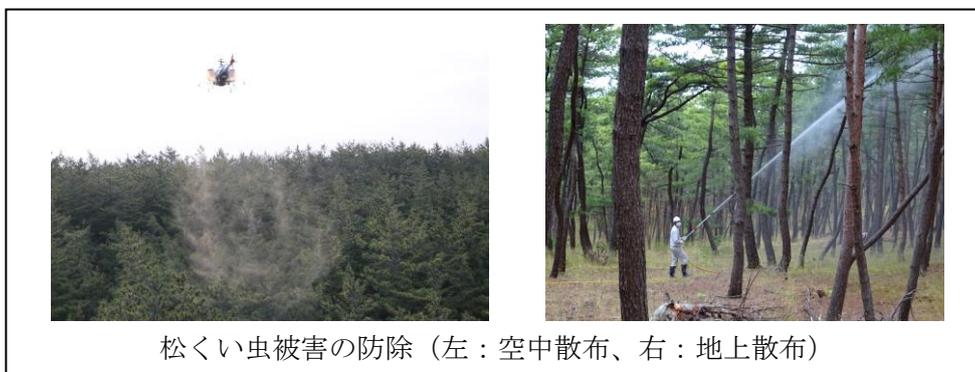
(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適宜実施するなど、関係者が一体となり、巡視・啓発活動を推進することとします。

また、森林病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施に当たっては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うよう、普及啓発に努めることとします。

(4) その他必要な事項

森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関しては、民有林・国有林間での情報共有など連携を図りながら効果的な推進に努めることとします。



松くい虫被害の防除（左：空中散布、右：地上散布）

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能と文化機能の高い森林につきその保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行について」（平成2年5月16日付け2林野企第38号農林水産事務次官依命通知）の第5の1から3までに掲げる事項に留意することとします。

なお、市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、^{かん} 県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、複層林施業及び広葉樹林の

育成など、森林の特色を踏まえて多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木に当たってはその樹高）を定めることとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定・整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、次のとおりとします。

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	
総 数	6,930	5,830	1,100	4,850	3,750	1,100	2,080	
前半5カ年の計画量	3,410	2,920	490	2,370	1,880	490	1,040	
後半5カ年の計画量	3,520	2,910	610	2,480	1,870	610	1,040	
市町村別内訳	秋 田 市	1,414	1,240	174	1,012	838	174	402
	大 仙 市	1,284	1,094	190	905	715	190	379
	仙 北 市	932	790	142	654	512	142	278
	美 郷 町	124	112	12	91	79	12	33
	横 手 市	1,250	1,017	233	860	627	233	390
	湯 沢 市	1,146	934	212	788	576	212	358
	羽 後 町	517	443	74	366	292	74	151
	東 成 瀬 村	263	200	62	174	112	62	89

2 間伐面積

間伐面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区 分	間伐面積	
総 数	39,244	
前半5カ年の計画量	19,622	
後半5カ年の計画量	19,622	
市町村別内訳	秋 田 市	8,651
	大 仙 市	7,454
	仙 北 市	5,526
	美 郷 町	833
	横 手 市	6,451
	湯 沢 市	6,048
	羽 後 町	3,083
	東 成 瀬 村	1,199

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区 分		人工造林	天然更新	総数
総 数		6,800	8,950	15,750
	前半5カ年の計画量	3,100	4,350	7,450
	後半5カ年の計画量	3,700	4,600	8,300
市町村別内訳	秋 田 市	1,499	1,458	2,957
	大 仙 市	1,292	1,554	2,846
	仙 北 市	958	1,122	2,080
	美 郷 町	144	97	242
	横 手 市	1,118	1,912	3,029
	湯 沢 市	1,048	1,705	2,753
	羽 後 町	534	592	1,126
	東 成 瀬 村	208	510	718

注) 人工造林：天然生林→育成単層林、未立木地造林
 ：育成単層林→育成単層林
 ：育成単層林→育成複層林、育成複層林→育成複層林
 天然更新：ぼう芽更新（育成単層林→育成単層林）、
 ：天然下種更新（育成単層林→育成単層林、
 育成単層林→育成複層林、育成複層林→育成複層林、
 天然生林→育成複層林）
 ：天然下種更新（天然生林→天然生林）



4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

単位（延長：km、面積：ha）

区 分	開 設			拡 張			備 考
	路線数	延 長	利用面積	改 良 箇所数	舗 装		
					路線数	延 長	
総 数	161	532.5	33,136	101	48	148.5	
前 期	75	224.4	14,139	56	36	123.9	
後 期	86	308.1	18,997	45	12	24.6	
秋田市	29	96.3	6,552	12	5	16.0	
大仙市	31	79.4	3,810	20	8	36.1	
仙北市	19	75.5	6,311	24	10	17.4	
美郷町	3	14.4	482	-	-	-	
横手市	31	137	7,479	13	2	5.1	
湯沢市	31	84.2	5,891	23	12	46.6	
羽後町	10	21.9	1,024	4	5	12.0	
東成瀬村	7	23.8	1,587	5	6	15.3	
合 計	161	532.5	33,136	101	48	148.5	

注) 前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。



林道等路網の整備

(2) 箇所別内訳表 (開設/新設・改築)

単位 (延長 : km、面積 : ha)

種類	区分	位置 (市町村)		路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考				
			旧市町村										
自動車道	林業専用道	秋田市	秋田市	新山三内	1.2	1,121	○		一部改築				
				小山田	2.5	93	○						
				貝の沢	1.4	113	○						
				湯の里道川	5.0	153	○						
				腔市	4.5	256							
				新山	6.4	270							
				山谷畑	1.2	280							
				地主	2.0	215	○						
				下浜長浜	1.6	150							
				上皿見内	3.5	430							
				太平山谷	1.0	407	○						
				戸島館	2.9	183	○						
				寒川	6.5	248	○						
	林業専用道	秋田市	秋田市	新山沢	1.5	151	○						
				鎌倉	1.5	119	○						
				唯鳩沢	1.9	113	○						
				宇利沢	2.4	165							
				内沢	3.0	113							
				松木沢	3.5	210							
				御倉岩	3.0	175							
				大滝沢	3.8	125							
				新川上田表	4.5	215							
				四国	3.5	175							
				林業専用道	秋田市	秋田市	萱ヶ沢第一	7.0	261	○			
							萱ヶ沢第二	6.0	286	○			
							大柳	2.6	100	○			
	大沢	8.0	250										
	八木山沢	1.0	30				○						
	林業専用道	秋田市	秋田市	椿台	3.4	145	○						
				小計	29	96.3	6,552	16					
	自動車道	大曲市	大曲市	仁応寺	0.5	210							
				熊沢	2.2	80							
				深沢	2.0	170							
				地藏田	2.2	110							
				熊沢石持	3.3	130							
				中山荒山台	2.6	87							
				巢ノ沢小出沢	2.4	137	○						

単位（延長：km、面積：ha）

種類	区分	位置（市町村）		路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
		大仙市	旧市町村							
自動車道	林業専用道	大仙市	西仙北町	畑の沢青平	3.1	107	○			
				大佐沢	4.0	277				
				滝尻沢	2.1	159				
				小西又沢	2.3	81				
				上田の沢	2.6	87				
				前田面	2.8	134				
				源四郎沢	2.0	107				
				石仏沢	2.0	117				
				明光沢岳	2.5	125				
				正手沢	3.5	250				
				外堤	3.0	155				
				心像	2.0	128	○			
	第二心像	1.2	49	○						
	林業専用道			中仙町	栗沢・大神成	1.4	92	○		
	林業専用道	大仙市	協和町	芹沢	1.5	86	○			
				樺坂	2.0	114	○			
				向築茂	8.0	181	○			
				七袋	1.5	50	○			
				白糸滝	2.7	127	○			
	林業専用道	大仙市	太田町	真木根堀	3.0	95				
				大台	1.6	61	○			
				南外村	矢向	5.0	119	○		
	湯元	3.2	100							
	小計				31	79.4	3,810	12		
	林業専用道	大仙市	仙北市	角館町	内沢入角山	6.5	307			
					西長野・相沢	6.5	1,040			
					角館山沢	7.5	1,238			
					古寺	7.5	167			
					熊堂・野田	4.6	81			
	林業専用道	大仙市	仙北市	田沢湖町	谷地ノ沢	5.0	267			
					沢口	1.5	117			
					日影	1.5	143			
おばこ沢					1.5	96				
中山					6.7	365	○			

単位（延長：km、面積：ha）

種類	区分	位置（市町村）		路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
		旧市町村							
自動車道		仙北市	西木村	ビンザ森	11.0	1,110			
				二神山	2.1	158			
				六郷沢	2.2	269			
				大浦大石	3.3	390			
				長沢2号	1.2	59			
				沢口	2.5	117			
				福坂	1.4	234			
				梨子木台	1.0	73			
				大羅迦内支	2.0	80			
				小計	19	75.5	6,311	1	
林業専用道	美郷町	六郷町	瀧尻・竜川	0.5	83	○			
			七滝山	4.2	178	○			
			千畑町	浪花	9.7	221	○		
			小計	3	14.4	482	3		
林業専用道	横手市	横手市	金沢	4.0	169				
			無沢	3.2	368				
			中沼	9.4	225				
			上板ヶ沢	3.0	159				
			金沢中野	6.1	167				
			城付	10.1	285				
			横手沢	8.7	553				
			上檜沢1号	1.5	92	○			
			上檜沢2号	1.2	34	○			
			林業専用道	増田町	横手市	小栗山	2.6	182	
菅生沢	0.7	102							
与三畑	2.5	178							
武道支	2.0	189							
鬼越	6.3	235							
雄物川町	地竹沢	1.5				419	○		
	東ノ沢	3.0				306			
	西ノ沢	3.8				215			
	小野田	3.3				191			
	鍛冶台	3.3				183			
林業専用道	大森町	横手市	黒沢	1.8	87				
			六盃堀戸	0.5	438	○			
			坂部	9.1	126	○			
			屋敷台	7.0	262				

単位（延長：km、面積：ha）

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
			旧市町村						
自動車道	林業専用道	横浜市	山内村	黒沼	5.4	115	○		
				焼山	1.3	17			
				赤倉沢	4.8	210			
				黒沢	5.7	204			
				外山	4.2	124			
				大倉沢	1.5	30			
				金山	3.5	841			
				萱峠板井沢	16.0	773	○		
		小計		31	137.0	7,479	7		
		湯沢市	湯沢市	石塚	1.8	304	○		
				大荒沢	1.2	109	○		
				御獄	1.3	127	○		
				山谷	1.6	279	○		
				須川・高松	5.0	260	○		
				七十刈	1.6	404	○		
				内ノ目真木ノ沢	3.4	149			
				吉ヶ沢	4.5	189			
				三途川	3.4	213			
				稲川町	稲川町	平場	2.4	254	○
		玉ヶ沢	3.0			106	○		
		大小沢	0.8			174	○		
		下宿	0.6			65	○		
		雄勝町	雄勝町	中ノ沢	3.0	138	○		
				大沢・熊ノ沢	4.9	282	○		
				平清水	4.5	266	○		
				味噌御無沢山	5.7	201			
				下焼山水上	2.2	154			
				役内中山西ノ又	3.5	152			
				川井	2.6	80	○		
				大清水	2.5	109	○		
				大清水2号	2.5	100	○		
	立浪宝山			2.0	31	○			
	山ノ田			1.5	79	○			
	三ツ村			2.0	200	○			

単位（延長：km、面積：ha）

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考	
			旧市町村							
自動車道	林業専用道 林業専用道	湯沢市	皆瀬村	小安沢	3.7	802	○			
				貝沼若畑	1.9	44	○			
				白沢	0.8	84	○		起点	
				畑等	5.0	325				
				黒森	4.8	181	○			
				上生内	0.5	30	○			
	小計				31	84.2	5,891	24		
	林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道	羽後町			中の沢	2.0	133	○		
					仙道沢	2.6	129	○		
					風谷山	4.4	83	○		
					上乙泉	1.9	31	○		
					宇津野飯沢	2.1	80	○		
					太倉	0.6	121	○		
					西馬音内	0.4	13	○		
					天拝山大平山	2.6	175			
					蓬キ沢山滝ノ上山	2.5	119			
					西ノ沢宇津野	2.8	140			
					小計				10	21.9
	林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道	東成瀬村			砥沢	2.2	425	○		
					鳥谷沢	6.0	360	○		
					谷地天江	3.6	189	○		
					柳沢	3.0	151	○		
					土ヨロ	3.0	83	○		
					切留白石小沢	3.2	231			
					本山滝ノ上金山蝸牛	2.8	148			
	小計				7	23.8	1,587	5		
	合 計				161	532.5	33,136	75		

- 注) 1 終点側の林道は路線数として数えない。
 2 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。
 3 区分に記載のない路線は林道である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/改良)

種 類	区 分	位 置 (市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		秋田市	秋田市	国見山	1			
				道川	1	○		
				湯の里	1	○		
				黒川	1			
				無知志沢	1	○		
				青長根桧沢	1	○		
			河辺町	福田	1			
				小出沢	4			
				丸舞	1	○		
		小計		9	12	5		
		大仙市	西仙北町	杉山沢	1			
				諏訪山	5			
				椿沢	1			
			中仙町	小滝支	1	○		
			協和町	板井沢	3			
				沢内水沢	1	○		
				石森	1	○		
				出羽湯の沢	1			
				御代ヶ沢	1			
				神子屋敷	1			
			南外村	六郷沢	1	○		
				上荒沢	2	○		
				滝荒沢	1			
		小計		13	20	5		
		仙北市	角館町	堤沢	1			
				長坂	1			
				山崎	1			
				鬼壁	2			
				野田	1			
			田沢湖町	黒沢野	2			
				手倉野	4	○		
				真木沢	1	○		
				杉沢	1	○		
				下高野	1			
柏山	1							

種 類	区 分	位 置 (市町村)		路 線 名	改 良 箇 所 数	前 半 5 カ 年 の 計 画 箇 所	対 図 番 号	備 考
			旧市町村					
自動車道		仙北市	西木村	坂本	1	○		
				比内沢	1	○		
				堀内	1	○		
				小滝	1	○		
				土熊沢	1			
				渋谷沢	1			
				篠路支	1	○		
				大浦川内	1	○		
		小計		19	24	9		
		横手市	横手市	萱峠	1	○		
				平鹿町	明沢道満	3		
			雄物川町	三ツ森山	1	○		
				外稗作	1	○		
				鍛冶台	2	○		
			山内村	大穴峠	1			
				金山	1	○		
				大倉沢	1	○		
		三森山		1	○			
		南郷岳		1	○			
		小計		10	13	8		
		湯沢市	湯沢市	若畑中新田	2	○		皆瀬村と同じ
				東角	3			
				高松	1	○		
				杉沢	1			
				山院	3	○		
			稲川町	国見	1	○		
				大小沢	1	○		
			雄勝町	登川山の田	4	○		
				宮月	1	○		
			皆瀬村	若畑中新田	4	○		湯沢市と同じ
		稗田沢		2	○			
		小計		11	23	9		
		羽後町		登河	2	○		
登川山の田	1			○				
宇津野	1			○				
小計		3	4	3				

種 類	区 分	位 置 (市町村)		路 線 名	改 良 箇 所 数	前 半 5 年 の 計 画 箇 所	対 図 番 号	備 考
		東成瀬村	旧市町村					
自動車道		東成瀬村		大日向	3			
				砥沢	1			
				本山	1	○		
		小計	3	5	1			
合 計				68	101	40		

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/舗装)

単位 (延長 : km)

種 類	区 分	位 置 (市町村)		路 線 名	延 長	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考	
			旧市町村						
自動車道		秋田市	秋田市	檜田	3.0	○			
				黒川	1.7				
				道川	1.5	○			
				青長根桧沢	8.7	○			
			河辺町	丸舞	1.1				
		小計		5	16.0	3			
		大仙市	協和町	峰吉川	12.9	○			
				沢内水沢	10.0				
				滝ノ沢	0.5				
				第2滝ノ沢	3.5				
			南外村	松木沢	4.5	○			
				水沢々	0.5				
				木直沢	0.8	○			
				上荒沢	3.4	○			
		小計		8	36.1	4			
		仙北市	角館町	大沼	2.5	○			
				野田	1.0				
				田中月見堂	1.3				
				西沢一ツ森	1.6				
				高野	4.0	○			
			田沢湖町	高野	1.5	○			
			西木村	上荒井	0.8	○			
				菅谷	0.8	○			
				小波内	0.5	○			
				小比内沢	3.4	○			
			小計		10	17.4	7		
			横手市	雄物川町	鍛冶台	4.6	○		
					内野沢	0.5	○		
		小計		2	5.1	2			
		湯沢市	湯沢市	湯沢城趾	2.3				
				杉沢	0.6				
				川前	5.4	○			
				山院	11.6	○			
				大台	2.7	○			
				蓮台寺	6.3	○			
				芦ヶ沢	3.2	○			

単位（延長：km）

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	延 長	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考	
			旧市町村						
自動車道	湯沢市	稲川町		久保山戸波	1.4	○			
				登川山の田	5.0	○			
		雄勝町		第2大清水	5.5	○			
				沖の沢火石田	0.5				
		皆瀬村		若畑中新田	2.1	○			
				小計		12	46.6	9	
		羽後町		登川山の田	3.0	○			
				太平山	2.3	○			
				鍛冶台	3.9	○			
				登河	1.2	○			
				宇津野	1.6	○			
		小計		5	12.0	5			
	東成瀬村		豊ヶ沢	1.2	○				
			白滝	2.0	○				
			肴沢	2.6	○				
			大日向	2.9	○				
			大沢滝ノ下	3.9	○				
			狙半内	2.7	○				
	小計		6	15.3	6				
	合 計				48	148.5	36		

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画面積	
総数（実面積）	42,995	42,408	
水源 ^{かん} 涵養のための保安林	28,846	28,495	
災害防備のための保安林	14,084	13,903	
保健、風致の保存等のための保安林	1,530	1,480	

注1 総数欄は、2以上の目的を達するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除別	種類	森林の所在			面積		指定を必要とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の計画面積	
指定	水源かん養	秋田市	秋田市	太平山谷 上新城湯ノ沢	1,545	1,194	水源のかん養
			河辺町	河辺北野田高屋 河辺神内			
			雄和町	雄和種沢 雄和女米木			
		大仙市	西仙北町	土川			
			協和町	協和荒川 協和稲沢			
			南外村	南外			
		仙北市	角館町	角館町広久内 角館町白岩			
			田沢湖町	田沢湖生保内 田沢湖田沢			
			西木村	西木町桧木内 西木町上桧木内			
		美郷町	千畑町	千屋			
		横手市	横手市	睦成			
			増田町	増田町狙半内			
			平鹿町	平鹿町醍醐			
			雄物川町	雄物川町大沢			
			大森町	大森町八沢木 大森町坂井田			
		湯沢市	山内村	山内土淵			
			湯沢市	宇留院内			
			稲川町	駒形町			
			雄勝町	秋ノ宮			
		羽後町	皆瀬村	皆瀬			
				中仙道 仏体			
		東成瀬村		椿川 田子内			

単位 面積：ha

指 定 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積		指定を必要とする理由					
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の計画面積						
指 定	災害防備	秋田市	秋田市	上新城湯ノ里 太平目長崎 寺内			土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 干害の防備 なだれ等の防備					
				河辺町				河辺岩見 河辺三内				
				雄和町				雄和相川 雄和平尾鳥 雄和神ヶ村				
		大仙市	大曲市	大曲西根								
				西仙北町				大沢郷宿 大沢郷寺 正手沢				
			中仙町	豊岡								
			協和町	協和荒川 協和船岡 協和下淀川 協和峰吉川								
			太田町	太田町太田								
			南外村	南外								
		仙北市	角館町	角館町白岩 角館町岩瀬								
			田沢湖町	田沢湖生保内								
			西木村	西木町桧木内 西木町上桧木内 西木町西明寺								
		美郷町	六郷町	六郷東根								
			千畑町	千屋								
		横手市	増田町	増田町狙半内								
			平鹿町	平鹿町醍醐								
			雄物川町	雄物川町大沢								
			大森町	大森町八沢木 大森町坂部								
			山内村	山内筏 山内南郷								
		湯沢市	湯沢市	高松 松岡								
				稲川町				川連町 駒形町				
			雄勝町	下院内								
			皆瀬村	皆瀬								
		羽後町		軽井沢 田代								
		東成瀬村		椿川 田子内								
										1,219	1,038	

単位 面積：ha

指 定 解除別	種 類	森林の所在			面 積		指定を必要とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の計画面積	
指 定	保 健	秋田市	雄和町	雄和女米木	74	24	保健休養機能の増進
		大仙市	協和町	協和境			
		仙北市	太田町	太田町川口			
			角館町	角館町広久内			
		田沢湖町	田沢湖湯				
		美郷町	千畑町	金沢東根			
		横手市	横手市	睦成			
			増田町	増田町亀田			
			雄物川町	雄物川町大沢			
		湯沢市	湯沢市	湯沢			
			稲川町	駒形町			
		羽後町		田代			
東成瀬村		岩井川					
合 計				2,837	2,250		

単位 面積：ha

指 定 解除別	種 類	森林の所在			面 積		解除を必要とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の計画面積	
解 除	水源かん養	秋田市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村			10	5	公益上の理由 指定理由の 消滅による
	災害防備	秋田市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村			28	9	
	保 健	大仙市、仙北市			2	1	
合 計				40	15		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養	-	-	5,000	5,000	2,000
災害防備	10	40	650	700	400
保健・風致	-	-	100	150	100

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当ありません

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考	
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画			
秋田市	秋田市	新屋町	3	1	本数調整伐・植栽工・防潮工		
		浜田	2	2	本数調整伐		
		飯島	2	1	本数調整伐・植栽工		
		添川	1	1	山腹工		
		山内	2	2	溪間工		
		下浜羽川	1	1	本数調整伐		
		下浜名ヶ沢	1	1	山腹工		
		下浜長浜	2	1	本数調整伐		
		下浜桂根	1	1	本数調整伐		
		仁別	1		溪間工		
		下新城小友	2	1	山腹工		
		上新城道川	1	1	溪間工		
		上新城湯ノ里	1	1	山腹工		
		上北手猿田	1	1	山腹工		
		下北手黒川	1	1	山腹工		
		太平目長崎	1	1	山腹工		
		寺内	1	1	山腹工		
	河辺町	河辺神内	1		溪間工		
		河辺岩見	3	2	溪間工		
		河辺三内	2	1	溪間工		
	雄和町	雄和女米木	2		溪間工・山腹工		
		雄和平尾鳥	5	3	溪間工・山腹工		
		雄和神ヶ村	3	2	山腹工		
		雄和萱ヶ沢	2	1	山腹工		
		雄和相川	2		溪間工		
		雄和種沢	2	1	溪間工		
		雄和左手子	1		溪間工		
		雄和繫	3	1	溪間工・山腹工		
		雄和碓田	1	1	山腹工		
		雄和新波	1	1	山腹工		
	大仙市	大曲市	蛭川	1		山腹工	
			大曲西根	1		溪間工	
		神岡町	神宮寺	1		溪間工	
		西仙北町	刈和野	1		山腹工	
大沢郷宿			3	2	山腹工		
大沢郷寺			2	2	山腹工		
土川			2		本数調整伐		
正手沢			2	1	溪間工・山腹工		
九升田			1	1	山腹工		
中仙町		長野	1		本数調整伐		
		豊岡	1		溪間工		
協和町		協和荒川	2	2	溪間工・山腹工		
		協和峰吉川	2	1	溪間工		
		協和境	2	1	山腹工		
		協和船岡	3		山腹工		
		協和上淀川	1		山腹工		
		協和中淀川	1		山腹工		
	協和下淀川	1	1	山腹工			

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画		
大仙市	太田町	太田町太田	3		溪間工・山腹工	
	南外村	南外	12	1	溪間工・山腹工	
仙北市	角館町	角館町広久内	2		溪間工	
		角館町白岩	2		溪間工・山腹工	
		角館町八割	2		山腹工	
		角館町下延	1		山腹工	
		角館町小勝田	1		山腹工	
		角館町西長野	1	1	溪間工	
		角館町川原	1	1	溪間工	
		角館町岩瀬	1		山腹工	
仙北市	田沢湖町	田沢湖生保内	8	5	溪間工・山腹工	
		田沢湖田沢	3		溪間工・山腹工	
		田沢湖玉川	2		溪間工	
		田沢湖刺巻	1		山腹工	
		田沢湖神代	1		溪間工	
		田沢湖梅沢	2		溪間工	
		田沢湖卒田	1		山腹工	
	西木村	西木町西明寺	4	1	溪間工・山腹工	
		西木町上桧木内	10	3	溪間工・山腹工	
		西木町桧木内	6	3	溪間工・山腹工	
西木町小山田		1	1	溪間工		
美郷町	六郷町	六郷東根	3	1	溪間工	
	千畑町	金沢東根	1		本数調整伐	
		千屋	1		溪間工	
		黒沢	1		溪間工	
横手市	横手市	金沢	1	1	溪間工	
		杉沢	2	1	本数調整伐	
		睦成	3	2	溪間工・本数調整伐	
		大屋寺内	1		本数調整伐	
	増田町	増田町狙半内	2	1	溪間工・山腹工	
		増田町亀田	1		溪間工・地下水排水工	
		増田町吉野	3	1	溪間工・地下水排水工	
	平鹿町	平鹿町醍醐	2		溪間工・地下水排水工	
	雄物川町	雄物川町大沢	2	2	溪間工	
		雄物川町二井山	1	1	溪間工	
	大森町	大森町八沢木	7	4	溪間工・山腹工	
		大森町坂部	2	1	溪間工・山腹工・地下水排除工	
		大森町上溝	1	1	山腹工・溪間工	
		大森町猿田	1		山腹工	
	山内村	山内土渕	2	2	溪間工	
		山内平野沢	2	1	本数調整伐	
		山内大松川	6	3	溪間工・地下水排水工	
		山内小松川	3	1	溪間工・地下水排水工	
		山内南郷	3	3	溪間工・山腹工	
		山内三又	4	2	本数調整伐	
山内黒沢		4	1	本数調整伐		
山内筏		1	2	本数調整伐		

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画		
湯沢市	湯沢市	松岡	3	1	溪間工・本数調整伐	
		山田	4	1	溪間工	
		関口	3	1	溪間工	
		高松	4	2	溪間工	
		湯沢	2	2	山腹工	
		酒蔀	3	3	山腹工	
		石塚	2	2	山腹工・本数調整伐	
		相川	1	1	溪間工	
	稲川町	川連町	2	2	溪間工	
		三梨町	4	3	溪間工・山腹工	
		稲庭町	4	2	溪間工・山腹工	
		駒形町	5	4	溪間工・山腹工・本数調整伐	
	湯沢市	雄勝町	泉沢	1	1	溪間工
小野			3	1	溪間工・山腹工	
上院内			4	3	溪間工	
下院内			3	3	溪間工	
秋ノ宮			5	4	溪間工	
皆瀬村		皆瀬	14	9	溪間工・山腹工・本数調整伐	
羽後町		軽井沢	2	2	溪間工	
		上到米	1	1	山腹工	
		水沢	1		本数調整伐	
		田代	4	2	溪間工	
		中仙道	2	1	溪間工	
		上仙道	1	1	溪間工	
		飯沢	2	2	溪間工・本数調整伐	
		西馬音内堀廻	1	1	溪間工・山腹工・本数調整伐等	
東成瀬村		岩井川	5	3	溪間工・山腹工	
		田子内	5	3	溪間工・山腹工	
		樺川	6	4	溪間工・山腹工・地下水排除工	
合 計			302	154		



6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期該当ありません。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限森林の施業方法

(1) 制限林の施業方法

ア 保安林の施業方法

区分		内容	
伐採の方法	主伐	原則として伐採種を定めない	水源かん養保安林、防風保安林、干害防備保安林、防霧保安林
		原則として択伐による	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林 飛砂防備保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安林、風致保安林
		原則として伐採を禁止する	なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、保安施設地区
		市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上とする	伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木
	間伐	主伐に係る伐採の禁止を受けない森林	樹冠疎密度が10分の8以上の箇所
		主伐に係る伐採の禁止を受ける森林	原則として伐採を禁止する
伐採の限度	主伐	<p>1 皆伐 伐採の限度は、次の式で求められる面積以下である。 1箇所当たりの伐採区域の限度は20ha以下とする。</p> $A = F / U + \alpha$ <p style="text-align: center;">A : 1伐採年度の皆伐面積計 F : 同一単位区域内の皆伐が許容される保安林の全面積 U : 標準伐期齢 α : 前伐採年度の総年伐採面積の残量</p> <p>2 防風保安林、防霧保安林で皆伐による伐採 原則として、幅20メートル以上の帯状の森林を残置する。</p> <p>3 択伐 (1) 択伐後に植栽する場合 択伐率は成長量相当で、上限は40% (2) 択伐後に植栽を要しない場合 択伐率は成長量相当で、上限は30% ※ 成長量の算出方法 (択伐前の立木材積) - (前回の択伐後の材積)</p>	
		間伐	伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えないこと。
植栽	方法	満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり省令立地条件に応じて、樹種毎に算出して定める本数以上均等に植栽する。	
	期間	伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。	
	樹種	スギ等の針葉樹又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹	

保安林の種類	面積 (ha)
水源かん養保安林	27,285
土砂流出防備保安林	9,981
土砂崩壊防備保安林	597
飛砂防備保安林	553
防風保安林	48
水害防備保安林	—
潮害防備保安林	16
干害防備保安林	1,261
防雪保安林	—
防霧保安林	1
なだれ防止保安林	461
落石防止保安林	—
防火保安林	—
魚つき保安林	—
航行目標保安林	—
保健保安林	1,584
風致保安林	22
合計	41,808

- 注) 1 所在及び面積については、別表1,4参照。
2 小数点以下は四捨五入のため計とは一致しません。
3 「0」は掲載単位に満たないものです。

イ 自然公園の施業方法

種 類	内 容
第1種特別地域	<p>1 第1種特別地域の森林は禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は次の規定により行う。 (1) 伐採齢は標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 第2種特別地域の森林の施業は択伐法によるものとする。 ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく施設及び施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単独択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐採齢は標準伐期齢に見合う林齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>5 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 (1) 一伐区の面積は2ha以内とする。ただし、疎密度0.3より多く保残木を残す場合は又は施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	第3種特別地域の森林は、特に施業の制限を受けない。

区 分	種 類	面 積 (ha)
国立公園	第二～三種特別地域	594
国定公園	第一種特別地域	17
	第二種特別地域	207
	第三種特別地域	847
県立公園	第一～三種特別保護地域	2,170

注) 所在及び面積については、別表 2、4 参照

ウ 自然環境保全地域の施業方法

特別地区は原則として現在蓄積の 30%以内の択伐とします。ただし、自然環境に著しい変化を招く恐れのない場合であって、伐区を努めて分散させるときに限り 2ha 以内の皆伐を行うことができます。なお、立木の伐採等を行う場合は、「秋田県自然環境保全条例」の規定に基づき、知事の許可が必要です。

自然環境保全特別地区	12 ha
------------	-------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の施業方法

立木の伐採等を行う場合は、「鳥獣保護管理法」に基づき、国指定特別保護区にあつては環境大臣、県指定特別保護区にあつては知事の許可が必要です。

鳥獣保護区特別保護地区	1,114 ha
-------------	----------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

オ 都市計画法・風致地区の施業方法

主伐については市長の許可が必要です。

風致地区	608 ha
------	--------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

カ 文化財保護法による史跡名勝の施業方法

指定地内で現状を変更し、またはその保全に影響を及ぼす行為をする場合は、「文化財保護法」の規定に基づき、秋田県教育委員会等の許可が必要です。

史跡名勝天然記念物指定地	123 ha
--------------	--------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

キ 砂防指定地の施業方法

立木竹の伐採については「砂防法」の規定により、知事の許可が必要です。

砂防指定地	1,731 ha
-------	----------

注) 所在及び面積については、別表4参照

ク 急傾斜崩壊危険指定地の施業方法

立木竹の伐採については「急傾斜地法」の規定により、知事の許可が必要です。

急傾斜崩壊危険指定地	138 ha
------------	--------

注) 所在及び面積については、別表4参照

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の巡視に関する事項

保安林の管理と山地災害の早期発見のために巡視員を配置し、森林の管理に努めます。

松くい虫やナラ枯れの被害区域及び被害の恐れのある区域は、重点的に巡視を行い、被害の早期発見と拡大防止に努めます。

2 その他必要な事項

(1) 水と緑の条例に関する事項

「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成15年4月施行）」

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能／土壤保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」「生物多様性保全機能」などの森林の有する公益的機能の維持・発揮を考慮して、「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び「公益的機能別施業森林の整備に関する事項」に基づき実施することとしますが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、土壤条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施します。

ア 健全な生態系の回復・維持

- ① 著しく標高の高い所など、土壤条件、気象条件の悪い箇所に植栽されたスギ人工林については、混交林に誘導することとし、スギによる更新は原則として行わないこととします。
- ② スギ人工林にあつては、自然侵入するホオノキ、ミズキ、ウダイカンバなど有用広葉樹を育成し、森林構造の多層化を図ることとします。

イ 生物多様性の確保

- ① 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林においては、従来の広葉樹林や天然生林として保全することとします。
- ② 広葉樹林への誘導に当たっては、尾根筋においては、天然更新の種子源となる樹種を保全するとともに、野生動物の餌となるブナ、ナラ類などの実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保することとします。
- ③ 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負担が大きい

大面積皆伐を極力回避することとします。

- ④ 「伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針」に基づき、伐採後の適切な更新を図ることとします。

ウ 彩り豊かなふれあいの森づくり

- ① 集落の近くや、住民の憩いの場となっている里山については、景観やふれあいに配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図ることとします。

(2) 民有林「緑の回廊」に関する事項

国有林では、生物多様性の保全と確保を目的として森林生態系保護地域をはじめとする保護林のネットワークを形成し「奥羽山脈緑の回廊」を設定しています。この「緑の回廊」が一部途切れたり、狭くなったりしている所について、回廊の連続性を確保するため、平成 15～17 年度に民有林「緑の回廊」を設定したところです。対象となる森林については、地域の関係者等の理解を得ながら国有林「緑の回廊」と一体となった森林の連続性確保、生物多様性の保全及び水土保全機能の維持向上を図ります。

① 民有林「緑の回廊」の設定区域

民有林「緑の回廊」は、国有林で設定した「奥羽山脈緑の回廊」の秋田森林管理署千屋森林事務所 2200 林班から秋田森林管理署湯沢支署皆瀬森林事務所 1004 林班までの間で、回廊が途切れている部分、狭くなっている部分に概ね 2km 以上(国有林の緑の回廊を含む)の森林の幅と森林の連続性が確保されるように設定しており、横手市(旧山内村)と東成瀬村が市町村森林整備計画で定める区域とします。

② 民有林「緑の回廊」における森林施業

第 7 の 2 の (1) のア「健全な生態系の回復・維持」及び②「生物多様性の確保」に基づいた森林施業とし、特に生物多様性の確保を重視します。

別表1 保安林の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	秋田市		1,497.58	
	秋田市	036,038,052,063,064,141,145,165,166,167,173 .217,262,263,264,265,278,293	630.01	
	河辺町	014,015,016,019,022,047,051,052,075,120	479.59	
	雄和町	020,056,123,124,125,126	387.98	
	大仙市		1,964.30	
	西仙北町	018,022,023,024,025,026,027,029,030,031,033 ,034,035,036,037,038,043,047,060,061,062,07 2,073,140	971.08	
	中仙町	026	70.75	
	協和町	082,092,098,099,118,122,129,143	317.05	
	太田町	011	25.13	
	南外村	003,004,005,030,031,044,054,055,067,068,070	580.29	
	仙北市		2,584.97	
	角館町	076,077,078,079,080,081,082,083,084,087	335.64	
	田沢湖町	009,010,011,012,014,015,016,019,023,038,039 ,040,041,044,045,046,047,059,060,061,062,06 3,074,079,115,116,117,119,129,130,131,132,1 36,137,143,144,146,147	1,800.53	
	西木村	021,035,041,060,063,065,082,083	448.80	
	美郷町		302.13	
	六郷町	003,004,005,006,007	251.79	
	千畑町	007	34.49	
	仙南村	006	15.85	
	横手市		9,696.25	
	横手市	001,002,006,018,019,020,021,022,023,024,025 ,026,029,030,031,032,034,035,036,037,040,04 1,042,043,044,045,047,061,062,068,069,070,0 71,072,074,075	1,719.64	
	増田町	001,002,003,004,005,013,014,031,032,033,034	656.14	
	平鹿町	005,006,007,008,010,014	136.03	
	雄物川町	005,007,008,012,013,014,015,018,021,022,041 ,042	545.80	
	大森町	015,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027 ,030,031,035,036,037,048,050,061,064,068,06 9,070,103	1,103.04	
	山内村	008,011,012,013,014,015,016,020,021,022,026 ,028,029,030,034,035,048,049,050,051,052,05 3,054,055,056,057,058,059,060,079,084,085,0 86,087,089,090,091,092,093,094,095,097,098, 101,102,105,107,108,112,116,119,120,121,124 ,125,126,130,131,132,133	5,535.60	
	湯沢市		7,169.59	
	湯沢市	002,031,034,035,036,037,038,039,040,041,044 ,045,046,047,055,056,061,062,069,070,074,07 5,084,085,086,092,095,098,099,100,110,111,1 19,120,121,122,123,124,125,126,127,128,131, 132,133,134,135,136,137,138,139,140, 141,142,147,148,149,150,151,152,153,154,155 ,157,165,166,167,168,169,170,171,172	2,163.32	
	稲川町	007,008,009,014,015,016,017,019,022,036,041	326.77	
	雄勝町	013,057,071,072,073,076,077,080,086,087,088 ,089,090,091,094,095,096,099,100,101,102,10 3,113,114,115,116,117,118,119,120,126,127,1 28,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140, 141,142,147,148,149,150,151,152,153,154,155 ,157,165,166,167,168,169,170,171,172	3,621.60	
	皆瀬村	004,005,022,028,029,030,031,040,041,047,048 ,059,070,081,082,085,092	1,057.90	
	羽後町	028,029,035,036,041,042,043,044,045,046,047 ,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057,05 8,059,060,068,085,086,093,094,095,102,105,1 10,111,112,120,125,136,178,185,186,188,189, 190,191,192,193,200,201,203	2,265.57	
	東成瀬村	004,005,006,007,008,013,014,015,022,023,030 ,031,034,036,037,038,048,049,050,063,064,06 5,082,087,088,089,090,091,093,094,095,101,1 02,103,104,105,106,107	1,804.62	
合計		27,285.01		

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
土砂流出 防備保安林	秋田市		670.87	
	秋田市	035,037,047,100,103,105,130,140,208,280	144.72	
	河辺町	054,061,079,086,087,088,091,100,101,102,105, 106,107,108,113,114,119,124	420.84	
	雄和町	011,016,020,028,035,051,084,090,109,118,130, 142	105.31	
	大仙市		785.79	
	大曲市	040,041	68.87	
	神岡町	011,015	23.95	
	西仙北町	091,094,100,108,109,124,125,139,140	141.36	
	中仙町	024	4.77	
	協和町	003,041,050,051,077,082,086,093,105,107,127, 137,149	243.03	
	太田町	001,002,004,005,012,013	82.14	
	南外村	003,005,016,035,040,046,049,051,056,058,065, 070,076,077,079,080,081,086,095	221.67	
	仙北市		1,300.82	
	角館町	024,084,087	49.61	
	田沢湖町	017,020,027,032,033,034,045,047,049,051,053, 054,055,056,057,065,066,068,072,073,074,07 5,076,078,079,081,082,088,098,101,102,106,1 08,109,110,116,118,120,146	755.51	
	西木村	006,011,012,025,034,035,041,042,043,044,045, 050,051,053,055,057,058,073,074,076,077,08 1,084,085,086,088,093,095	495.70	
	美郷町		20.08	
	千畑町	014,016,018	20.08	
	横手市		1,940.58	
	横手市	005,006,007,008,009,029,035,043,056	137.82	
	増田町	006,015,029,030,031,040,042,047,048,049,054	323.43	
	平鹿町	006,007,011,012	38.99	
	雄物川町	008,010,036,037	40.94	
	大森町	012,020,028,034,038,040,043,050,055,056,059, 061,062,063,066,072	188.34	
	山内村	002,006,007,009,010,027,031,033,039,040,042, 044,048,049,066,071,072,073,074,075,092,09 7,098,099,100,101,102,103,119,133	1,211.06	
	湯沢市		3,366.74	
	湯沢市	004,005,006,007,008,017,018,019,020,021,024, 025,026,028,031,032,042,043,044,049,051,05 2,053,054,055,056,057,058,061,077,078,079,0 82,087,088,091,094,100,102,105,106,107,108, 112,113,115,116,130,131,132,133,134,136	1,495.33	
	稲川町	005,006,012,013,015,017,018,019,020,021,022, 025,029,034,035,036,038,042,043,044	726.82	
	雄勝町	006,009,010,011,013,015,016,017,018,027,032, 045,048,049,050,053,056,057,061,064,065,06 6,072,074,081,082,083,093,099,103,105,107,1 08,121,132,133,134,139,143,144,145,146,156, 160,161,165,181,186	615.44	
	皆瀬村	012,013,014,015,033,034,035,039,050,054,056, 057,058,060,061,062,063,072,073,074,076,08 4,086,087,088,091	529.15	
	羽後町	026,027,037,040,060,061,063,065,069,070,072, 081,093,095,098,100,110,136,138,156,164,16 5,166,201	391.50	
	東成瀬村	010,011,012,020,021,024,025,026,027,028,029, 030,031,032,034,044,045,046,047,048,051,05 2,053,054,055,056,057,058,068,069,070,073,0 75,078,081,082,084,087,093,096,097,098,099, 101,102,103,108,110	1,504.30	
	合計		9,980.68	

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考	
	市町村	区域 (林班)			
土砂崩壊 防備保安林	秋田市		161.32		
	秋田市	035,036,043,047,056,069,075,081,083,089,092,095,115,147,161,180,190,194,195,202,208,209,218,227,230,241,255,256,266,267,272,273,303,305,316	99.24		
	河辺町	037,038,042,074,077,109,119,120	11.47		
		雄和町	029,034,037,041,047,048,050,051,052,063,065,067,072,074,076,080,082,084,085,091,095,097,098,099,100,102,103,117,118,127	50.61	
		大仙市		183.55	
		大曲市	007,013	1.85	
		西仙北町	005,010,051,092,095,099,100,101,102,106,107,109,113,130,133,137,138,141,142,144	78.33	
		協和町	030,031,046,047,053,122,131,149	13.15	
		太田町	002	0.18	
		南外村	009,064,069,076,079,080,091,092,093,094,095	90.04	
		仙北市		39.13	
		角館町	008,041,071,080,081	9.19	
		田沢湖町	033,058,078,079,103,123,142	15.25	
		西木村	025,042,044,078,084,087,092,093	14.69	
		美郷町		9.29	
		六郷町	012,014	1.11	
		千畑町	015,018,019,023,026,027	8.03	
		仙南村	010	0.15	
		横手市		87.58	
		横手市	033,039,054	5.52	
		増田町	027,044,052,053	1.17	
		平鹿町	006,008,014	4.07	
		雄物川町	001,035	3.87	
		大森町	015,017,040,067	3.06	
		山内村	003,005,010,012,017,018,019,024,032,058,059,060,061,063,067,069,098,104,113,120,130	69.89	
		湯沢市		71.99	
		湯沢市	018,025,037,105	32.17	
		稲川町	011	1.94	
		雄勝町	011,012,013,032,043,049,050,051,129	23.68	
		皆瀬村	025,034,035,038,061,086,087,088,093	14.20	
		羽後町	023,037,069,082,097,112,119,145,156,160,194,207	20.71	
		東成瀬村	009,010,019,033,054,110	23.38	
		合計		596.95	
飛砂防備 保安林	秋田市		552.80		
	秋田市	030,031,032,085,090,266,267,268,269,274,287	530.00		
	河辺町	015,105,106	22.80		
	合計		552.80		
防風 保安林	秋田市		47.57		
	秋田市	267,274,287	47.45		
	河辺町	119	0.12		
	合計		47.57		
潮害防備 保安林	秋田市		16.32		
	秋田市	274,287	16.32		
	合計		16.32		

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考	
	市町村	区域 (林班)			
干害防備 保安林	秋田市		332.67		
	秋田市	076,077,079,152,265,266,270,272	180.48		
		河辺町	041,046,052,124	50.25	
		雄和町	019,027,061,069,121,123	101.94	
		大仙市		102.10	
		大曲市	043	31.02	
		中仙町	011	5.48	
		協和町	026,137	13.91	
		太田町	010,011,012	29.45	
		仙北町	001	5.98	
		南外村	088	16.26	
		仙北市		16.44	
		角館町	071	1.04	
		西木村	022	15.40	
		美郷町		207.88	
		千畑町	030,031,032	207.88	
		横手市		253.58	
		横手市	036,037,038,040	57.74	
		平鹿町	012	15.13	
		雄物川町	003,004	80.61	
		大森町	002	20.95	
		山内村	004,066,067,102	79.15	
		湯沢市		256.51	
		湯沢市	015,021,022,023	142.93	
		雄勝町	068,069	24.90	
		皆瀬村	061,065,069,070,071	88.68	
		羽後町	136	60.82	
	東成瀬村	011,031	31.14		
	合計		1,261.14		
防霧 保安林	横手市		0.25		
	大森町	049	0.25		
	羽後町	120,151	0.38		
	合計		0.63		
なだれ防止 保安林	秋田市		0.12		
	雄和町	105	0.12		
	大仙市		22.03		
	大曲市	016	0.93		
	西仙北町	016,017,094,126	4.25		
	中仙町	009,010,011	12.61		
	協和町	052,148	1.45		
	太田町	004,005	1.31		
	南外村	064,080,081,082	1.48		
	仙北市		53.94		
	田沢湖町	017,071,078,082,101,121	28.33		
	西木村	021,022,041,045,050,082,095,096	25.61		
	美郷町		0.62		
	千畑町	026	0.62		
	横手市		67.03		
	横手市	054	1.13		
	増田町	027,043,044,047,053	16.38		
	雄物川町	011,012	2.42		
	大森町	009,011,013,017,018,026,027,028,049,050,071	11.81		
	山内村	004,005,012,032,033,041,042,043,066,091,095,099,111,123,127,128,129,130	35.29		
	湯沢市		179.74		
	湯沢市	014,015,022,024,025,058,059,072,083,090,122,131	39.80		
	稲川町	016,037	6.99		
	雄勝町	074,104,156	3.63		
	皆瀬村	002,006,007,008,009,015,026,027,052,056,074,083,090	129.32		
	羽後町	039,065,066,069,072,087,088,112,140,166	15.07		
	東成瀬村	005,012,015,016,017,030,033,036,082,083,084,099,100,101,103,105,108,109,110	122.92		
合計		461.47			

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考	
	市町村	区域 (林班)			
保健 保安林	秋田市		562.03		
	秋田市	030,031,032,076,077,079,085,269,274,287	543.38		
	雄和町	121,123	18.65		
	大仙市		85.57		
	大曲市	043	31.02		
	中仙町	009,010,011	12.61		
	協和町	137	6.95		
	太田町	010,011,012	29.45		
	仙北町	001	5.54		
	仙北市		121.75		
	田沢湖町	032,088	106.35		
	西木村	022	15.40		
	美郷町		19.96		
	千畑町	030,031,032	19.96		
	横手市		478.92		
	横手市	024,029,032,036,037,038,040	170.23		
	増田町	001,002,003,004,005	117.92		
	平鹿町	012	15.13		
	雄物川町	003,004	80.61		
	山内村	004,066,102,124,125	95.03		
	湯沢市		247.96		
	湯沢市	002,015,021,022,023	125.97		
	稲川町	013,018	16.57		
	皆瀬村	061,065,070,071	105.42		
	羽後町	136	60.82		
	東成瀬村	031	6.78		
		合計		1,583.79	
風致保安林	秋田市		0.19		
	秋田市	077	0.19		
	大仙市		18.55		
	大曲市	043	4.52		
	神岡町	010	13.59		
	仙北町	001	0.44		
	仙北市		3.23		
	西木村	096	3.23		
		合計		21.97	

別表2 自然公園の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考 (公園名)
	市町村	区域(林班)		
国立公園 第二種 特別地域	仙北市		114.72	
	田沢湖町	038,039,041,042,043	114.72	十和田八幡平
	合計		114.72	
国立公園 第三種	仙北市		479.55	
	田沢湖町	039,040,041,042,044,045,046	479.55	十和田八幡平
	合計		479.55	
国定公園 第一種 特別地域	湯沢市		17.08	
	皆瀬村	055,056,057,062	17.08	栗駒
	合計		17.08	
国定公園 第二種 特別地域	湯沢市		207.45	
	湯沢市	091	22.30	栗駒
	皆瀬村	052,054,055,058,059,061,065	185.15	栗駒
	合計		207.45	
国定公園 第三種 特別地域	湯沢市		846.70	
	湯沢市	091,092	9.34	栗駒
	雄勝町	057,058	154.28	栗駒
	皆瀬村	049,050,051,052,053,054,055,056,057,060,061,062,065	683.08	栗駒
	合計		846.70	
県立公園 第一種 特別地域	秋田市		6.33	
	河辺町	111	6.33	太平山
	仙北市		22.01	
	田沢湖町	030,031,082,083,084,086,087,088	20.82	田沢湖抱返り
	西木村	022,096,097	1.19	田沢湖抱返り
	合計		28.34	
県立公園 第二種 特別地域	秋田市		15.91	
	秋田市	101	9.04	太平山
	河辺町	111,113,114,116	6.87	太平山
	仙北市		704.41	
	田沢湖町	021,030,031,032,082,083,084,085,086,087,088	676.85	田沢湖抱返り
	西木村	022,096,097	27.56	田沢湖抱返り
	合計		720.32	
県立公園 第三種 特別地域	秋田市		537.36	
	秋田市	102,103,104,125	238.43	太平山
	河辺町	090,091,092,093,094,095,096,113,114	298.93	太平山
	大仙市		543.62	
	太田町	003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,015	543.62	真木真昼
	仙北市		340.24	
	田沢湖町	082,083	134.67	田沢湖抱返り
	西木村	022,096,097	205.57	田沢湖抱返り
	合計		1,421.22	

別表3 その他制限林の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
自然環境保全特別地区	大仙市		0.93	
		神岡町 004	0.93	
	横手市		11.14	
		平鹿町 013	2.36	
		大森町 048	8.78	
		合計	12.07	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
鳥獣保護区特別保護地区	秋田市		173.00	
		河辺町 081,082,083	74.65	
		雄和町 121	98.35	
	大仙市		268.14	
		大曲市 042,043	104.31	
		神岡町 004	18.23	
		西仙北町 084	19.00	
		中仙町 009,010,011	18.66	
		仙北町 001	17.42	
		南外村 030	90.52	
	仙北市		306.89	
		田沢湖町 032,038,039,040,041	222.89	
		西木村 043	84.00	
	美郷町		281.64	
		六郷町 003,004,005,006,007	238.09	
		千畑町 030,031,032	43.55	
	横手市		75.73	
		大森町 022,023,048	75.73	
	湯沢市		8.95	
		湯沢市 091	8.95	
	合計	1,114.35		

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
都市計画風致地区	秋田市		518.47	
		秋田市 028,029,091,107,108,109,114,267,268,269,271,272,273	518.47	
	横手市		43.76	
		横手市 036,037,038,039,047,048	43.76	
	湯沢市		45.77	
		湯沢市 011,025,026,027	45.77	
	合計	608.00		

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
都市緑地保全地区	仙北市		3.22	
		角館町 071	3.22	
		合計	3.22	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
史跡・名勝 天然記念物	秋田市		35.31	
		秋田市	005,029,040,045,091,092,108	35.31
		河辺町	002,093	15.00
	大仙市		19.57	
		仙北町	001	17.42
		南外村	009,011	2.15
	仙北市		9.21	
		角館町	086	0.60
		西木村	008	8.61
	横手市		3.67	
		横手市	056	3.67
	湯沢市		6.94	
		稲川町	031	1.30
		雄勝町	032,127,129	5.64
	羽後町		33.38	
		合計		123.08

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
砂防指定地	秋田市		297.70	
		秋田市	046,047,094,096,108,109	27.97
		雄和町	021,119,122,123,124,125,126	269.73
	大仙市		134.94	
		大曲市	024,037,038	88.35
		中仙町	024,026	32.08
		協和町	067,080,107	14.51
	仙北市		400.54	
		角館町	017,018,032,058,071	91.62
		田沢湖町	027,028,031,041,043,044,045,051,057,066,072, 125,126,128,133,134,138,139,146	96.64
		西木村	008,009,010,011,019,025,058,066,074,094	212.28
	美郷町		13.76	
		千畑町	003,013,014	13.76
	横手市		533.16	
		横手市	012,013,040,046,047,049,050,051,052,053,054, 057	201.34
		増田町	012,013,043,044,045,051,052	267.62
		大森町	055	2.35
		山内村	002,005,043,112,130	61.85
	湯沢市		227.78	
		湯沢市	012,028,073,083	46.87
		稲川町	024,028,029	3.52
		雄勝町	013,021,024,026,027,029,031,034,051,075,094, 096,097,108	128.20
		皆瀬村	001,005,038,045,053,090	49.19
羽後町		62.52		
	東成瀬村	021,030,046,074	60.83	
	合計		1,731.23	

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
急傾斜地 崩壊危険区 域	秋田市		37.78	
	秋田市	035,045,050,057,058,072,074,075,081,087,092, 100,102,108,114,120,133,137,210,218,219,226, 252,257,259,280,281,303,308	25.67	
	河辺町	032,034,042,091,092	4.77	
	雄和町	030,067,078,119	7.34	
	大仙市		3.51	
	大曲市	041	1.55	
	西仙北町	140	0.22	
	協和町	030,060,062,067	1.74	
	仙北市		14.88	
	角館町	071	8.21	
	田沢湖町	058,094,125,134	2.89	
	西木村	008,025,084,085,086,087	3.78	
	横手市		11.97	
	横手市	010,039,048	1.80	
	増田町	008	0.16	
	大森町	006,007,010,021,026,032,033,040,047,060,095, 096,106	9.66	
	山内村	039	0.35	
	湯沢市		26.48	
	湯沢市	011,015,024,025,026,028,030	10.37	
	稲川町	037,044	1.70	
	雄勝町	012,027,058,074,145,183	13.46	
	皆瀬村	051,054,055	0.95	
	羽後町	005,023,061,068,079,083,096,100,101,104,107, 145,153	37.04	
東成瀬村	001,012,021,048,096	6.66		
	合計		138.32	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳1)

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (保安林)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	秋田市		5.59	
	河辺町	052	5.59	干害防備保安林
	仙北市		0.50	
	田沢湖町	074	0.50	土砂流出防備保安林
	横手市		271.66	
	横手市	024,029,032	112.49	保健保安林
	増田町	031	2.80	土砂流出防備保安林
	増田町	001,002,003,004,005	117.92	保健保安林
	平鹿町	008	0.25	土砂崩壊防備保安林
	山内村	101	1.60	土砂流出防備保安林
	山内村	124,125	36.60	保健保安林
	湯沢市		133.85	
	湯沢市	031,056,131	82.83	土砂流出防備保安林
	湯沢市	002	21.83	保健保安林
	稲川町	015,017,022	5.29	土砂流出防備保安林
	雄勝町	165	6.08	土砂流出防備保安林
	皆瀬村	070	17.82	保健保安林
	羽後町	112	0.84	土砂崩壊防備保安林
	東成瀬村	102	0.01	土砂流出防備保安林
	合計		412.45	
土砂流出 防備保安林	大仙市		1.75	
	西仙北町	094	1.75	なだれ防止保安林
	仙北市		106.85	
	田沢湖町	074	0.50	水源かん養保安林
	田沢湖町	032,088	106.35	保健保安林
	横手市		4.40	
	増田町	031	2.80	水源かん養保安林
	山内村	101	1.60	水源かん養保安林
	湯沢市		115.96	
	湯沢市	031,056,131	82.83	水源かん養保安林
	湯沢市	021	0.10	干害防備保安林
	湯沢市	131	0.03	なだれ防止保安林
	稲川町	015,017,022	5.29	水源かん養保安林
	稲川町	013,018	16.57	保健保安林
	雄勝町	165	6.08	水源かん養保安林
	皆瀬村	035	4.51	土砂崩壊防備保安林
	皆瀬村	015	0.55	なだれ防止保安林
東成瀬村	102	0.01	水源かん養保安林	
合計		228.97		
土砂崩壊 防備保安林	秋田市		3.59	
	秋田市	267	3.59	防風保安林
	横手市		4.10	
	平鹿町	008	0.25	水源かん養保安林
	山内村	012	3.85	なだれ防止保安林
	湯沢市		4.51	
	皆瀬村	035,087	4.51	土砂流出防備保安林
	羽後町	112	0.84	水源かん養保安林
東成瀬村	033	1.95	なだれ防止保安林	
合計		14.99		
飛砂防備 保安林	秋田市		410.49	
	秋田市	267	9.62	防風保安林
	秋田市	266	0.86	干害防備保安林
	秋田市	030,031,032,085,269,274,287	400.01	保健保安林
合計		410.49		
防風 保安林	秋田市		27.68	
	秋田市	267	3.59	土砂崩壊防備保安林
	秋田市	267	9.62	飛砂防備保安林
	秋田市	287	14.47	潮害防備保安林
	合計		27.68	

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (保安林)	
	市町村	区域 (林班)			
潮害防備 保安林	秋田市		14.47		
	秋田市	287	14.47	防風保安林	
	合計		14.47		
干害防備 保安林	秋田市		168.66		
	秋田市	266	0.86	飛砂防備保安林	
	秋田市	076,077,079	143.37	保健保安林	
	秋田市	077	0.19	風致保安林	
	河辺町	052	5.59	水源かん養保安林	
	雄和町	121,123	18.65	保健保安林	
	大仙市		73.40		
	大曲市	043	31.02	保健保安林	
	協和町	137	6.95	保健保安林	
	太田町	010,011,012	29.45	保健保安林	
	仙北町	001	5.54	保健保安林	
	仙北町	001	0.44	風致保安林	
	仙北市		15.40		
	西木村	022	15.40	保健保安林	
	美郷町		19.96		
	千畑町	030,031,032	19.96	保健保安林	
	横手市		211.91		
	横手市	036,037,038,040	57.74	保健保安林	
	平鹿町	012	15.13	保健保安林	
	雄物川町	003,004	80.61	保健保安林	
	山内村	066,102	58.43	保健保安林	
	湯沢市		191.84		
	湯沢市	021	0.10	土砂流出防備保安林	
	湯沢市	015,021,022,023	104.14	保健保安林	
	皆瀬村	061,065,070,071	87.60	保健保安林	
	羽後町	136	60.82	保健保安林	
	東成瀬村	031	6.78	保健保安林	
	合計		748.77		
	なだれ防止 保安林	大仙市		14.36	
		西仙北町	094	1.75	土砂流出防備保安林
中仙町		009,010,011	12.61	保健保安林	
横手市			3.85		
山内村		012	3.85	土砂崩壊防備保安林	
湯沢市			0.58		
湯沢市		131	0.03	土砂流出防備保安林	
皆瀬村		015	0.55	土砂流出防備保安林	
東成瀬村		033	1.95	土砂崩壊防備保安林	
合計			20.74		
保健 保安林	秋田市		562.03		
	秋田市	030,031,032,085,269,274,287	400.01	飛砂防備保安林	
	秋田市	076,077,079	143.37	干害防備保安林	
	雄和町	121,123	18.65	干害防備保安林	
	大仙市		85.57		
	大曲市	043	31.02	干害防備保安林	
	中仙町	009,010,011	12.61	なだれ防止保安林	
	協和町	137	6.95	干害防備保安林	
	太田町	010,011,012	29.45	干害防備保安林	
	仙北町	001	5.54	干害防備保安林	
	仙北市		121.75		
	田沢湖町	032,088	106.35	土砂流出防備保安林	
	西木村	022	15.40	干害防備保安林	
	美郷町		19.96		
	千畑町	030,031,032	19.96	干害防備保安林	
	横手市		478.92		
	横手市	024,029,032	112.49	水源かん養保安林	
	横手市	036,037,038,040	57.74	干害防備保安林	
	増田町	001,002,003,004,005	117.92	水源かん養保安林	
	平鹿町	012	15.13	干害防備保安林	
	雄物川町	003,004	80.61	干害防備保安林	
	山内村	124,125	36.60	水源かん養保安林	
山内村	066,102	58.43	干害防備保安林		

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (保安林)
	市町村	区域(林班)		
保健 保安林	湯沢市		247.96	
	湯沢市	002	21.83	水源かん養保安林
	湯沢市	015,021,022,023	104.14	干害防備保安林
	稲川町	013,018	16.57	土砂流出防備保安林
	皆瀬村	070	17.82	水源かん養保安林
	皆瀬村	061,065,070,071	87.60	干害防備保安林
	羽後町	136	60.82	干害防備保安林
	東成瀬村	031	6.78	干害防備保安林
	合計		1,583.79	
風致 保安林	秋田市		0.19	
	秋田市	077	0.19	干害防備保安林
	大仙市		0.44	
	仙北町	001	0.44	干害防備保安林
	合計		0.63	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳2)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (自然公園)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	大仙市		25.13	
	太田町	011	25.13	県立公園 第3種特別地区
	仙北市		352.81	
	田沢湖町	038,041	39.19	国立公園 第2種特別地区
	田沢湖町	039,040,041,044,045,046	313.62	国立公園 第3種特別地区
	湯沢市		95.21	
	湯沢市	092	2.67	国定公園 第3種特別地区
	皆瀬村	059	92.54	国定公園 第2種特別地区
	合計		473.15	
	土砂流出 防備保安林	秋田市		28.34
秋田市		103	4.55	県立公園 第3種特別地区
河辺町		091	23.79	県立公園 第3種特別地区
大仙市		69.73		
太田町		004,005,012,013	69.73	県立公園 第3種特別地区
仙北市		117.27		
田沢湖町		045	2.66	国立公園 第3種特別地区
田沢湖町		032,082,088	108.91	県立公園 第2種特別地区
田沢湖町		082	5.70	県立公園 第3種特別地区
湯沢市		128.84		
雄勝町		057	6.68	国定公園 第3種特別地区
皆瀬村		057,062	4.57	国定公園 第1種特別地区
皆瀬村		058	11.66	国定公園 第2種特別地区
皆瀬村		050,054,056,057,060,061,062	105.93	国定公園 第3種特別地区
合計		344.18		
土砂崩壊 防備保安林		湯沢市		1.90
	皆瀬村	061	1.90	国定公園 第3種特別地区
	合計		1.90	
干害防備 保安林	大仙市		17.99	
	太田町	010,011,012	17.99	県立公園 第3種特別地区 (保健保安林)
	仙北市		13.79	
	西木村	022	13.79	県立公園 第3種特別地区 (保健保安林)
	湯沢市		16.53	
	皆瀬村	061	16.53	国定公園 第3種特別地区 (保健保安林)
合計		48.31		

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (自然公園)
	市町村	区域(林班)		
なだれ防止 保安林	大仙市		1.31	
	太田町	004,005	1.31	県立公園 第3種特別地区
	仙北市		9.97	
	田沢湖町	082	2.59	県立公園 第2種特別地区
	西木村	022,096	7.38	県立公園 第3種特別地区
	湯沢市		2.80	
	皆瀬村	052,056	2.80	国定公園 第3種特別地区
	合計		14.08	
保健保安林	大仙市		17.99	
	太田町	010,011,012	17.99	県立公園 第3種特別地区 (干害防備保安林)
	仙北市		120.14	
	田沢湖町	032,088	106.35	県立公園 第2種特別地区 (土砂流出防備保安)
	西木村	022	13.79	県立公園 第3種特別地区 (干害防備保安林)
	湯沢市		16.53	
	皆瀬村	061	16.53	国定公園 第2種特別地区 (干害防備保安林)
	合計		154.66	
風致保安林	仙北市		3.23	
	西木村	096	3.23	県立公園 第2種特別地区
	合計		3.23	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳3)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (その他制限林)	
	市町村	区域(林班)			
水源かん養 保安林	秋田市		158.07		
		雄和町	123,124,125,126	158.07	砂防指定地
	大仙市		102.14		
		中仙町	026	17.22	砂防指定地
		南外村	030	84.92	鳥獣保護区特別保護地区
	仙北市		199.53		
		田沢湖町	041	6.24	砂防指定地
		田沢湖町	038,039,040,041	193.29	鳥獣保護区特別保護地区
	美郷町		238.09		
		六郷町	003,004,005,006,007	238.09	鳥獣保護区特別保護地区
	横手市		78.92		
		横手市	040	0.98	砂防指定地(特別母樹林)
		増田町	013	19.11	砂防指定地
		大森町	022,023	6.99	自然環境保全特別地区
		大森町	022,023	51.84	鳥獣保護区特別保護地区
	合計		776.75		
土砂流出 防備保安林	大仙市		0.52		
		中仙町	024	0.52	砂防指定地
	仙北市		94.31		
		田沢湖町	032	9.76	鳥獣保護区特別保護地区(保健保安林)
		西木村	043	84.00	鳥獣保護区特別保護地区
		西木村	085	0.55	急傾斜地崩壊危険区域
	湯沢市		8.83		
		湯沢市	025,026	7.38	都市計画 風致地区
		湯沢市	058	1.24	特別母樹林
		稲川町	029	0.21	砂防指定地
		東成瀬村	021	2.83	砂防指定地
	合計		105.97		
土砂崩壊 防備保安林	秋田市		32.94		
		秋田市	075	0.65	急傾斜地崩壊危険区域
		秋田市	267,272,273	31.95	都市計画 風致地区
		河辺町	042	0.07	急傾斜地崩壊危険区域
		雄和町	067	0.27	急傾斜地崩壊危険区域
	横手市		1.30		
		横手市	039	0.61	都市計画 風致地区
		増田町	052	0.69	砂防指定地
	湯沢市		6.61		
		湯沢市	025	6.02	都市計画 風致地区
		雄勝町	032	0.59	史跡・名勝天然記念物
	羽後町		1.10		
		羽後町	023	1.10	史跡・名勝天然記念物
		羽後町	145	0.49	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		42.44		
飛砂防備 保安林	秋田市		190.99		
		秋田市	090,267,268,269	190.99	都市計画 風致地区
		合計		190.99	
防風 保安林	秋田市		12.44		
		秋田市	267	12.44	都市計画 風致地区
		合計		12.44	
干害防備 保安林	秋田市		35.88		
		秋田市	272	6.84	都市計画 風致地区
		雄和町	121	29.01	鳥獣保護区特別保護地区
		雄和町	123	0.03	砂防指定地
	大仙市		42.98		
		大曲市	043	31.02	鳥獣保護区特別保護地区(保健保安林)
		仙北町	001	5.98	鳥獣保護区特別保護地区
		仙北町	001	5.98	史跡・名勝天然記念物
	美郷町		43.49		
		千畑町	030,031,032	43.49	鳥獣保護区特別保護地区(保健保安林)

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
干害防備 保安林	横手市		13.34	
	横手市	036,037,038	13.34	都市計画 風致地区 (保健保安林)
	合計		135.69	
なだれ防止 保安林	大仙市		12.61	
	中仙町	009,010,011	12.61	鳥獣保護区特別保護地区
	湯沢市		2.04	
	湯沢市	025	0.89	都市計画 風致地区
	湯沢市	015	1.15	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		14.65	
保健保安林	秋田市		149.33	
	秋田市	269	130.68	都市計画 風致地区 (飛砂防備保安林)
	雄和町	121	18.62	鳥獣保護特別保護地区 (干害防備保安林)
	雄和町	123	0.03	砂防指定地 (干害防備保安林)
	大仙市		54.71	
	大曲市	043	31.02	鳥獣保護特別保護地区 (干害防備保安林)
	中仙町	009,010,011	12.61	鳥獣保護特別保護地区 (なだれ防止保安林)
	仙北町	001	5.54	鳥獣保護特別保護地区 (干害防備保安林)
	仙北町	001	5.54	史跡・名勝天然記念物
	仙北市		9.76	
	田沢湖町	032	9.76	鳥獣保護特別保護地区 (土砂流出防備保安林)
	美郷町		13.11	
	千畑町	030,031,032	13.11	鳥獣保護特別保護地区 (干害防備保安林)
	横手市		13.34	
	横手市	036,037,038	13.34	都市計画 風致地区 (干害防備保安林)
	合計		240.25	
風致保安林	大仙市		5.40	
	大曲市	043	4.52	鳥獣保護区特別保護地区
	仙北町	001	0.44	鳥獣保護区特別保護地区
	仙北町	001	0.44	史跡・名勝天然記念物
	合計		5.40	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(自然公園種別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
国立公園 第2種特別地区	仙北市		59.03	
	田沢湖町	038,041	59.03	鳥獣保護区特別保護地区
	合計		59.03	
国立公園 第3種特別地区	仙北市		182.04	
	田沢湖町	039,040,041	154.10	鳥獣保護区特別保護地区
	田沢湖町	041,044,045	27.94	砂防指定地
	合計		182.04	
国定公園 第1種特別地区	湯沢市		0.18	
	皆瀬村	055	0.18	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		0.18	
国定公園 第2種特別地区	湯沢市		9.54	
	湯沢市	091	8.95	鳥獣保護区特別保護地区
	皆瀬村	054,055	0.59	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		9.54	
国定公園 第3種特別地区	湯沢市		7.85	
	雄勝町	058	6.25	急傾斜地崩壊危険区域
	皆瀬村	051	0.18	急傾斜地崩壊危険区域
	皆瀬村	053	1.42	砂防指定地
	合計		7.85	
県立公園 第2種特別地区	仙北市		18.86	
	田沢湖町	031	9.10	砂防指定地
	田沢湖町	032	9.76	鳥獣保護区特別保護地区
	合計		18.86	
県立公園 第3種特別地区	秋田市		4.03	
	秋田市	102	0.13	急傾斜地崩壊危険区域
	河辺町	091,092	1.08	急傾斜地崩壊危険区域
	河辺町	093	2.82	史跡・名勝天然記念物
	合計		4.03	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(その他制限林種別内訳)

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
自然環境保全 特別地域	大仙市		0.93	
	神岡町	004	0.93	鳥獣保護区特別保護地区
	横手市		8.78	
	大森町	048	8.78	鳥獣保護区特別保護地区
	合計		9.71	
砂防指定地	秋田市		0.70	
	秋田市	108,109	13.51	都市計画 風致地区
	雄和町	119	0.70	急傾斜地崩壊危険区域
	仙北市		11.06	
	角館町	071	4.82	急傾斜地崩壊危険区域
	田沢湖町	041	6.24	鳥獣保護区特別保護地区
	横手市		1.85	
	横手市	047	1.85	都市計画 風致地区
	合計		11.76	
	鳥獣保護区 特別保護地区	大仙市		17.42
仙北町		001	17.42	史跡・名勝天然記念物
合計		17.42		
史跡・名勝 天然記念物	秋田市		22.63	
	秋田市	029,091,108	21.34	都市計画 風致地区
	秋田市	092	1.29	急傾斜地崩壊危険区域
	羽後町	023	3.51	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		26.14	
都市計画 風致地区	秋田市		0.44	
	秋田市	114	0.44	急傾斜地崩壊危険区域
	横手市		0.04	
	横手市	039	0.04	急傾斜地崩壊危険区域
	湯沢市		3.90	
	湯沢市	025,026	3.90	急傾斜地崩壊危険区域
合計		4.38		
都市緑地 保全地区	仙北市		1.58	
	角館町	071	1.58	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		1.58	

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1	森林計画区の概況	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	1
(2)	地況	1
(3)	土地利用の現況	1
(4)	産業別生産額	2
(5)	産業別就業者数	3
2	森林の現況	
(1)	齢級別森林資源表	4
(2)	制限林普通林別森林資源表	6
(3)	市町村別森林資源表	9
(4)	所有形態別森林資源表	1 1
(5)	制限林の種類別面積	1 3
(6)	樹種別材積表	1 5
(7)	森林の被害	1 6
3	林業の動向	
(1)	保有山林規模別林家数	1 7
(2)	森林経営計画の認定状況	1 8
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	1 9
(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	2 0
(5)	林業事業体等の現況	2 2
(6)	林業労働力の概況	2 2
(7)	林業機械化の概況	2 3
(8)	作業路等の整備の概況	2 3
4	前期計画の実行状況	
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	2 4
(2)	間伐面積	2 4
(3)	人工造林・天然更新別面積	2 4
(4)	林道の開設及び拡張の数量	2 4
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	2 4
5	林地の異動状況	
(1)	森林より森林以外への異動	2 5
(2)	森林以外より森林への異動	2 5

6	森林資源の推移	2 6
7	その他	
	(1) スギ人工林間伐の目安	2 7
	(2) スギ一般材・良質材生産施業基準	2 7
	(3) 持続的伐採可能量	3 2
	(4) 市町村等による森林の整備の推進	3 3
8	用語の解説	3 7

※参考資料で特に出典のないものは、森林資源造成課の資料です。

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林③	民有林④		
総 数	495,292	346,724	155,591	191,132	70	
市 町 村 別 内 訳	秋田市	90,607	62,087	25,139	36,948	69
	大仙市	86,679	49,962	15,148	34,814	58
	仙北市	109,356	92,077	66,513	25,563	84
	美郷町	16,832	7,385	4,321	3,064	44
	横手市	69,280	37,623	1,788	35,835	54
	湯沢市	79,091	64,150	31,271	32,879	81
	羽後町	23,078	15,464	1,584	13,881	67
	東成瀬村	20,369	17,975	9,828	8,148	88

注) 1 出典：①国土地理院「令和6年全国都道府県市町村別面積調」、③東北森林管理局計画課、

④秋田県森林資源造成課

2 単位未満四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

3 表中符号は、次のとおりである。

「空白」…該当のないもの。

(2) 地況

I 計画の大綱 1 森林計画区の概況 (2) 自然的条件 (P1) を参照のこと。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：千ha 比率：%

区分	総数 ①	森 林			農 地 ④			その他
		計	国有林②	民有林③	総数	うち田	うち畑	
秋 田 市	90,607	62,087	25,139	36,948	6,378	5,977	401	22,142
大 仙 市	86,679	49,962	15,148	34,814	16,503	15,680	823	20,214
仙 北 市	109,356	92,077	66,513	25,563	4,678	4,337	340	12,601
美 郷 町	16,832	7,385	4,321	3,064	5,831	5,457	373	3,616
横 手 市	69,280	37,623	1,788	35,835	14,994	13,570	1,424	16,663
湯 沢 市	79,091	64,150	31,271	32,879	5,040	4,426	614	9,901
羽 後 町	23,078	15,464	1,584	13,881	3,586	3,305	281	4,028
東成瀬村	20,369	17,975	9,828	8,148	475	254	221	1,919
計	495,292	346,724	155,591	191,132	57,485	53,006	4,477	91,083
構成比	100	70	31	39	12	11	1	18
対全県比	43	47	54	43	50	51	46	29
全 県	1,163,752	737,505	289,591	447,914	114,453	104,782	9,670	311,794
県構成比	100	63	25	38	10	9	1	27

注) 1 出典～①国土地理院「令和6年全国都道府県市町村別面積調」、②東北森林管理局計画課、

③秋田県森林資源造成課、④「2020農林業センサス」農業経営体の経営耕地面積

2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

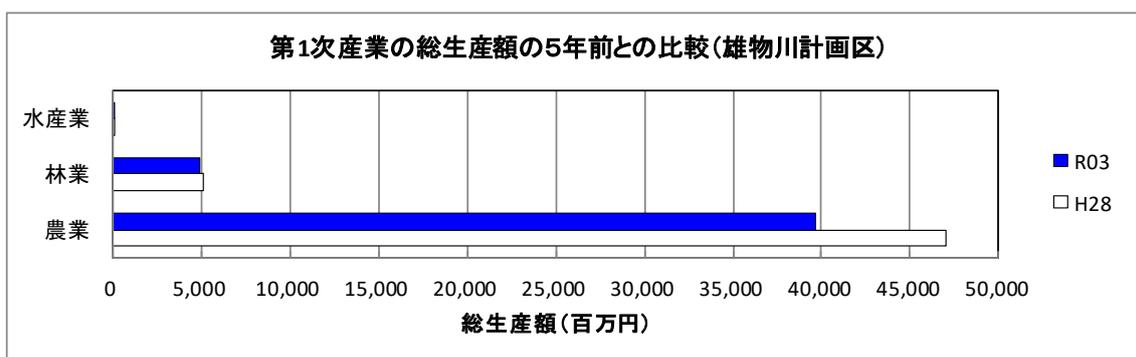
3 表中符号は、次のとおりである。「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円 比率：%

市町村	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
秋田市	1,247,821	5,421	4,608	766	47	203,423	1,041,343
大仙市	262,835	10,703	9,964	729	10	71,232	181,398
仙北市	79,675	3,885	3,316	559	10	19,008	56,933
美郷町	45,050	3,115	2,998	117	0	11,186	30,834
横手市	303,547	13,948	12,230	1,708	10	80,214	209,961
湯沢市	135,811	4,018	3,396	617	5	40,306	91,745
羽後町	35,823	3,223	2,903	315	5	8,947	23,721
東成瀬村	20,002	433	285	143	5	15,182	4,425
計	2,130,564	44,746	39,700	4,954	92	449,498	1,640,360
構成比	100	2	2	0	0	21	77
全県	3,545,316	89,687	77,388	10,923	1,376	916,275	2,546,078
県対比	60	50	51	45	7	49	64

- 注) 1 出典：令和3年度版「秋田県市町村民経済計算」
 2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
 3 表中符号は、次のとおりである。「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。



(5) 産業別就業者数

単位 人数：人 比率：%

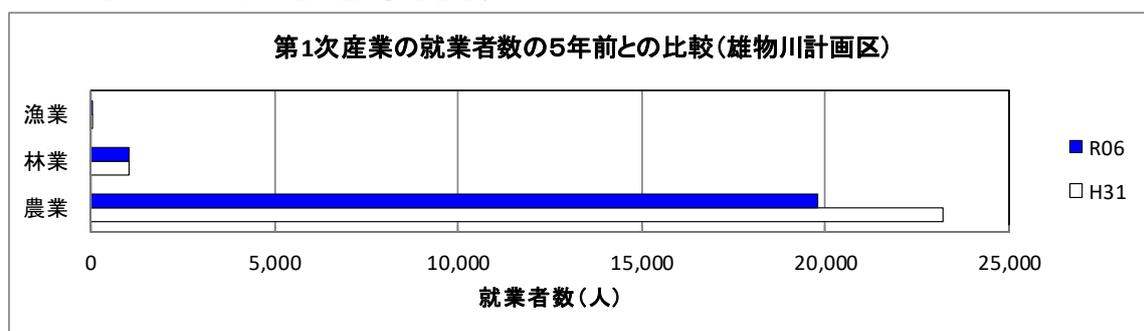
市町村	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	漁業		
秋田市	142,787	2,634	2,225	385	24	22,106	113,683
大仙市	39,321	4,803	4,669	130	4	10,188	24,078
仙北市	12,485	1,607	1,408	195	4	3,222	7,565
美郷町	9,848	1,470	1,447	23	-	2,880	5,240
横手市	44,009	6,489	6,361	124	4	11,058	26,164
湯沢市	21,241	2,532	2,410	120	2	6,516	11,957
羽後町	7,455	1,211	1,174	35	2	2,318	3,747
東成瀬村	1,567	148	118	28	2	742	668
計	278,713	20,894	19,812	1,040	42	59,030	193,102
構成比	100	7	7	0	0	21	69
全県	463,894	40,122	37,312	2,245	565	109,589	306,541
県対比	60	52	53	46	7	54	63

注) 1 出典：令和6年秋田県勢要覧

2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

3 表中符号は、次のとおりである。「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

4 総数には「分類不能の産業」を含む。



2 森林の現況
(1) 齢級別森林資源表

林種	施業方法	針広別	樹種	年間成長量	区分	総数	1齢級	2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級	11齢級			
人	合計			643,658	面積	189,224	1,641	1,163	1,136	856	1,153	2,108	4,082	7,905	12,296	13,509	18,823			
				584,877	材積	51,523,411	-	17,560	47,347	59,196	345,495	850,197	1,989,199	3,586,315	4,310,105	6,027,174				
	人工林	スギ	針葉樹	571,727	面積	97,136	565	417	383	333,578	737	1,875	3,276	6,716	10,549	11,261	13,227	19,775		
				582,347	材積	37,955,993	-	979	15,633	33,578	95,209	290,248	752,303	1,833,358	3,346,224	3,986,923	5,219,775			
				569,572	面積	91,544	492	354	330	364	688	1,478	3,199	6,566	10,383	11,021	13,040			
				10,150	材積	36,503,475	-	13,499	30,822	389	725	278,326	741,203	1,809,452	3,307,319	3,921,901	5,168,540			
				育成	単層林	針葉樹	37,798,363	面積	96,659	561	409	369	350	1,466	3,174	6,544	10,369	11,003	13,185	
							36,373,241	材積	91,196	488	346	320	350	284,080	746,523	1,826,812	3,341,370	3,978,094	5,203,694	
				育成	複層林	針葉樹	1,217,366	面積	4,358	52	16	33	10	6	25	13	51	55	107	
							2,625	材積	1,106	21	47	16	29	41	44	60	135	115	176	78
				育成	複層林	針葉樹	2,530	面積	207,756	-	979	627	1,437	2,863	4,563	8,621	20,940	27,961	50,217	23,273
							2,155	材積	157,630	-	9	14	21	12	40	30	25	14	14	27
				育成	複層林	針葉樹	225	面積	130,234	-	8	10	14	10	11	22	22	14	18	40
150	材積	87	1				1	1	0	1	12	2	0	0	9	1				
天然	単層林	針葉樹	58,781	面積	40	0	-	-	3	6	2	17	5	-	-	165	341			
			419	材積	92,088	1,075	746	753	446	533	806	1,189	1,748	2,248	5,596					
天然	複層林	針葉樹	44	面積	13,567,418	0	16,581	31,714	25,618	34,234	55,247	97,894	240,091	323,182	807,399					
			375	材積	332	32	33	14	3	7	3	14	5	8	8	20				
天然	複層林	針葉樹	82	面積	39,835	-	336	591	168	592	365	1,780	704	1,066	1,145	3,157				
			166	材積	17	0	0	-	-	0	0	0	-	-	-	0	2			
天然	複層林	針葉樹	248	面積	5,096	-	-	-	-	12	52	71	-	-	-	5	530			
			53,152	材積	315	32	33	14	3	7	3	14	5	8	8	19	2,627			
天然	複層林	針葉樹	58,114	面積	34,739	-	336	591	168	580	313	1,709	704	1,066	1,140	2,627				
			4,962	材積	211	5	3	2	15	0	1	9	1	9	1	7				
天然	複層林	針葉樹	82	面積	33,931	-	35	107	880	80	93	87	128	1,480	90	1,276				
			166	材積	39	-	-	-	0	1	0	0	2	0	0	2				
天然	複層林	針葉樹	58,114	面積	11,400	-	-	-	-	93	87	66	504	33	539					
			4,962	材積	172	5	3	2	15	-	-	0	7	0	5					
天然	複層林	針葉樹	53,152	面積	22,531	-	35	107	879	-	-	62	976	57	737					
			12,883,652	材積	91,546	1,038	710	736	428	409	529	791	1,183	1,730	2,240	5,568				
天然	複層林	針葉樹	53,152	面積	13,493,652	-	16,210	31,016	24,570	33,642	54,789	96,027	155,009	237,545	321,947	802,966				
			12,883,652	材積	1,991	10	9	2	1	9	18	22	64	80						
天然	複層林	針葉樹	53,152	面積	610,000	-	102	102	66	1,274	1,438	224	4,947	6,558	18,911	27,804				
			12,883,652	材積	89,555	1,028	701	734	427	401	520	790	1,165	1,709	2,175	5,488				
天然	複層林	針葉樹	53,152	面積	12,883,652	-	16,210	30,914	24,504	32,368	53,351	95,803	230,987	303,036	775,162					
			12,883,652	材積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

林種	施業方法	針広別	樹種	区分	単位(面積:ha、材積:m3、成長量:m3、竹:束)																
					12齡級	13齡級	14齡級	15齡級	16齡級	17齡級	18齡級	19齡級	20齡級	21齡級以上							
人	合計	面積	22,359	24,882	25,496	19,910	10,011	6,759	4,847	3,577	2,757	3,955									
		材積	7,024,272	7,000,645	6,664,016	4,602,946	2,228,532	1,813,599	1,324,525	1,109,434	925,742	1,467,669									
		材積	13,494	11,214	9,055	4,830	1,884	1,974	1,433	1,330	1,330	1,130	1,676								
	人工林計	面積	12,971	9,873	7,821	4,131	1,732	1,879	1,327	1,272	1,072	1,553									
		材積	5,609,917	4,595,788	3,832,273	2,110,925	993,756	1,031,619	744,318	722,514	627,648	942,256									
		材積	13,464	11,175	9,009	4,775	1,873	1,965	1,423	1,321	1,114	1,661									
	育成	育成単層林計	5,723,622	4,958,602	4,167,979	2,292,257	963,261	1,055,445	771,571	734,926	637,143	971,284									
		針葉樹	12,942	9,845	7,789	4,104	1,722	1,872	1,318	1,263	1,057	1,547									
		材積	5,596,707	4,581,945	3,816,759	2,097,276	918,419	1,027,627	739,100	717,276	621,222	938,226									
	工	単層林	397	1,296	1,155	624	142	87	100	51	40	87									
		材積	107,984	366,409	335,371	184,861	43,157	26,903	31,705	16,510	13,348	29,010									
		材積	125	34	66	48	10	6	5	7	17	27									
林	広葉樹	18,931	10,248	15,849	10,120	1,685	915	766	1,140	2,573	4,048										
	材積	30	39	46	55	11	9	9	9	16	15										
	育成複層林計	13,647	16,915	19,642	21,915	5,400	4,556	5,395	5,267	6,529	6,407										
育成	針葉樹	28	28	32	27	10	7	9	9	15	6										
	材積	13,210	13,843	15,514	13,649	5,337	3,992	5,218	5,238	6,426	4,030										
	材積	1	10	12	27	63	547	175	29	103	2,012										
複層林	その他	403	2,905	3,437	8,095	63	2	2	2	0	0										
	面積	0	1	2	0	-	0	0	0	-	-										
	材積	34	167	691	171	-	17	2	-	-	-										
天然林計	面積	8,864	13,668	16,441	15,080	8,127	4,785	3,415	2,246	1,627	2,279										
	材積	1,287,003	2,025,128	2,476,395	2,288,774	1,259,871	753,598	547,559	369,241	282,070	489,978										
	材積	30	23	40	57	12	2	4	1	0	13										
天	育成単層林計	4,529	3,673	6,502	9,563	1,875	269	824	190	45	2,461										
	針葉樹	490	550	1,171	1,685	21	25	309	16	16	143										
	材積	28	22	36	53	12	2	3	1	0	12										
然	広葉樹	4,039	3,123	5,331	7,878	1,854	244	515	174	29	2,318										
	材積	5	25	35	36	37	15	4	2	2	4										
	育成複層林計	753	4,006	5,838	6,450	6,935	2,805	798	514	480	1,176										
林	針葉樹	113	864	1,464	2,214	2,638	967	242	270	160	1,145										
	材積	4	22	30	28	28	12	4	2	2	0										
	広葉樹	640	3,142	4,374	4,236	4,297	1,838	556	244	320	31										
天然	天然生林計	8,829	13,620	16,366	14,987	8,078	4,768	3,406	2,243	1,625	2,262										
	材積	1,281,721	2,017,449	2,464,055	2,272,761	1,251,061	750,524	545,937	368,537	281,545	486,341										
	材積	140	247	349	248	186	131	105	88	76	196										
生林	針葉樹	41,194	76,164	106,275	75,222	58,197	40,688	33,577	28,884	24,952	63,523										
	材積	8,690	13,373	16,017	14,739	7,892	4,637	3,302	2,155	1,548	2,066										
	広葉樹	1,240,527	1,941,285	2,357,780	2,197,539	1,192,864	709,836	512,360	339,653	256,593	422,818										

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

「0」…掲載単位に満たないもの。

区分	面積	材積	束数
竹林		3	0

区分	面積	材積
無立木地	1,106	0
未立木地	799	0
合計	1,905	0

区分	面積	材積
立木竹地	189,227	51,523,411
無立木地	1,905	0
民有林合計	191,132	51,523,411

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分	立											地																																																																																																							
	総数											人											林																																																																																												
	合計											育成単層林											育成複層林																																																																																												
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹																																																																																											
総面積	191,132	189,224	98,037	91,187	95,990	1,146	97,136	95,990	1,146	96,659	95,554	1,106	476	436	40	51,523,411	38,370,027	13,153,384	212,462	37,798,363	37,590,607	207,756	157,630	152,924	4,706	643,658	643,658	587,190	56,468	584,877	582,102	2,775	582,347	579,722	2,625	2,530	2,380	150	51,485	51,172	24,805	26,366	24,550	328	24,377	24,080	297	173	142	31	13,151,705	9,227,849	3,923,856	3,923,856	9,104,038	9,054,457	49,581	9,053,192	9,006,468	46,724	50,846	47,989	2,857	165,001	165,001	148,631	16,370	147,899	147,133	766	147,034	146,380	654	865	753	112	139,647	138,052	73,231	64,821	72,586	71,768	817	72,283	71,474	808	303	294	9	38,371,706	38,371,706	29,142,178	9,229,528	28,851,955	28,689,074	162,881	28,745,171	28,584,139	161,032	106,784	104,935	1,849	478,657	478,657	438,559	40,098	436,978	434,969	2,009	435,313	433,342	1,971	1,665	1,627	38

単位(面積:ha、材積:m3、成長量:m3、竹:束)

区分	立											地																																																																																																																																																																																			
	天然											林																																																																																																																																																																																			
	育成単層林											育成複層林																																																																																																																																																																																			
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹																																																																																																																																																																							
総面積	92,088	2,047	90,041	332	17	315	17	315	211	39	172	172	1,991	89,555	3	1,905	1,106	799	51%	13,567,418	626,496	12,940,922	39,835	5,096	34,739	33,931	11,400	22,531	13,493,652	610,000	12,883,652	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58,781	5,088	53,693	419	44	375	248	82	166	58,114	4,962	53,152	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26,621	584	26,038	148	2	146	133	28	105	26,340	554	25,786	1	312	147	165	48%	4,047,667	173,392	3,874,275	19,711	651	19,060	22,802	8,132	14,670	4,005,154	164,609	3,840,545	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,102	1,498	15,604	130	5	125	122	57	65	16,850	1,436	15,414	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65,467	1,463	64,004	184	15	169	78	12	66	65,205	1,437	63,768	1	1,593	959	634	53%	9,519,751	453,104	9,066,647	20,124	4,445	15,679	11,129	3,268	7,861	9,488,498	445,391	9,043,107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41,679	3,590	38,089	289	39	250	126	25	101	41,264	3,526	37,738	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

「0」…掲載単位に満たないもの。

(3) 市町村別森林資源表

単位(面積:ha,材積:m3,竹:束)

区分	総数		立										地									
	総数		数					人					木					林				
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	
総数	191,132	189,224	91,187	97,136	95,990	1,146	96,659	95,654	1,106	476	436	40	157,630	152,924	4,706	157,630	152,924	4,706	157,630	152,924	4,706	
秋田市	36,948	36,348	14,445	21,362	21,218	145	21,302	21,161	142	60	57	3	17,907	17,654	253	17,907	17,654	253	17,907	17,654	253	
秋田市	19,396	18,994	6,786	11,648	11,562	86	11,603	11,518	84	45	44	1	14,367	14,255	112	14,367	14,255	112	14,367	14,255	112	
河辺町	8,272	8,102	4,447	4,480	4,434	46	4,475	4,430	45	4	4	-	13,148	13,148	1,131	13,148	13,148	1,131	13,148	13,148	1,131	
雄和町	2,689,899	2,669,899	573,827	2,089,114	2,087,097	13	2,086,705	2,084,829	1,876	2,409	2,268	141	2,086,705	2,084,829	1,876	2,086,705	2,084,829	1,876	2,086,705	2,084,829	1,876	
大仙市	34,814	34,418	15,724	18,458	18,348	110	18,362	18,253	109	96	95	1	7,316,668	7,301,093	15,575	7,316,668	7,301,093	15,575	7,316,668	7,301,093	15,575	
大曲市	2,648	2,602	1,385	1,179	1,176	3	1,159	1,157	3	19	19	-	472,584	472,185	399	472,584	472,185	399	472,584	472,185	399	
神岡町	618	609	338	309	307	3	309	307	3	3	3	-	309	307	3	309	307	3	309	307	3	
西仙北町	10,621	10,489	5,053	5,377	5,330	47	5,367	5,320	46	10	10	0	2,106,195	2,101,123	5,072	2,106,195	2,101,123	5,072	2,106,195	2,101,123	5,072	
中仙町	1,516	1,505	879	860	855	5	858	853	5	2	2	-	368,057	367,146	911	368,057	367,146	911	368,057	367,146	911	
脇和町	12,193	12,029	7,076	7,072	7,046	26	7,009	6,984	25	63	62	1	2,788,032	2,782,954	5,078	2,788,032	2,782,954	5,078	2,788,032	2,782,954	5,078	
太田町	817	817	623	616	616	1	616	616	1	1	1	-	265,706	265,543	163	265,706	265,543	163	265,706	265,543	163	
仙北町	17	17	16	17	16	2	17	16	2	2	2	-	7,845	7,604	241	7,845	7,604	241	7,845	7,604	241	
南外村	6,383	6,349	3,240	3,027	3,003	24	3,026	3,002	24	24	24	-	1,172,920	1,169,728	3,192	1,172,920	1,169,728	3,192	1,172,920	1,169,728	3,192	
仙北市	25,563	25,182	11,803	13,679	13,280	399	13,606	13,207	398	74	73	1	5,198,061	5,143,698	54,363	5,198,061	5,143,698	54,363	5,198,061	5,143,698	54,363	
角館町	5,207	5,141	3,018	3,143	2,971	172	3,142	2,970	172	1	1	-	1,285,281	1,261,116	24,165	1,285,281	1,261,116	24,165	1,285,281	1,261,116	24,165	
田沢湖町	11,080	10,876	5,483	5,561	5,449	111	5,510	5,399	111	51	51	-	2,082,201	2,066,822	15,379	2,082,201	2,066,822	15,379	2,082,201	2,066,822	15,379	
西木村	9,276	9,165	4,879	4,975	4,859	116	4,954	4,838	115	22	21	-	1,830,579	1,815,760	14,819	1,830,579	1,815,760	14,819	1,830,579	1,815,760	14,819	
美郷町	3,064	3,060	2,063	2,058	2,036	22	2,054	2,032	22	4	3	0	890,619	887,088	3,531	890,619	887,088	3,531	890,619	887,088	3,531	
六郷町	864	864	494	501	493	9	501	493	9	9	9	-	209,159	207,463	1,696	209,159	207,463	1,696	209,159	207,463	1,696	
千畑町	1,738	1,734	1,291	1,278	1,265	13	1,275	1,262	13	4	3	0	557,374	555,662	1,712	557,374	555,662	1,712	557,374	555,662	1,712	
仙南村	462	462	278	278	278	0	278	278	0	278	278	-	124,086	123,963	123	124,086	123,963	123	124,086	123,963	123	

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

「0」…掲載単位に満たないもの。

単位(面積:ha、材積:m3、竹:束)

区分	総数		立		人		木		工		地		林		
	数		数		計		計		計		計		計		
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
横手市	35,835	16,990	19,339	16,004	15,852	152	15,887	15,765	122	116	87	30	27,003	27,003	2,729
横手市	9,038,074	6,353,163	2,684,911	6,197,948	6,180,073	17,875	6,168,216	6,153,070	15,146	29,732	27,003	23	82,674	82,674	1,133
横手市	4,416	2,103	2,308	2,038	2,007	31	2,007	1,984	23	32	23	9	82,674	82,674	1,133
横手市	1,185,817	863,382	322,435	834,474	830,936	3,538	825,079	822,674	2,405	9,395	8,262	13	82,674	82,674	1,133
増田町	4,391	1,929	2,453	1,865	1,852	13	1,852	1,844	8	13	9	5	82,674	82,674	1,133
増田町	1,092,756	757,462	335,294	734,974	733,400	1,574	730,742	729,350	1,392	4,232	4,050	182	82,674	82,674	1,133
平鹿町	568	255	312	237	234	4	237	234	4	-	-	-	82,674	82,674	1,133
平鹿町	137,363	94,205	43,158	88,631	87,985	646	88,631	87,985	646	-	-	-	82,674	82,674	1,133
雄物川町	2,748	1,617	1,125	1,515	1,502	14	1,495	1,490	5	21	12	9	3,952	3,952	490
雄物川町	765,960	631,947	134,013	601,632	600,252	1,380	597,190	596,300	890	4,442	3,952	490	3,952	3,952	490
大森町	6,430	3,589	2,798	3,494	3,467	26	3,457	3,436	21	37	31	5	6,661	6,661	654
大森町	1,750,377	1,376,660	373,717	1,338,770	1,335,558	3,212	1,331,455	1,328,897	2,558	7,315	6,661	654	6,661	6,661	654
十文字町	3	3	1	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-
十文字町	1,264	1,164	100	1,035	1,035	-	1,035	1,035	-	-	-	-	-	-	-
山内村	17,260	6,886	10,333	6,843	6,779	64	6,829	6,767	62	14	12	2	4,078	4,078	270
山内村	4,097,998	2,623,253	1,474,745	2,593,387	2,585,862	7,525	2,589,039	2,581,784	7,255	4,348	4,078	270	4,078	4,078	270
大雄村	18	9	10	8	8	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-
大雄村	6,539	5,090	1,449	5,045	5,045	-	5,045	5,045	-	-	-	-	-	-	-
湯沢市	32,879	15,058	17,561	14,971	14,764	207	14,896	14,694	203	75	70	5	28,369	28,369	1,226
湯沢市	8,911,613	6,324,005	2,587,608	6,291,016	6,236,420	54,596	6,261,421	6,208,051	53,370	29,595	28,369	1,226	28,369	28,369	1,226
湯沢市	9,138	4,402	4,686	4,245	4,171	75	4,235	4,161	74	10	10	0	3,654	3,654	44
湯沢市	2,452,621	1,761,633	690,988	1,714,058	1,692,851	21,207	1,710,360	1,689,197	21,163	3,698	3,654	44	3,654	3,654	44
稲川町	3,347	1,380	1,966	1,381	1,362	19	1,368	1,349	19	13	13	0	6,342	6,342	3
稲川町	860,558	578,055	282,503	575,885	572,376	3,509	569,540	566,034	3,506	6,345	6,342	3	6,342	6,342	3
雄勝町	13,371	7,217	5,968	7,272	7,186	86	7,235	7,152	83	38	34	3	13,658	13,658	1,067
雄勝町	4,063,919	3,178,554	885,365	3,195,155	3,169,395	25,760	3,180,430	3,155,737	24,693	14,725	13,658	1,067	13,658	13,658	1,067
皆瀬村	7,013	2,059	4,940	2,072	2,045	27	2,059	2,033	26	14	13	1	4,715	4,715	112
皆瀬村	1,534,515	805,763	728,752	805,918	801,798	4,120	801,091	797,083	4,008	4,827	4,715	112	4,715	4,715	112
羽後町	13,881	7,628	6,140	7,645	7,575	71	7,600	7,530	70	46	45	1	18,836	18,836	247
羽後町	3,938,460	3,063,135	875,325	3,047,023	3,047,371	19,652	3,047,940	3,028,535	19,405	19,083	18,836	247	18,836	18,836	247
東成瀬村	8,148	2,922	5,179	2,958	2,918	40	2,952	2,912	40	6	6	0	2,515	2,515	11
東成瀬村	1,863,002	1,103,397	759,605	1,108,031	1,102,201	5,830	1,105,505	1,099,686	5,819	2,526	2,515	11	2,515	2,515	11

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

「0」…掲載単位に満たないもの。

(3) 市町村別森林資源表のつづき

区分	立木											地					竹			無立木		人工林率	
	天然					植						計	伐採跡地	無立木地	計	林率							
	合		針葉樹		広葉樹		計	針葉樹		広葉樹							計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹		広葉樹
	計	材積	材積	材積	材積	材積		材積	材積	材積	材積												
総数	92,088	2,047	90,041	332	17	315	211	39	172	91,546	1,991	89,555	3	1,905	1,106	799	51%						
秋田市	13,567,418	626,496	12,940,922	39,835	5,096	34,739	33,931	11,400	22,531	13,493,652	610,000	12,883,652	3	598	337	261	58%						
秋田市	2,251,264	205,385	2,045,879	4,573	405	4,168	968	484	484	2,245,723	204,496	2,041,227	2	399	207	192	60%						
秋田市	7,347	646	6,701	25	3	23	4	1	3	7,318	643	6,675	2	399	207	192	60%						
河辺町	3,622	13	3,610	15	0	15	2,062	0	0	3,607	13	3,595	0	169	121	48	54%						
雄和町	511,318	3,831	507,487	2,074	12	2,062	0	0	0	509,244	3,819	505,425	0	29	8	21	56%						
雄和町	4,016	26	3,990	9	0	9	2	0	2	4,005	26	3,979	0	29	8	21	56%						
雄和町	580,785	8,975	571,810	1,014	3	1,014	168	85	83	579,603	8,890	570,713	0	396	225	171	53%						
大仙市	15,960	346	15,614	36	3	34	19	7	12	15,905	336	15,568	0	396	225	171	53%						
大仙市	2,289,624	103,355	2,186,269	5,562	800	4,762	3,380	1,700	1,680	2,280,682	100,855	2,179,827	0	46	7	39	45%						
大仙市	1,424	41	1,382	0	0	0	2	2	1	1,421	39	1,382	0	46	7	39	45%						
大仙市	202,126	12,433	189,693	50	50	0	475	399	76	201,601	11,984	189,617	0	46	7	39	45%						
神岡町	300	32	268	0	0	0	0	0	0	300	32	268	0	9	2	7	50%						
神岡町	49,048	10,093	38,955	0	0	0	49,048	0	0	49,048	10,093	38,955	0	182	81	51	51%						
西仙北町	5,112	106	5,006	13	2	11	0	0	0	5,100	104	4,996	0	182	81	51	51%						
西仙北町	729,091	31,364	697,727	1,531	464	1,067	0	0	0	727,560	30,900	696,660	0	11	3	8	57%						
中仙町	645	24	622	13	0	13	0	0	0	632	24	609	0	11	3	8	57%						
中仙町	98,004	6,923	91,081	2,372	0	2,372	0	0	0	95,632	6,923	88,709	0	164	107	57	58%						
協和町	4,957	30	4,927	8	1	7	1	1	0	4,948	28	4,920	0	164	107	57	58%						
協和町	690,935	8,523	682,412	1,178	286	892	232	232	0	689,525	8,005	681,520	0	1	1	1	75%						
太田町	200	7	193	2	0	2	0	0	0	198	7	191	0	1	1	1	75%						
太田町	32,211	3,187	29,024	295	0	295	0	0	0	31,916	3,187	28,729	0	1	1	1	75%						
仙北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100%						
仙北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100%						
南外村	3,322	106	3,216	1	0	1	16	5	11	3,305	102	3,203	0	34	23	10	47%						
南外村	488,209	30,832	457,377	136	0	136	2,673	1,069	1,604	485,400	29,763	455,637	0	381	265	116	54%						
仙北町	11,503	99	11,404	21	1	20	2	0	2	11,481	99	11,382	0	381	265	116	54%						
仙北町	1,790,186	30,078	1,760,108	3,036	215	2,821	241	0	241	1,786,909	29,863	1,757,046	0	66	31	35	60%						
角館町	1,998	46	1,952	6	0	5	1	0	1	1,991	46	1,945	0	66	31	35	60%						
角館町	296,866	13,174	283,692	845	88	757	182	0	182	295,839	13,086	282,753	0	204	159	45	50%						
田代湖町	5,315	33	5,282	15	0	15	0	0	0	5,300	33	5,267	0	204	159	45	50%						
田代湖町	886,597	10,803	875,794	2,030	0	2,030	59	0	59	884,508	10,803	873,705	0	111	75	36	54%						
西木村	4,190	19	4,170	1	0	0	0	0	0	4,189	19	4,170	0	111	75	36	54%						
美郷町	606,723	6,101	600,622	161	127	34	0	0	0	606,562	5,974	600,588	0	4	1	4	67%						
美郷町	1,002	27	975	0	0	0	975	0	0	1,002	27	975	0	4	1	4	67%						
六郷町	149,213	10,043	139,170	53	0	53	0	0	0	149,160	10,043	139,117	0	0	0	0	58%						
六郷町	363	1	361	0	0	0	362	0	0	362	1	361	0	0	0	0	58%						
千畑町	52,922	403	52,519	23	0	23	0	0	0	52,899	403	52,496	0	4	0	4	74%						
千畑町	455	26	430	0	0	0	455	0	0	455	26	430	0	4	0	4	74%						
南南村	70,582	9,640	60,942	30	0	30	0	0	0	70,552	9,640	60,912	0	4	0	4	74%						
南南村	184	0	184	0	0	0	184	0	0	184	0	184	0	0	0	0	60%						
南南村	25,709	0	25,709	0	0	0	25,709	0	0	25,709	0	25,709	0	0	0	0	60%						

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
 2 表中符号は、次のとおりである。
 「-」…該当のないもの。
 「0」…掲載単位に満たないもの。

単位(面積:ha,材種:m3,竹:束)

区分	立木										地										竹		人工 林率
	天					林					天					林					伐採跡地	無立木地	
	計		広葉樹		針葉樹	計		広葉樹		針葉樹	計		広葉樹		針葉樹	計		広葉樹		針葉樹			
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹		
横手市	面積	19,725	539	19,187	85	3	82	47	19,590	532	19,058	-	106	53	52	45%							
	材積	2,840,126	173,090	2,667,036	6,464	1,002	5,462	4,138	2,828,104	170,668	2,657,436	-	-	-	-	-							
横手市	面積	2,372	96	2,276	7	-	7	2	2,362	95	2,267	-	6	1	5	46%							
	材積	351,343	32,446	318,897	317	-	317	244	350,522	32,186	318,336	-	-	-	-	-							
増田町	面積	2,517	77	2,440	5	0	5	9	2,502	77	2,426	-	9	7	2	42%							
	材積	357,782	24,062	333,720	464	16	448	444	356,874	24,046	332,828	-	-	-	-	-							
平畑町	面積	329	22	308	-	-	1	-	328	22	307	-	1	-	1	42%							
	材積	48,732	6,220	42,512	117	-	117	-	48,615	6,220	42,395	-	-	-	-	-							
織物川町	面積	1,227	115	1,111	37	-	37	0	1,188	115	1,073	-	6	2	5	55%							
	材積	164,328	31,695	132,633	1,140	-	1,140	134	162,917	31,561	131,356	-	-	-	-	-							
大森町	面積	2,894	122	2,772	5	2	3	38	2,851	116	2,735	-	43	27	15	54%							
	材積	411,607	41,102	370,505	1,388	986	402	4,339	405,880	39,090	366,790	-	-	-	-	-							
十文字町	面積	1	0	1	-	-	-	-	1	0	1	-	-	-	-	66%							
	材積	229	129	100	-	-	-	-	229	129	100	-	-	-	-	-							
山内村	面積	10,376	107	10,269	28	-	28	-	10,348	107	10,241	-	41	16	25	40%							
	材積	1,504,611	37,391	1,467,220	3,038	-	3,038	-	1,501,573	37,391	1,464,182	-	-	-	-	-							
大瀬村	面積	10	0	10	-	-	-	-	10	0	10	-	-	-	-	46%							
	材積	1,494	45	1,449	-	-	-	-	1,494	45	1,449	-	-	-	-	-							
湯沢市	面積	17,648	294	17,354	62	9	52	106	17,454	259	17,195	0	260	131	129	46%							
	材積	2,620,597	87,585	2,533,012	8,909	2,628	6,281	7,781	2,587,962	77,176	2,510,786	-	-	-	-	-							
湯沢市	面積	4,843	231	4,612	15	9	6	118	4,710	197	4,512	0	50	28	22	46%							
	材積	738,563	68,782	669,781	3,367	2,542	825	21,375	713,821	58,817	655,004	-	-	-	-	-							
福川町	面積	1,966	19	1,947	1	0	0	13	1,952	18	1,935	-	11	3	8	41%							
	材積	284,673	5,679	278,994	130	53	77	2,012	282,531	5,388	277,143	-	-	-	-	-							
雄勝町	面積	5,913	31	5,882	38	-	38	1	5,875	31	5,843	0	186	100	85	54%							
	材積	868,764	9,159	859,605	5,087	-	5,087	86	863,591	9,159	854,432	-	-	-	-	-							
皆瀬村	面積	4,927	13	4,913	8	0	8	0	4,917	13	4,905	-	14	-	14	30%							
	材積	728,597	3,965	724,632	325	33	292	253	728,019	3,812	724,207	-	-	-	-	-							
羽後町	面積	6,122	53	6,069	67	0	67	0	6,054	53	6,002	-	113	62	51	55%							
	材積	871,437	15,764	855,673	9,809	46	9,763	43	861,585	15,703	845,882	-	-	-	-	-							
東成瀬村	面積	5,142	4	5,139	12	-	12	-	5,131	4	5,127	-	47	33	15	36%							
	材積	754,971	1,196	753,775	1,429	-	1,429	15	753,527	1,196	752,331	-	-	-	-	-							

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

「0」…掲載単位に満たないもの。

(4) 所有形態別森林資源表

区分	立												地															
	総数						人						工															
	針葉樹			広葉樹			計			針葉樹			広葉樹			計			針葉樹			広葉樹			計			
	計	面積	材積	計	面積	材積	計	面積	材積	計	面積	材積	計	面積	材積	計	面積	材積	計	面積	材積	計	面積	材積	計	面積	材積	
総数	191,132	189,224	98,037	91,187	95,990	1,446	96,659	95,554	1,106	97,766	96,659	1,106	96,659	95,554	1,106	476	436	476	476	436	476	436	476	436	476	436	476	436
公有林計	51,523,411	51,523,411	38,370,027	13,153,384	37,955,993	212,462	37,798,363	37,590,607	207,756	37,955,993	212,462	207,756	37,955,993	37,590,607	207,756	157,630	152,924	157,630	157,630	152,924	157,630	152,924	157,630	152,924	157,630	152,924	157,630	152,924
公	28,139	27,367	14,462	12,905	14,356	280	14,280	14,020	260	14,356	280	260	14,280	14,020	260	76	55	76	76	55	76	55	76	55	76	55	76	55
県	7,178,693	7,178,693	5,259,644	1,919,049	5,176,098	31,727	5,153,889	5,123,979	29,910	5,176,098	31,727	29,910	5,176,098	5,123,979	29,910	22,209	20,392	22,209	22,209	20,392	22,209	20,392	22,209	20,392	22,209	20,392	22,209	20,392
有	1,553,253	1,553,253	1,201,078	352,175	1,188,727	4,457	1,186,681	1,182,259	4,422	1,188,727	4,457	4,422	1,186,681	1,182,259	4,422	2,046	2,011	2,046	2,046	2,011	2,046	2,011	2,046	2,011	2,046	2,011	2,046	2,011
市町村	15,229	14,841	9,221	5,620	9,174	213	9,118	8,924	194	9,174	213	194	9,118	8,924	194	56	36	56	56	36	56	36	56	36	56	36	56	36
財産区	7,095	6,802	1,955	4,847	1,922	1,896	26	1,908	1,883	26	1,922	26	1,908	1,883	26	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
林	1,577,716	1,577,716	791,205	786,511	777,493	3,145	772,767	769,622	3,145	777,493	3,145	3,145	772,767	769,622	3,145	4,726	4,726	4,726	4,726	4,726	4,726	4,726	4,726	4,726	4,726	4,726	4,726	4,726
学校	146	146	140	6	131	1	131	130	1	131	1	1	131	130	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林	60,651	60,651	59,785	866	56,998	185	56,998	56,813	185	56,998	185	185	56,998	56,813	185	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
私有林計	162,993	161,857	83,575	78,282	82,780	866	82,379	81,534	846	82,780	866	846	82,379	81,534	846	400	380	400	400	380	400	380	400	380	400	380	400	380
緑賞源	44,344,718	44,344,718	33,110,383	11,234,335	32,779,895	180,735	32,644,474	32,466,628	177,846	32,779,895	180,735	177,846	32,779,895	32,466,628	177,846	135,421	132,532	135,421	135,421	132,532	135,421	132,532	135,421	132,532	135,421	132,532	135,421	132,532
機體	4,992	4,974	3,794	1,180	3,806	16	3,790	3,790	16	3,806	16	16	3,790	3,790	16	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
林業公社	1,240,056	1,240,056	1,065,188	174,868	1,064,003	861	1,063,349	1,062,488	861	1,065,188	861	861	1,063,349	1,062,488	861	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
林業公社	14,324	14,299	12,416	1,883	12,435	23	12,403	12,386	17	12,435	23	17	12,403	12,386	17	32	26	32	32	26	32	26	32	26	32	26	32	26
林業公社	4,178,973	4,178,973	3,908,604	270,369	3,907,629	3,191	3,905,654	3,903,038	2,616	3,907,629	3,191	2,616	3,905,654	3,903,038	2,616	5,166	4,591	5,166	5,166	4,591	5,166	4,591	5,166	4,591	5,166	4,591	5,166	4,591
林業公社	15,326	15,279	3,784	11,495	3,582	34	3,554	3,524	30	3,582	34	30	3,554	3,524	30	28	23	28	28	23	28	23	28	23	28	23	28	23
林業公社	3,129,924	3,129,924	1,489,756	1,640,168	1,421,260	4,340	1,411,555	1,407,477	4,078	1,421,260	4,340	4,078	1,411,555	1,407,477	4,078	9,705	9,443	9,705	9,705	9,443	9,705	9,443	9,705	9,443	9,705	9,443	9,705	9,443
記名共有	17,006	16,910	5,422	11,488	5,229	72	5,147	5,147	72	5,229	72	72	5,147	5,147	72	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
記名共有	3,924,505	3,924,505	2,280,129	1,644,376	2,214,412	15,111	2,199,301	2,196,097	15,111	2,214,412	15,111	15,111	2,199,301	2,196,097	15,111	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204
森林組合	2,078	2,056	739	1,317	717	7	709	709	7	717	7	7	709	709	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
森林組合	450,724	450,724	276,466	174,258	268,647	1,025	267,622	266,400	1,025	268,647	1,025	1,025	267,622	266,400	1,025	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222
森林組合	867	865	423	442	394	2	392	390	2	394	2	2	392	390	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
社寺	249,474	249,474	184,324	65,150	174,647	346	173,975	173,629	346	174,647	346	346	173,975	173,629	346	672	672	672	672	672	672	672	672	672	672	672	672	672
社寺	4,919	4,843	2,118	2,725	2,114	74	2,090	2,016	74	2,114	74	74	2,090	2,016	74	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
団体	1,178,645	1,178,645	798,488	380,157	788,113	13,171	780,222	767,194	13,171	788,113	13,171	13,171	780,222	767,194	13,171	7,891	7,748	7,891	7,891	7,748	7,891	7,748	7,891	7,748	7,891	7,748	7,891	7,748
会社	11,437	11,204	6,495	4,709	6,404	24	6,320	6,296	24	6,404	24	24	6,320	6,296	24	84	83	84	84	83	84	83	84	83	84	83	84	83
会社	3,248,628	3,248,628	2,567,563	681,065	2,539,862	5,013	2,513,417	2,508,478	4,939	2,539,862	5,013	4,939	2,513,417	2,508,478	4,939	26,445	26,371	26,445	26,445	26,371	26,445	26,371	26,445	26,371	26,445	26,371	26,445	26,371
個人	91,619	91,025	48,196	42,829	47,921	611	47,707	47,107	602	47,921	611	602	47,707	47,107	602	212	203	212	212	203	212	203	212	203	212	203	212	203
個人	26,634,841	26,634,841	20,462,070	6,172,771	20,322,152	136,986	20,242,551	20,107,400	135,151	20,322,152	136,986	135,151	20,242,551	20,107,400	135,151	79,601	77,766	79,601	79,601	77,766	79,601	77,766	79,601	77,766	79,601	77,766	79,601	77,766
その他	423	402	188	215	178	2	177	177	2	178	2	2	177	177	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	108,948	108,948	77,795	31,153	74,427	691	75,118	74,427	691	77,795	691	691	75,118	74,427	691	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

(4) 所有形態別森林資源表のつづき

区分	立											地						竹林			更新		人工 林率	
	天然						本					地						竹林			更新			
	天			本			地			地			竹林			更新								
	天			本			地			地			竹林			更新								
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	伐採跡地	無立木地	計	伐採跡地	無立木地			
総数	92,088	2,047	90,041	332	315	211	39	172	91,546	1,991	89,555	3	1,905	1,106	799	-	-	3	1,905	1,106	799	-	51%	
公有林計	13,567,418	626,496	12,940,922	39,835	34,739	33,931	11,400	22,531	13,493,652	610,000	12,883,652	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公	13,011	386	12,625	108	102	33	11	22	12,871	369	12,501	0	772	620	153	-	-	0	772	620	153	-	52%	
有	2,002,595	115,273	1,887,322	16,794	14,993	6,140	3,002	3,138	1,979,661	110,470	1,869,191	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県	2,449	56	2,392	69	69	13	4	9	2,367	52	2,314	-	-	-	-	-	-	-	91	43	49	-	56%	
市町村	364,536	16,808	347,718	10,041	10,038	2,228	928	1,300	352,257	15,877	336,380	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村	5,667	261	5,407	35	29	14	6	8	5,618	248	5,370	0	388	300	88	-	-	0	388	300	88	-	62%	
財産区	834,193	78,636	755,557	6,217	4,419	3,018	1,905	1,113	824,958	74,933	750,025	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財産区	4,880	59	4,822	4	4	5	1	5	4,871	58	4,813	-	-	-	-	-	-	-	293	277	16	-	28%	
学校	800,223	16,857	783,366	536	536	894	169	725	798,793	16,688	782,105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校	15	10	5	-	-	-	-	-	15	10	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90%
学校	3,653	2,972	681	-	-	-	-	-	3,653	2,972	681	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
私有林計	79,077	1,661	77,416	224	213	178	28	150	78,675	1,622	77,053	3	1,133	487	647	-	-	3	1,133	487	647	-	51%	
私有林計	11,564,823	511,223	11,053,600	23,041	19,746	27,791	8,398	19,393	11,513,991	499,530	11,014,461	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑資源	1,168	4	1,163	20	20	-	-	-	1,147	4	1,143	-	-	-	-	-	-	-	18	13	5	-	77%	
緑資源	175,192	1,185	174,007	2,437	2,437	-	-	-	1,836	3	1,833	-	-	-	-	-	-	-	26	2	23	-	87%	
緑資源	1,864	4	1,860	27	27	1	1	-	1,836	3	1,833	-	-	-	-	-	-	-	26	2	23	-	87%	
緑資源	268,453	975	267,478	3,916	3,916	93	93	-	264,144	882	263,262	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑資源	11,697	237	11,461	11	11	21	2	19	11,666	235	11,431	-	-	-	-	-	-	-	47	19	28	-	23%	
緑資源	1,708,664	72,836	1,635,828	412	412	2,354	513	1,841	1,705,898	72,323	1,633,575	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑資源	11,681	265	11,416	9	9	43	6	37	11,630	259	11,370	-	-	-	-	-	-	-	96	53	43	-	31%	
緑資源	1,710,093	80,828	1,629,265	897	892	6,830	1,807	5,023	1,702,366	79,016	1,623,350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑資源	1,339	30	1,310	1	1	32	10	22	1,306	19	1,286	-	-	-	-	-	-	-	22	9	13	-	35%	
緑資源	182,077	8,844	173,233	71	71	6,321	3,005	3,316	175,685	5,768	169,917	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑資源	471	31	440	-	-	-	-	-	471	31	440	-	-	-	-	-	-	-	3	0	2	-	46%	
緑資源	74,827	10,023	64,804	-	-	-	-	-	74,827	10,023	64,804	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑資源	390,532	23,546	366,986	89	89	107	107	-	390,336	23,439	366,897	-	-	-	-	-	-	-	76	62	14	-	44%	
緑資源	4,800	115	4,685	52	47	4	1	3	4,744	110	4,635	-	-	-	-	-	-	-	233	67	166	-	57%	
緑資源	708,766	32,714	676,052	8,606	6,849	595	198	397	699,565	30,759	668,806	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑資源	43,103	886	42,218	99	93	78	9	69	42,927	872	42,056	3	592	261	331	-	-	3	592	261	331	-	53%	
緑資源	6,312,689	276,904	6,035,785	6,613	5,151	11,491	2,675	8,816	6,294,585	272,767	6,021,818	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑資源	224	11	213	-	-	-	-	-	224	11	213	-	-	-	-	-	-	-	21	0	21	-	44%	
緑資源	33,830	3,368	30,462	-	-	-	-	-	33,830	3,368	30,462	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
 2 表中符号は、次のとおりである。
 「-」…該当のないもの。

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保安林				国立公園				国定公園				県立公園				自然公園計	保安施設地区	地域自然環境特別地区	特別保護地区	特鳥獣保護地区	都市計画風致地区	天然記念物	砂防指定地	崩壊危険地区	合計		
	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他	特別保護区	第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	小計	特別保護区	第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	小計	第1種特別地区	第2種特別地区											第3種特別地区	小計
総数	27,285	9,981	597	2,319	<40,091>	41,904			17	207	844	1,069	28	720	1,421	2,170	3,833		12	1,114	608	2,349	1,731	138	(54,136)	56,036		
秋田市	1,498	671	161	915	<3,154>	3,848							6	16	537	560	6429			173	518	1,688	298	38	(7,159)	(3,689)	4,304.29	
秋田市	630	145	99	746	<1,620>	2,198									9	238	247				518	1,250	28	26	(1,559)	(1,181)	1,283	
河辺町	480	421	11	68	<972>	985							6	7	299	312	312			75		195		5	(1,572)	(1,181)	1,283	
雄和町	388	105	51	102	<563>	665														98		242	270	7	(4,906)	(4,21)	452	
大仙市	1,964	786	184	140	<3,074>	3,163									544	544	544		1	268			135	4	(421)	(421)	452	
大曲市	69	2	2	36	<107>	138														104		120	88	2	(90)	(90)	90	
神岡町		24		14	<38>	38													1	18		33				(1,310)	1,312	
西仙北町	971	141	78	3	<1,193>	1,195														19		98		0		(232)	244	
中仙町	71	5	18	106	<94>	106														19		87	32			(858)	865	
脇和町	317	243	13	15	<589>	596																254	15	2		(747)	777	
太田町	25	82	0	31	<138>	169									544	544	544					65				(41)	64	
仙北町				6	<6>	12														17		17					(1,207)	1,207
南外村	580	222	90	18	<910>	910														91		207				(7,378)	7,513	
仙北市	2,585	1,301	39	74	<3,999>	4,121							22	704	340	1,067	1,661			307			401	15		(714)	721	
角館町	336	50	9	1	<395>	395																219	92	8		(4,826)	4,939	
田沢湖町	1,801	756	15	28	<2,600>	2,706							21	677	135	832	1,427			223		477	97	3		(1,838)	1,853	
西木村	449	496	15	44	<1,003>	1,019							1	28	206	234	234			84		300	212	4		(1,054)	1,074	
美郷町	302	20	9	209	<540>	560														282			14			(555)	555	
六郷町	252		1	253	<253>	253														238		64				(430)	450	
千畑町	34	20	8	209	<271>	291														44		102	14			(69)	69	
仙南村	16		0	16	<16>	16																53						

(5) 制限林の種類別面積のつづき

区分	保安林			国立公園			国定公園			県立公園				自然公園計	保安施設地区	地域自然環境特別地区	特別保護地区	都市計画風致地区	天然記念物	砂防指定地	崩壊危険区域	合計						
	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他	計	特別保護区	第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	小計	特別保護区	第1種特別地区	第2種特別地区										第3種特別地区	小計	第1種特別地区	第2種特別地区	第3種特別地区	小計
横手市	9,696	1,941	88	317	<12,041>											11	76	44	533	12	(13,635)							
横手市	1,720	138	6	59	<1,922>													44	175	201	2	(2,343)						
増田町	656	323	1	16	<997>														195	268	0	(1,460)						
平鹿町	136	39	4	15	<194>											2			56			(252)						
雄物川町	546	41	4	83	<674>														187			(860)						
大森町	1,103	188	3	33	<1,327>											9	76	131	2	10		(1,555)						
十文字町																												
山内村	5,536	1,211	70	111	<6,927>														175	62	0	(7,165)						
大雄村																				1								
湯沢市	7,170	3,367	72	436	<11,044>						17	207	844	1,069				46	228	26		(13,667)						
湯沢市	2,163	1,495	32	183	<3,873>																	(4,319)						
稲川町	327	727	2	7	<1,063>													46	302	47	10	4,530						
雄勝町	3,622	615	24	29	<4,289>														251	4	2	(1,319)						
皆瀬村	1,058	529	14	217	<1,819>														481	128	13	(5,067)						
羽後町	2,266	392	21	76	<2,754>						17	185	683	885					208	49	1	(2,962)						
東成瀬村	1,805	1,504	23	152	<3,484>														608	63	37	(3,462)						
					3,493														53	61	7	(3,605)						
																						3,614						

注) 1 保安林計の上段<>は保安林同士の重複を除いた実面積、下段は延べ面積である。
 2 合計の上段()は制限林同士の重複を除いた実面積、下段は延べ面積である。
 3 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。
 4 表中符号は、次のとおりである。 「空白」…該当のないもの。 「0」…掲載単位に満たないもの。

(6) 樹種別材積表

単位(材種:千m3、構成比%)

	針葉樹					広葉樹										小計	合計
	スギ	アカマツ・クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	小計	ブナ	ミズナラ	コナラ	クリ	ケヤキ	ハンノキ	サクラ	キリ	ニセアカシア	その他広葉樹		
材積	36,594	1,402	362	12	38,370	260	3	2	29	15	3	16	114	7	12,704	13,153	51,523
構成費	(95.4%)	(3.7%)	(0.9%)	(0.0%)	(100.0%)	(2.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.9%)	(0.1%)	(96.6%)	(100.0%)	
	71.0%	2.7%	0.7%	0.0%	74.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	24.7%	25.5%	100.0%
材積	36,503	873	361	6	37,744	1	1	1	25	15	3	15	114	4	35	212	37,956
構成費	(96.7%)	(2.3%)	(1.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.4%)	(11.9%)	(7.0%)	(1.2%)	(7.3%)	(53.6%)	(1.8%)	(16.3%)	(100.0%)	
	96.2%	2.3%	1.0%	0.0%	99.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%	0.6%	100.0%
材積	91	529	1	6	626	259	3	2	4	0	0	0	0	3	12,670	12,941	13,567
構成費	(14.5%)	(84.4%)	(0.2%)	(0.9%)	(100.0%)	(2.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(97.9%)	(100.0%)	
	0.7%	3.9%	0.0%	0.0%	4.6%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.4%	95.4%	100.0%

注) 1 構成費の上段()は、針葉樹・広葉樹別における構成比、下段は全体における構成比である。

1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。 「0」…掲載単位に満たないもの。

(7) 森林の被害

面積:ha

市町村名	山火事 ①						松くい虫 ②				ナラ枯れ ③				気象害 ④			
	R2		R3		R4		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
	件数	面積	件数	面積	件数	面積												
秋田市	1	0	2	0	3	0	438	553	496	4	2	2	1					
大仙市								1		14	15	10						
仙北市			1	0						8	3	10						
美郷町	1	0					3	1	1	1	2	7						
横手市	3	1	2	0	2	0	3	3	5	49	43	29	0	1				
湯沢市	1	0					20	20	7	34	26	7	17					
羽後町							5	5	0	12	6	2	21					
東成瀬村										10	9	3						
計	6	1	5	0	5	0	469	583	509	132	106	71	39	0	13			
全県	24	18	24	5	27	4	1,681	1,717	2,146	177	125	87	39	0	15			
県対比(%)	25%	6%	21%	10%	19%	9%	28%	34%	24%	74%	85%	81%	100%	15%	88%			

注) 1 出典:①秋田県総合防災課 ②、③秋田県森林環境保全課 ④秋田県林業木材産業課

2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

3 表中符号は、次のとおりである。

「空白」…該当のないもの、もしくは合併により旧市町村単位で集計していないもの。
「0、0.00」…掲載単位に満たないもの。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

(単位 経営体数)

市町村	計	保有規模								
		保有山林 なし	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50 ～100ha	100ha以上
計	385	11	10	54	84	76	38	32	27	53
秋田市	47	2	-	6	7	12	2	3	2	13
大仙市	117	2	5	20	26	24	9	13	8	10
仙北市	48	3	1	5	14	9	2	4	4	6
美郷町	8	-	-	3	2	2	-	-	-	1
横手市	47	3	1	6	15	7	6	4	4	1
湯沢市	65	1	2	8	10	13	8	4	4	15
羽後町	48	-	-	6	10	9	10	4	5	4
東成瀬村	5	-	1	-	-	-	1	-	-	3

注) 1 出典：農林水産省大臣官房統計部「2020年農林業センサス」

2 表中符号は次のとおりである。

「-」・・・該当のないもの。

(2) 森林経営計画の認定状況

(単位 件数：件 面積：ha)

区 分	件数	面積 (A)	認定対象森林 (B)	認定率 % (A/B)
秋 田	21	10,533	36,774	29
秋田市	21	10,533	36,935	29
仙 北	35	38,395	63,505	61
大仙市	10	30,974	34,850	89
仙北市	19	6,368	25,592	25
美郷町	6	1,053	3,063	35
平 鹿	29	20,055	35,818	56
横手市	29	20,055	35,818	56
雄 勝	65	15,352	54,895	28
湯沢市	35	9,972	32,740	31
羽後町	22	4,140	13,883	30
東成瀬村	8	1,240	8,272	15
雄物川計画区計 (A)	150	84,335	190,992	45
県計 (B)	338	155,883	448,022	35
割合 (A/B) %	45	55	43	—

[資料] 各市町村、地域振興局、森林資源造成課の森林経営計画認定簿
(令和5年3月31日現在)による。

- 1 総計は四捨五入のため一致しない。
- 2 認定対象森林は林野庁計画課「森林資源の現況」
(令和4年3月31日現在)による。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況

(単位 件数:件 面積:ha)

区 分	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	602	496	-	-	
秋田市	121	164	-	-	
大仙市	131	87	-	-	
仙北市	185	91	-	-	
美郷町	78	100	-	-	
横手市	26	23	-	-	
湯沢市	49	19	-	-	
羽後町	12	13	-	-	
東成瀬村	-	-	-	-	

出典 ①森林資源造成課

②令和6年3月31日末現在の状況。

③表中符号は次のとおり。

「-」・・・該当のないもの。

(4) - 1 森林組合の現況

区分	組合名	組合員数	常勤 役員数	払込済 出資金	組合員所有 森林面積	販売 (木材)	林産 (木材)	利用 (新植)	利用 (保育)	備考
総数	5 組合	9,794 人	115 人	千円 573,042	81,067 ha	m ³ 203,317	m ³ 71,402	ha 129	ha 2,058	
秋田市	秋田中央森林組合	1,520	13	120,068	16,859	25,111	9,708	25	151	
大 仙 市	仙北西森林組合	1,467	27	84,566	15,691	48,956	-	15	250	
	旧大曲市									
	旧神岡町									
	旧西仙北町									
	旧協和町									
	旧仙北町									
旧南外村										
旧仙北町										
旧中仙町	仙北東森林組合	2,642	25	131,054	13,087	74,287	7,047	29	645	
旧太田町										
仙北市										
美郷町										
横 手 市	(大沢地区を除く)	1,557	17	133,691	12,943	33,479	6,597	23	277	
	(大沢地区)									
湯沢市	雄勝広域森林組合	2,608	33	103,663	22,487	21,484	48,050	37	735	
羽後町										
東成瀬村										

注) 出典：令和4年度版「森林組合の概況」(林業木材産業課)

注) 林産(木材)は生産販売のみである。(受託林産は含まない。)

(4) - 2 生産森林組合の現況

区分	生産組合名	組合員数	役職員数	払込済 出資金	経営森林 面積	備考
総数	組合 21	人 2,032	人 209	千円 532,465	ha 2,690	
秋田市	八田	50	14	4,608	41	
	小又	25	10	166,918	154	
	河辺北野田高屋	182	13	149,450	701	
仙北市	角館町白岩	105	9	11,008	90	
	内沢	90	10	30,400	157	
横手市	若神子沢	100	15	8,140	92	
	横手市金沢本町	111	6	6,981	53	
	沼館	755	10	92,545	103	
湯沢市	外ノ目川口	78	10	3,944	116	
	上関	110	12	14,240	169	
	下関	48	10	4,536	68	
	下関東市内	55	10	3,632	84	
	湯沢市宇留院内	54	10	6,499	107	
	平城	51	11	4,070	109	
	三ツ村	28	8	4,804	93	
羽後町	太倉	44	7	3,915	167	
	泉沢	14	10	1,000	38	
	西沢	35	10	2,940	107	
	皿ヶ台	37	8	3,339	117	
	繫沢	30	10	8,556	91	
	萱沢	30	6	940	33	

注) 出典：令和4年度版「森林組合の概況」（林業木材産業課）

(5) 林業事業体等の現況

区 分	林業経営体 ①	木材卸売業② (うち素材市売市場)	木材・木製品 製造業③
秋田市	13	2(2)	22
大仙市	6		11
仙北市	6	1(1)	13
美郷町	1		-
横手市	7		6
湯沢市	5		4
羽後町	2		-
東成瀬村	2		-
合計	42	3	56

出典 ①「2020農林業センサス」V-2 組織形態別経営対数

(法人化している経営体数)より

②、③「令和4年度版木材需給と木材・木工業」

(6) 林業労働力の概況

(単位：人)

区分	計	会社	森林組合	個人事業体	その他
計	652	486	93	73	-
秋田市	229	205	6	18	-
大仙市	65	41	4	20	-
仙北市	112	92	18	2	-
美郷町	-	-	-	-	-
横手市	71	51	10	10	-
湯沢市	131	60	55	16	-
羽後町	25	22	-	3	-
東成瀬村	19	15	-	4	-
全 県 計	1,425	1,117	194	105	9
県 対 比 %	46	44	48	70	-

注) 1 出典：秋田県林業木材産業課「林業事業体調査」(令和4年度実績)

2 表中符号は次のとおりである。

「-」・・・該当のないもの

(7) 林業機械化の概況

種別	番号	機械種名	摘要	単位	地域振興局				
					秋田	仙北	平鹿	雄勝	計
高性能 林業 機械	1	フェラーバンチャ	立木を伐倒する自走式機械	台	-	-	-	1	1
	2	スキッド	けん引式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）	台	-	-	-	-	-
	3	プロセッサ	枝払・玉切る自走式機械	台	3	7	-	1	11
	4	ハーベスタ	伐倒・枝払い・玉切機械	台	23	34	10	17	84
	5	フォワーダ	積載式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）	台	18	47	10	21	96
	6	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式集材機	台	-	-	-	-	-
	7	スイングヤーダ	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備	台	4	2	-	-	6
	8	グラップルバケット	フォーク収納型グラップルバケット	台	35	21	8	19	83
	9	その他	上記以外の高性能林業機械	台	3	-	-	-	3

- 注) 1 秋田地域振興局は、秋田市のみ集計
 2 出典：令和4年度「林業機械保有状況調査」（林業木材産業課）
 3 表中符号は次のとおり。
 「-」・・・該当のないもの。

(8) 作業路網等の整備の概況

地域振興局	作業道作設延長 (m)	ha当たり延長 (m)
秋田	852,698	23.1
仙北	2,539,299	40.0
平鹿	841,652	23.5
雄勝	836,754	15.2
計画区計	5,070,403	26.5

秋田地域振興局は、秋田市のみ。

- 出典：令和5年度版林業統計
- 単位未満四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m^3 、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	1,310	1,410	2,720	1,308	1,132	2,440	100	80	90
針葉樹	1,160	1,410	2,570	1,159	1,055	2,214	100	75	86
広葉樹	150	—	150	149	77	226	99	—	151

(2) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
23,962	8,350	35

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
5,100	2,700	53	2,450	838	34	2,650	1,862	70

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km、実行歩合：%、改良：箇所

区 分	計 画	実 行	実行歩合
開 設	300.0	21.8	7
改 良	56.0	15.0	27
舗 装	123.9	1.5	1

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	2,382	1,233	52	15	5	35
水源かん養	1,464	639	44	5	0	—
災害防備	888	588	66	9	4	48
保健風致	30	6	20	1	1	100

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実行歩合
—	—	—

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

種 類	治 山 事 業 施 行 地 区 数		
	計 画	実 行	実行歩合
治山事業	188	64	34

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（１）森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建設敷地及びそ の附帯地	採石採土地	その他	合計
0	0	1	2	419	422

注) 令和元年度～令和5年度の実績である。

（２）森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
13	0	230	243

注) 令和元年度～令和5年度の実績である。

6 森林資源の推移

面積:ha, 材積:千m3

区分	総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11・12齢級	13・14齢級	15・16齢級	17・18齢級	19・20齢級	21齢級以上	材積
総数	191,043	2,814	1,977	3,279	12,006	25,884	41,392	50,923	30,298	11,826	6,495	4,150	52,111
人工育成単層林	96,659	969	758	2,260	9,937	21,767	26,650	20,184	6,648	3,388	2,436	1,661	37,798
人工育成複層林	476	13	35	52	55	42	72	85	65	18	24	15	158
林計	97,136	982	793	2,312	9,992	21,809	26,721	20,269	6,714	3,406	2,460	1,676	37,956
天然育成単層林	332	65	17	10	20	16	50	64	70	6	1	13	40
天然育成複層林	2,030	19	3	18	20	88	223	604	450	240	166	199	621
天然生林	91,545	1,747	1,164	938	1,974	3,970	14,398	29,986	23,065	8,174	3,867	2,262	13,494
林計	93,908	1,831	1,185	967	2,013	4,074	14,671	30,653	23,585	8,420	4,035	2,474	14,155
総数	191,043	8,426	2,305	1,961	5,911	19,541	29,879	45,604	45,003	16,860	8,574	6,880	53,260
人工育成単層林	94,828	2,685	778	1,114	4,698	16,841	22,948	23,505	13,158	3,637	2,696	2,769	38,804
人工育成複層林	1,536	395	22	33	70	123	264	266	264	35	29	35	465
林計	96,364	3,080	800	1,147	4,768	16,965	23,212	23,771	13,421	3,672	2,725	2,804	39,269
天然育成単層林	1,418	1,118	47	10	17	13	28	53	98	14	5	13	42
天然育成複層林	2,066	46	11	10	11	42	147	390	610	329	194	276	625
天然生林	91,195	4,182	1,446	795	1,114	2,521	6,492	21,390	30,874	12,845	5,649	3,887	13,324
林計	94,679	5,346	1,505	814	1,143	2,576	6,667	21,833	31,582	13,188	5,849	4,176	13,991
総数	191,043	14,383	2,814	1,923	2,815	10,702	20,949	37,000	48,391	29,787	11,640	10,639	54,072
人工育成単層林	93,565	4,824	969	758	2,178	9,388	19,144	24,322	18,559	6,170	3,176	4,076	39,470
人工育成複層林	2,634	790	13	35	52	141	414	487	457	147	44	54	795
林計	96,199	5,614	982	793	2,230	9,529	19,558	24,809	19,017	6,317	3,220	4,130	40,265
天然育成単層林	1,976	1,644	65	17	10	20	16	50	64	70	6	14	56
天然育成複層林	2,108	78	19	3	18	20	88	223	604	450	240	365	631
天然生林	90,760	7,047	1,747	1,109	557	1,134	1,286	11,918	28,707	22,951	8,174	6,130	13,120
林計	94,844	8,769	1,831	1,130	585	1,173	1,391	12,191	29,375	23,470	8,420	6,509	13,807

(注) 総計、計は単位未満四捨五入のため、一致しない場合もある。

7 その他

(1) スギ人工林間伐の目安

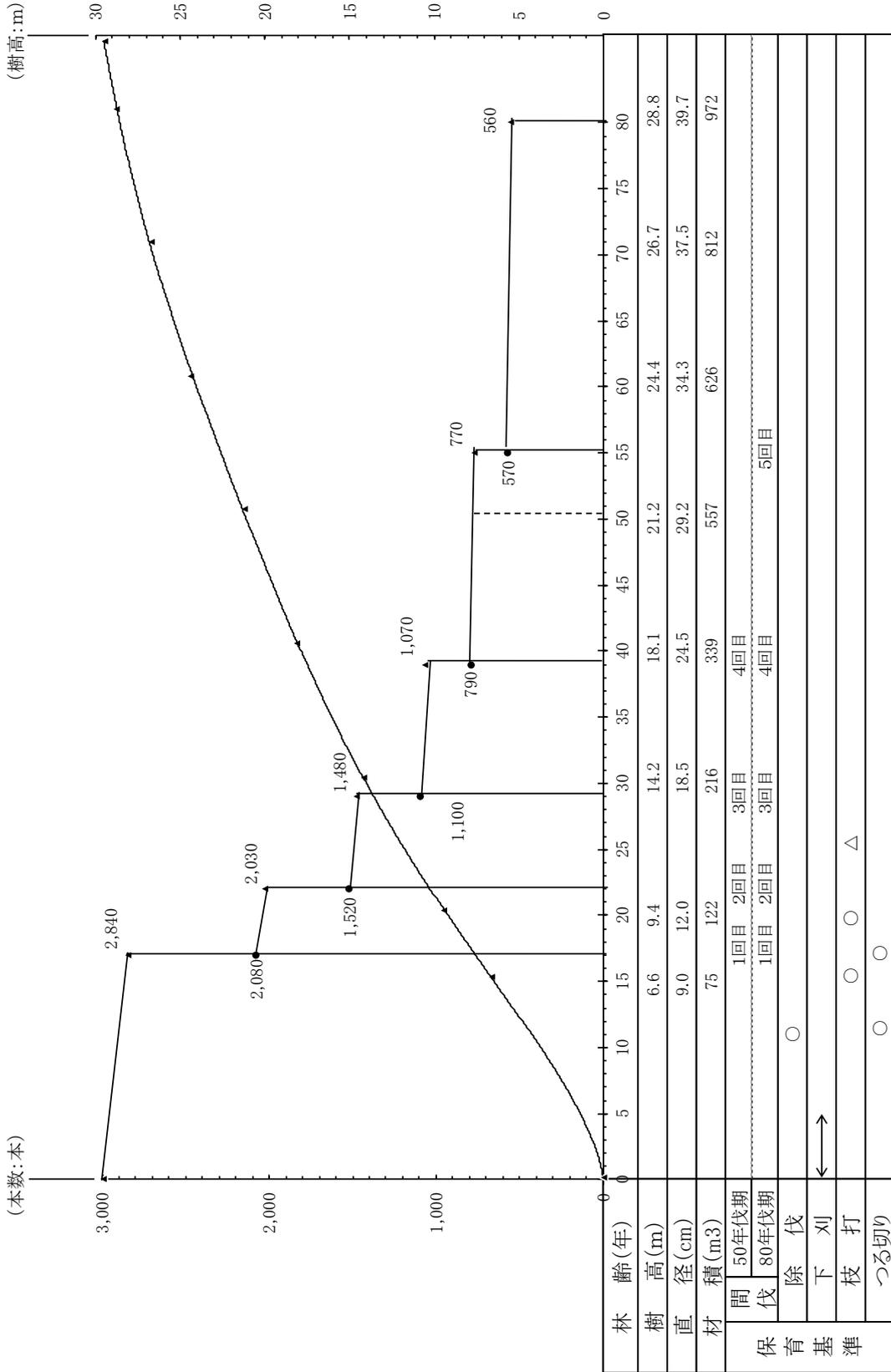
生産区分	植栽本数 (本)	伐期 (年)	項目	齢 級													標準 間伐回数 (回)	伐期目標					
				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		16	樹高 (m)	胸高 直径 (cm)	材積 (m3)	備考	
良質材生産	3,000	50	間伐の時期	○	○		○	○	○										5	20.7	20.1	407	地位中
			間伐後の成立本数	2,560	2,300		1,960	1,570	1,150														
		80	間伐の時期	○	○		○	○		○	○						○		7	28.9	30.6	586	
		間伐後の成立本数	2,560	2,300		1,960	1,570		1,150	800						530							
一般材生産	3,000	50	間伐の時期		△	○	○		○									4	21.2	29	553	中密度仕立	
			間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790										(3)				
		80	間伐の時期		△	○	○		○			○						5	28.8	39.7	972		
		間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790		570								(4)					
	2,500	50	間伐の時期			△	○		○									3	21.0	28.1	570		
		間伐後の成立本数		1,700		1,190		860										(2)					
2,100以下	80	間伐の時期			△	○		○			○						4	28.7	38.6	1010			
	間伐後の成立本数		1,700		1,190		860		620								(3)						
大径材生産	3,000	100以上	間伐の時期		△	○	○		○		○				○	○		7	33.6	48.4	841	100年	
			間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790		570				400	300		(6)					
		50	間伐の時期			△	○		○										3	21.7	29.8		437
			間伐後の成立本数		1,437		919		597										(2)				
80	間伐の時期			△	○		○			○					○		4	29.7	42.5	742			
	間伐後の成立本数		1,437		919		581		374								(3)						

△：除伐の時期、回数を考慮して、初回間伐を実施。
 ※伐期目標はシステム収穫表LYCS汎用版（B種間伐、秋田地方スギ）を使用。

(2) スギ一般材・良質材生産施業基準

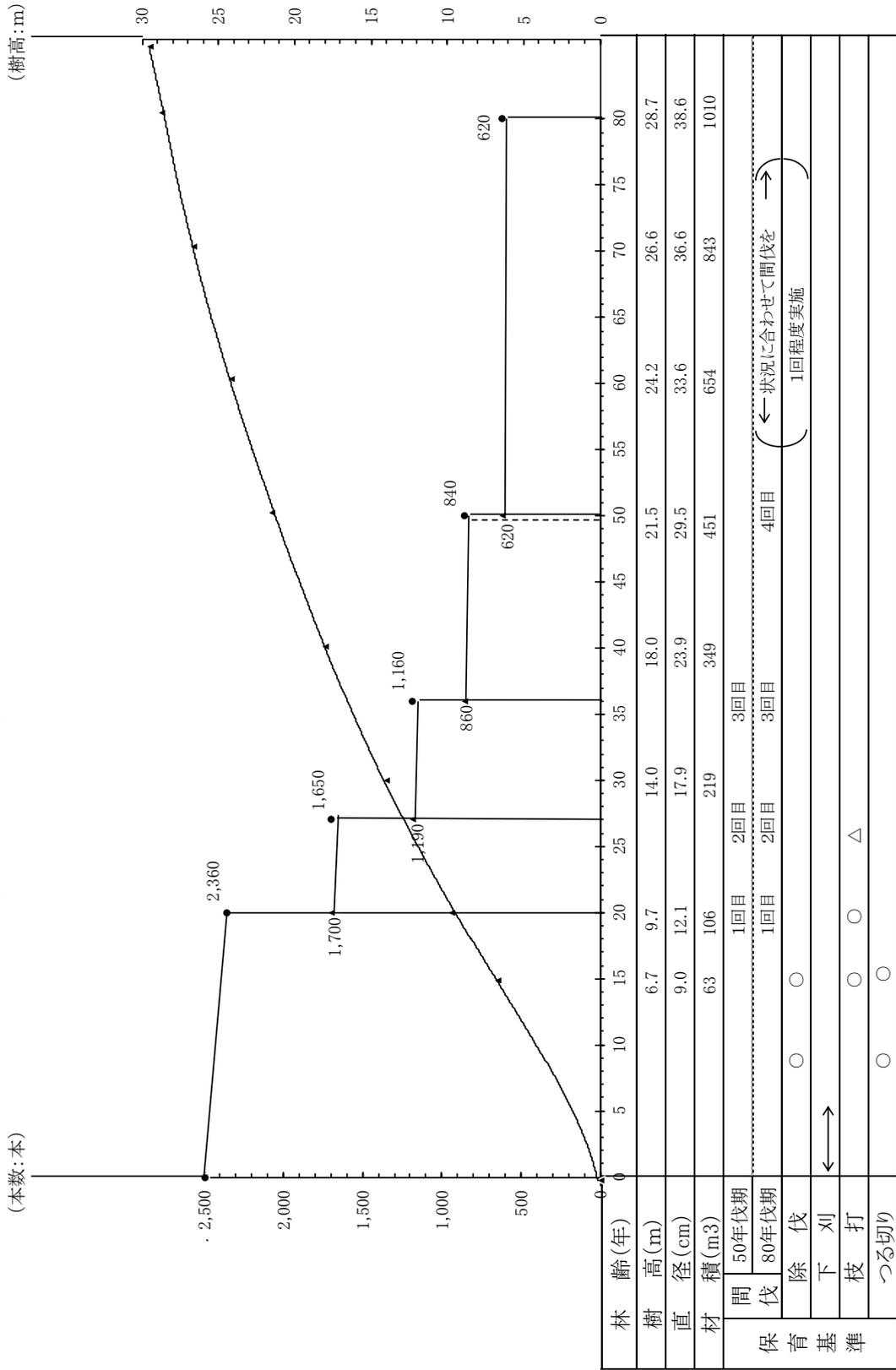
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年）、植栽本数 3,000本
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年）、植栽本数 2,500本
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年）、植栽本数 2,100本以下
- ・スギ良質材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年）、植栽本数 3,000本

スギ一般材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))
 植栽本数3,000本、地位中



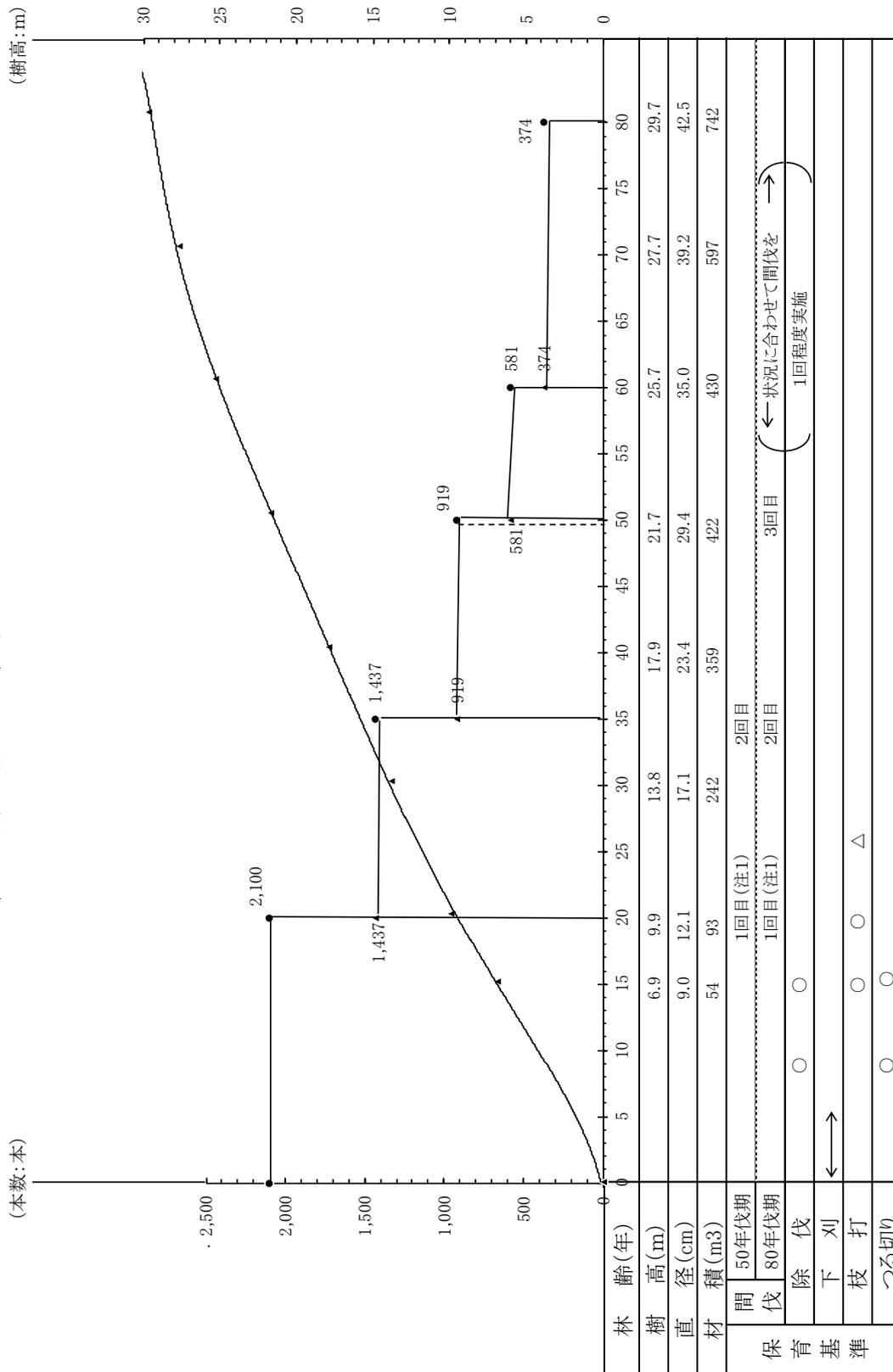
(※ -----は50年伐期の場合)

スギ一般材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))
2,500本植栽 地位中



(※ -----は50年伐期の場合)

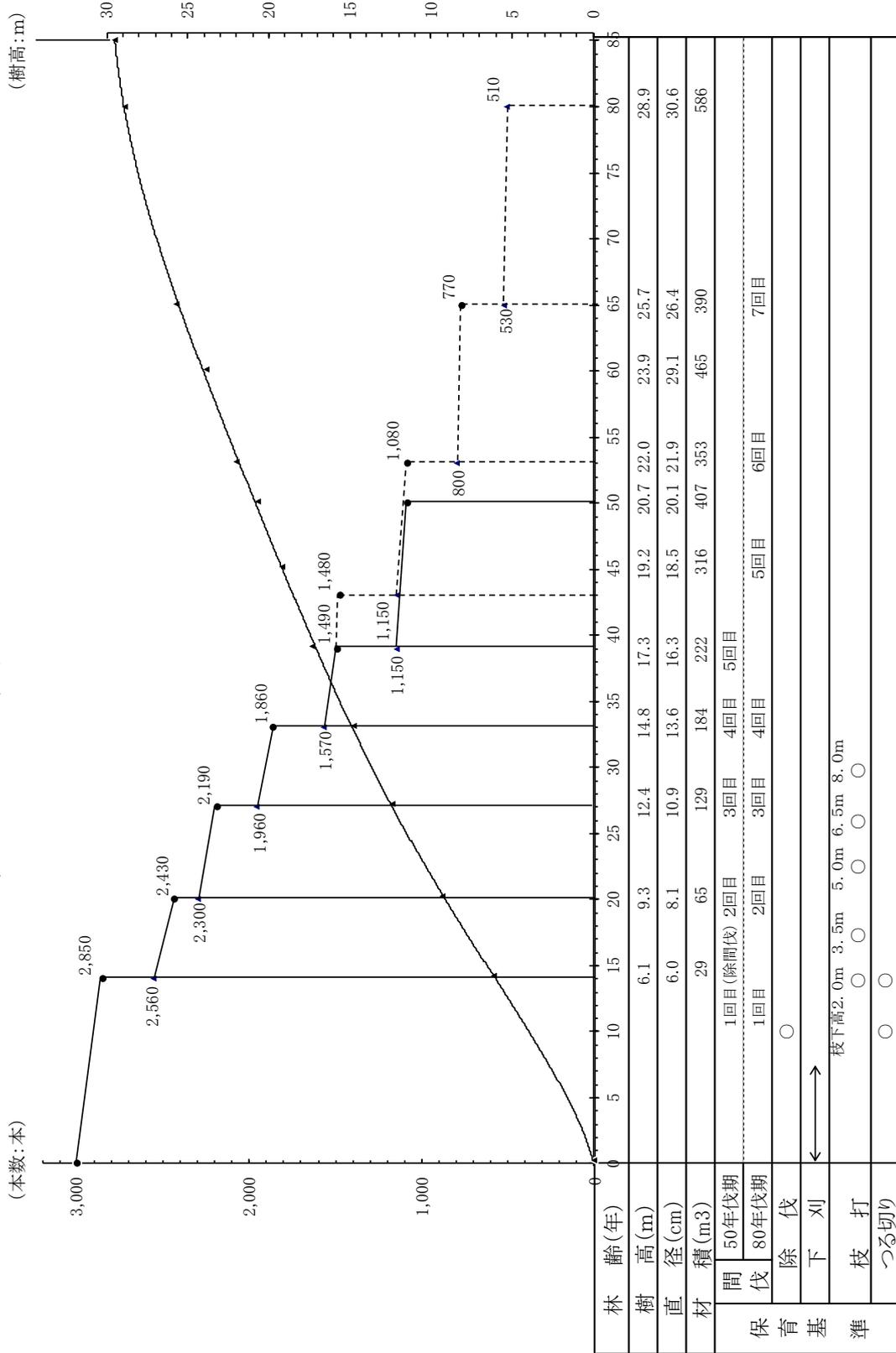
スギ一般材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))
2,100本以下植栽 地位中



(注1) 植栽本数が2,100本を大幅に下回る場合は、1回目の間伐は省略する

(※ -----は50年伐期の場合)

スギ良質材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))
3,000本植栽 地位中



(※ 間伐 は80年伐期の場合)

(3) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間） 単位：材積千 m^3

主伐（皆伐）上限量の目安
560

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林：% 材積：千 m^3

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	560	208	768
90	504		712
80	448		656
70	392		600
60	336		544
50	280		488
40	224		432
30	168		376
20	112		320
10	56		264

注 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でないことに注意。

(4) 市町村等による森林の整備の推進

1) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、民有林を対象に 5 年ごとに作成する 10 年間の計画であり、地域の森林の“マスタープラン”として森林林業関連施策の方向や、森林所有者等が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法などを定めます。

森林所有者等は、この市町村森林整備計画に従った適切な施業や届出を行う必要があり、「森林経営計画」や「伐採及び伐採後の造林の届出」などを通じて、市町村は必要な指導・勧告を行います。

①市町村森林整備計画の特徴

- ・すべての市町村が作成
- ・公益的機能別施業森林のゾーニングを実施し、推進すべき施業の方法を設定
- ・市町村内の路網整備の計画を作成し、図示化
- ・(准) フォレスタ（県及び国有林）が計画作りをサポート
- ・10 年間の計画
- ・地域の声を反映した計画づくりの実施
- ・市町村が必要な指導・勧告・助言の実施

②市町村森林整備計画書の内容

市町村森林整備計画には、森林法第 10 条の 5 及び、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 5 条の 2 の規程により、森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等が計画事項として記載されています。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

II 森林の整備に関する事項

第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

第 2 造林に関する事項

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項

第 7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

V その他森林の整備のために必要な事項

③地域森林計画との適合（森林法第10条の5第4項）

市町村森林整備計画は、その内容が森林計画区を単位とした森林整備の目標に適合する必要があることや、林業従事者の要請・確保等市町村がその区域を越えて相互に調整を図るべき事項があることから、計画の策定に当たっては知事と協議を行い、地域森林計画との適合性を確保する必要があります。

地域森林計画に定める伐採や造林等に関する指針及び公益的機能別施業森林の区域の基準等は次のとおりとなっています。

【地域森林計画との適合事項】

適合性を確保する計画事項	地域森林計画の記載事項
森林の立木の伐採に関する事項 (間伐木に関する事項を除く)	①立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 ②立木の標準伐期齢に関する指針
造林に関する事項	①人工造林に関する指針 ②天然更新に関する指針 ③植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針
間伐及び保育に関する事項	①間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 ②保育の標準的な方法に関する指針
公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	①公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 ②木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
森林の保健機能の増進に関する指針	①保健機能森林の区域の基準 ②保健機能森林の区域内における施業の方法に関する指針 ③保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

2) 森林経営計画

①森林経営計画について

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画の対象とする森林が、1つの市町村の区域内にある場合は市町村の長、2つ以上の市町村の区域にわたり、かつ、1つの都道府県の区域内にある場合は都道府県知事、複数の都道府県にわたる場合は農林水産大臣の認定を受けることが必要で、市町村が策定する市町村森林整備計画に適合した森林施業が進められるよう、森林の区分ごとに設けられている基準に合致していることが認定の要件となっています。

森林の施業が森林経営計画に基づいて計画的に行われることは、市町村森林整備計画等の達成が図られるばかりではなく、地域の森林施業の効率化や林産物の安定的な供給体制の整備に

つながり、地域の林業の振興に大きく寄与することが期待されます。

このように、森林経営計画に基づく施業を推進することの意義は大きいことから、市町村長は計画を作成、実行しようとする森林所有者等に対して必要な助言、指導などの支援を行うこととしています。また、認定された計画に従って施業を行うことにより、国の助成（森林環境保全直接支援制度、森林整備地域活動支援交付金）の対象となるほか、税制上の特例措置や、融資の特例などの支援措置を受けることができます。

②施業の実施に関する主な基準

【植栽の実施基準】

主伐の実施後5年を経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽

【間伐の実施基準】

市町村森林整備計画に定められた間伐の実施時期の間隔に従った間伐

【主伐の実施基準】

機能区分	施業方法	主伐林齢の下限	皆伐面積の上限
水源涵養機能森林	伐期の延長を推進すべき森林	標準伐期齢+10年以上	連続して20ha以内
山地災害防止森林 快適環境形成森林 保健文化機能森林	複層林施業（択伐の場合）を推進すべき森林	標準伐期齢以上	伐採率材積で30%以下の択伐
	複層林施業（択伐以外の場合）を推進すべき森林	標準伐期齢以上	伐採率材積で70%以下
	長伐期施業を推進すべき森林	標準伐期齢の2倍以上	連続して20ha以内
木材等生産林（公益的機能別施業森林の区域外）	単層林施業	標準伐期齢以上	連続して20ha以内

②計画作成の流れ

【森林の現況調査】

↓ 林班または区域内の森林を取りまとめるため、森林所有者、森林面積、樹種、林齢施業履歴、市町村森林整備計画におけるゾーニングの区分などを調べます。

【計画策定のための合意形成と計画書の作成】

↓ 森林所有者を把握したら、計画作成のための働きかけを行い、「林班または隣接する複数林班の2分の1以上」または「区域内で30ha以上」の森林を確保して、計画を作成します。

【計画書を市町村長に提出】

↓ 計画作成者は森林経営計画を開始する20日前までに市町村長に提出します。(複数の市町村にまたがる場合は30日前までに知事に提出、複数の都道府県にまたがる場合は60日前までに農林水産大臣に提出)

【認定の審査】

↓ 必要な書類がそろい、認定基準を満たせば認定されます。市町村長等は計画作成者に対して認定を通知します。

【計画に基づいて実行】

計画が認定されたら、計画作成者は計画に基づいて、所有森林や受託した森林の経営(施業及び保護)を行います。計画を変更する場合は、市町村長等の認定を受ける必要があります。森林経営計画を遵守していない場合は、認定が取り消される場合があります。立木の伐採、譲渡または造林をした場合は、その実施状況について市町村長等へ届け出る必要があります。



8 用語の解説

	用語	解説
あ	秋田県水源森林地域の保全に関する条例(あきたけんすいげんしんりんちいきのほぜんにかんするじょうれい)	公共の用に供される水道水源地域などにおける森林の土地利用の適正化を図るため、平成 26 年 4 月に秋田県が制定した条例。民有林の中で水源森林地域を指定し、指定された地域の森林では、土地の売買等の 30 日前までに県への届出が必要。
	秋田林業大学校(あきたりんぎょうだいがっこう)	将来の秋田の林業を担う若い林業技術者を養成するため、就業前に秋田県林業研究研修センターで行う「秋田県林業トップランナー養成研修」の呼称。平成 27 年 4 月開講。
	育成単層林(いくせいたんそうりん)	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人の手(植栽及び萌芽等)により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持する施業が実施されている森林。
	育成複層林(いくせいふくそうりん)	森林を構成する林木を抜き切りにより部分的に伐採し、人の手(植栽、刈り払い、地表のかき起こし等)により樹齢や樹高の異なる複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業が実施されている森林。
	一貫作業システム(いっかんさぎょうしすてむ)	伐採から植栽までを並行又は連続して一体的に行う作業システムのこと。
	一斉林(いっせいりん)	樹冠の層がほぼ同じ高さで樹種が単一である森林。一般に皆伐跡地に同一樹種を一斉に植栽されたものが成長してできるため、単層林、同齡林、単純林ともいう。⇔混交林(こんこうりん)
	ウッドショック(うっどしょく)	欧州材の入荷不足とアメリカでの木材価格高騰に起因して、2021(令和 3)年に発生した木材不足・木材価格高騰のこと。
	ウッドファースト(うっどふあーすと)	本県では、「コンクリートや化石燃料から木材へ転換する」ことを、ウッドファースト(木材第一主義)と位置付けている。
	うっ閉(うっぺい)	隣り合う林木の樹冠が相接してすき間がなくなった状態。樹冠疎密度が 10 分の 8 以上になること。
	枝打ち(えだうち)	節のない材を生産するため、樹木の下方の枝をナタや鋸等で除去する作業のこと。 死節を防ぎ材の付加価値を高めることの他に、スギアカネトラカミキリ等の病虫害の防止効果もある。
枝下高(えだしたこう)	枝のない幹の部分の高さ。地上から最初の枝までの高さ。	
エリートツリー(えりーとつりー)	地域の人工造林地から、成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士をかけ合わせ、さらに優れた個体を選んだもの。	
か	皆伐(かいばつ)	森林の林木の全部あるいは大部分を同時に伐採し、収穫する方法。
	かき起こし(かきおこし)	元々生育する樹木から種子が地表に落下した時に、容易に発芽・生育ができるよう、地表を耕耘してササ等を除去する作業。
	架線集材(かせんしゅうざい)	空中に架設したワイヤーロープに取り付けた搬機を、集材機で巻き取ることにより集材する方法。急傾斜地でも搬出が可能。
	下層植生(かそうしょくせい)	低木及び草本類からなる植物集団。

	用 語	解 説
か	花粉発生源対策(かふんはっせいげんたいさく)	国全体で、2033(令和15)年度までに、花粉の発生源となるスギ人工林を約2割減少させることを目標として、スギ人工林の伐採・植替え等に取り組むこと。
	カーボンニュートラル	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすること。削減しきれなかった排出分と同じ量を森林による「吸収量」や、木材利用による「貯蔵量」などを差し引いて実質ゼロにすること。
	間伐(かんばつ)	林分の混み具合に応じて、樹木の一部を伐採する施業。一般的には除伐後、主伐までの間に育成や収穫の目的で行われる。 密度調整により植栽木同士の競合が緩和され林木の利用価値を向上させるほか、森林の持つ多面的機能を維持増進する効果がある。
	官行造林(かんこうぞうりん)	公有林野等官行造林法(大正9年7月27日法律第7号)に基づき、市町村有の林野等に国が造林し、その収入を国とその市町村等が分割取得するものである分収造林の一種。なお、この法律は昭和36年5月19日に廃止された。
	経営管理意向調査(けいえいかんりいこうちょうさ)	市町村が経営管理権集積計画を定める場合に、経営管理権集積計画の対象となる森林の森林所有者に対して行う当該森林の経営管理の意向に関する調査。
	経営管理権(けいえいかんりけん)	地域森林計画の対象となる森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)(木材の販売による収益(以下「販売収益」という。))を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利。
	経営管理実施権(けいえいかんりじっしけん)	地域森林計画の対象となる森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等(販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利。
	経営管理実施権配分計画(けいえいかんりじっしけんはいぶんけいかく)	市町村が、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合に定める計画。
	経営管理権集積計画(けいえいかんりけんしゅうせきけいかく)	市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合に定める計画。
	原木市場(げんぼくいちば)	林業経営体が切り出した原木(丸太)を陳列し、販売する市場。

	用語	解説
か	県立公園 (けんりつこうえん)	自然公園法に基づいて県が指定し、県が直接管理する自然公園。
	公益的機能 (こうえきてききのう)	森林の有する多面的機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能など、木材生産機能を除く諸機能のこと。
	航空レーザ測量	航空機等に取り付けたレーザ測量装置を用いて地形を計測する測量方で、主な成果品として微地形表現地図や空中写真を得られる。また、計測成果を解析することにより、資源量把握などが可能となる。
	更新 (こうしん)	森林を構成する樹木の世代交代のこと。利用期に達した成熟林分を伐採利用して、後継林分を育てること。
	更新補助作業 (こうしんほじょさぎょう)	天然更新を促すために行う、かき起こし、刈払い、末木枝条類除去等の作業。
	高性能林業機械 (こうせいのうりんぎょうきかい)	現場で1台の機械で多くの工程を処理したり、単一の工程を能率良く処理したりできる林業用の機械の総称、機械の種類にはフェラブアンチャ (伐倒)、プロセッサ (玉切り・枝払い)、ハーベスタ (伐倒、玉切り、枝払い)、タワーヤーダ (集材)、スキッダ (集材)、フォワード (集材運搬) などがある。
	合法性確認木材 (ごうほうせいかくにんもくざい)	日本を含め各原産国の法令に適合して伐採されたことが確認できる木材等のこと。 確認・証明にあたっては、森林認証の認証マークにより証明する方法や、業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法等がある。
	国立公園 (こくていこうえん)	自然公園法に基づいて環境大臣が指定する大規模な自然公園で、国立公園は国が管理するのに対して、国立公園は、都道府県知事の申し出により、環境大臣が指定し、都道府県知事が管理する自然公園。
	国有林 (こくゆうりん)	森林法第2条第3項に規定される、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第10条第1号に規定する分収林。
	国立公園 (こくりつこうえん)	自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、国が直接管理する自然公園。
混交林 (こんこうりん)	2種類以上の樹種からなる森林。⇔一斉林 (いっせいりん) 針葉樹と広葉樹 (針広混交林) など、性質の異なった樹種が適当に配置されることによって、病虫害被害に強く、生物多様性に配慮した森林に誘導することができる。	
コンテナ苗 (こんてななえ)	樹脂製の容器 (マルチキャビティコンテナ) によって育成される苗木。培土と根で成形された「根鉢付き苗」のため、時期を問わず植栽できる利点がある。	
さ	材積 (ざいせき)	素材や立木の体積のこと。単位はm ³ (立方メートル) で表す。
	再造林 (さいぞうりん)	一時的に樹木がなくなった林地に森林を造成すること。人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。
	作業道 (さぎょうどう)	→森林作業道 (しんりんさぎょうどう)
	作業路 (さぎょうろ)	→森林作業道 (しんりんさぎょうどう)

	用語	解説
さ	砂防指定地(さぼうしていち)	砂防法第2条に基づき、治水上砂防のため砂防設備を要する土地又はの一定の行為を禁止若しくは制限する土地のことをいい、国土交通大臣が指定する。立木竹を伐採する場合は知事の許可が必要となる。
	史跡名勝天然記念物(しせきめいしょうてんねんきねんぶつ)	文化財保護法に基づき、国が指定したもの。「史跡」は古墳・都城跡・城跡等の遺跡を、「名勝」は峡谷・山岳等の名勝地を、「天然記念物」は動物・植物・地質鉱物を指す。
	自然環境保全地域(しぜんかんきょうほぜんちいき)	自然環境保全法及び秋田県自然環境保全条例に基づき、原生の状態を維持している地域や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定される地域。特別地区内で木竹を伐採する場合は知事の許可が必要となる。
	自然公園(しぜんこうえん)	自然公園法及び秋田県立自然公園条例に基づき自然景観の優れた区域として指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。区域内の特別保護区や第1種～第3種特別地域は、森林法上、制限林として位置付けている。
	下刈り(したがり)	植栽した苗木の生育を妨げる雑草木を刈払う保育作業。一般に植栽後数年間、春から夏の間に実施する。
	市町村森林経営管理事業(しちょうそんしんりんけいえいかんりじぎょう)	市町村が経営管理権を取得した森林について経営管理を行う事業。
	市町村森林整備計画(しちょうそんしんりんせいびけいかく)	森林法に基づき市町村長がその市町村内の民有林について5年ごと10年を1期としてたてる計画。 地域森林計画に適合させて、地域の森林・林業関連施策の方向や、地域の森林・林業の特徴を踏まえたゾーニング、森林所有者が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法などを定める。
	収量比数(しゅうりょうひすう)	ある平均樹高のとき、その林分がもてる最大の幹材積を1とした場合、それに対する現実林分の材積の比率(混み具合)を示している。間伐実施の目安となる指標。
	樹下植栽(じゅかしよくさい)	複層林を造成するとき、上層木がある状態でその下に下層木を植栽する方法。
	樹冠(じゅかん)	樹木の上部で枝と葉の集まった部分。一般的に針葉樹は円錐形、広葉樹は球形になる。
	樹冠疎密度(じゅかんそみつど)	樹木の混み具合を表す尺度。森林を真上から見て樹木の枝葉で覆われている面積(樹冠投影面積)を当該区域の面積で除して算出される。10分の3以下を疎、10分の8以上を密としている。
	主伐(しゅばつ)	利用期に達した林木で更新を伴う伐採すること。伐採方法としては、皆伐、択伐、傘伐(漸伐)等がある。
	少花粉スギ(しょうかふんすぎ)	一般的なスギに比べ、花粉生産量が約1%以下のもの。
	小班(しょうはん)	同一の林班において、森林所有者、樹種、林齢、作業上の取り扱いなどが同一な森林ごとに細分される区画のこと。

	用 語	解 説
さ	除伐 (じよばつ)	育成の対象となる樹木 (植栽木) の生育を妨げる他の樹木を切り払う保育作業。一般に、植栽木の枝葉が互いに接し合う状態になるまで実施する。植栽樹種でも形質の劣る場合は合わせて除くこともある。
	針広混交林 (しんこうこんこうりん)	→混交林 (こんこうりん)
	人工造林 (じんこうぞうりん)	苗木の植栽、種子の播き付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。⇔天然更新
	人工林 (じんこうりん)	人手を加えて成立した森林のこと。⇔天然林 天然更新による場合もあるが、通常は人工造林によってできた林を指す。
	森林基本図 (しんりんきほんず)	空中写真等の図化成果を用いて作成した 1/5, 000 の地形図。道路・施設や等高線等の地況を記載。
	森林組合 (しんりんくみあい)	森林組合法に基づき組織された森林所有者を組合員とする協同組合のこと。森林所有者の経済的・社会的地位の向上や森林生産力の増進を図ることを目的としている。
	森林クレジット (しんりんくれじつとせいど)	→J-クレジット制度 (じえいくれじつとせいど)
	森林経営管理制度 (しんりんけいえいかんりせいど)	森林経営管理法に基づき、市町村が主体となり適正に経営管理が行われていない森林の経営管理を行う制度。 市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は、一定の要件を満たす林業経営体に再委託し、林業経営に適さない森林は、市町村が管理する。
	森林経営計画 (しんりんけいえいけいかく)	森林所有者又は森林経営の受託を受けた者が、自らが経営を行う一体的なまとまりをもった森林を対象として、森林の施業及び保護等について作成する 5 カ年の森林計画。 対象森林が所在する市町村長等が認定する。
	森林計画区 (しんりんけいかくく)	農林水産大臣が知事の意見を聴いて、地勢等を勘案しながら流域別に都道府県の区域を分けて定めたもの。全国では 158、秋田県では米代川、雄物川、子吉川の 3 森林計画区がある。
	森林計画図 (しんりんけいかくず)	1/5, 000 の地形図に行政区界、林小班界、林道等を示した図面で、森林簿の林小班と整合している。
	森林計画制度 (しんりんけいかくせいど)	森林法に基づき国、都道府県、市町村、森林所有者の各段階において、長期的な視点に立って適切な森林整備に関する計画を策定し、その達成に必要な措置を講じる制度。
	森林作業道 (しんりんさぎょうどう)	立木の伐採・搬出・造林などの林内作業を行うために、林道から枝分かれして作設される簡易な構造の道路。 全幅 2~3m 程度の作業用機械のみが通行する道で、作業終了後は原則として再び森林に戻る。
森林 GIS (しんりんじーあいえす)	森林地理情報システム (Geographic Information System) の略称。森林計画図や森林簿、衛星画像等の図面や帳簿を一元管理するシステム。パソコン上でデータの検索や分析、資料出力などが可能。	

	用 語	解 説
さ	森林施業(しんりんせぎょう)	森林を維持造成するために、森林に対して行う伐採、造林、保育等の作業を指すとともに、公益的機能を発揮させるという目的を達成するためにおこなう作業をいう。
	森林認証(しんりんにんしょう)	持続可能な林業経営の推進と違法伐採木材の排除を図るために、一定の基準の下に第三者機関が認定した森林。
	森林病虫害(しんりんびょうがいちゅう)	森林を形成する樹木を侵す菌及び昆虫の総称。
	森林法(しんりんほう)	森林の保続培養と林地生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする法律。森林計画や保安林など、森林に関する基本事項を定めている。
	森林簿(しんりんぼ)	森林の所在地・所有者・面積・材積・成長量などの森林に関する情報を記載した台帳。所有者・樹種・林齢・森林の施業方法ごとに林小班番号を付している。 地域森林計画を樹立するための基礎資料であり、森林所有者等の管理や森林施業の資料としても用いられる。
	森林保健施設(しんりんほけんしせつ)	森林の保健機能の増進に関する特別保護法で定められた、「休養施設」「教養文化施設」「スポーツ又はレクリエーション施設」「宿泊施設」のこと。
	森林・林業基本計画(しんりん・りんぎょうきほんけいかく)	政府が、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的にたてる計画で、全国森林計画をはじめとする森林計画制度の基礎となる計画。 森林の取り扱いや木材の供給などについての目標を定めている。
	スマート林業	地理空間情報や ICT（情報通信技術）等の最先端技術を駆使し、生産性や安全性の向上と、需要に応じた高度な木材生産等を実現する技術。
	制限林(せいげんりん)	森林法、自然公園法、砂防法等の法令により、立木の伐採が制限されている森林。
	成長量(せいちょうりょう)	樹木がある期間に成長した量をいう。通常は樹幹材積の成長した量（材積成長量）をいう。 1年間に成長した量を連年成長量、現在までに成長した量を総成長量、その平均を平均成長量という。
	生産森林組合(せいさんしんりんくみあい)	森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。森林組合が、組合員の森林経営の一部（施業、販売、購買など）の共同を目的とするのに対して、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的としている。
	施業集約化(せぎょうしゅうやくか)	複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、一体的に施業を実施すること。
	全国森林計画(ぜんこくしんりんけいかく)	農林水産大臣が政府の策定した「森林・林業基本計画」に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期としてたてる計画。
	素材生産(そざいせいさん)	丸太を生産すること。立木の伐採、玉切り、集材までの一連の作業をいう。

	用 語	解 説
た	択伐 (たくばつ)	成熟した森林において単木又は群状的に立木を伐採・収穫することをいうが、個々の樹木を健全に育てるとともに後継樹が順調に育つように伐採木を選んで伐採することもある。
	地位 (ちい)	林地の材積生産力を示すもので、樹種毎に 40 年生時における平均樹高をもって表す。
	地域森林計画 (ちいきしんりんけいかく)	都道府県知事が民有林を対象とし、森林計画区毎に全国森林計画に即して 5 年ごと 10 年を 1 期としてたてる計画。市町村森林整備計画で計画事項を定める際の指針となる。
	地域森林計画対象森林 (ちいきしんりんけいかくたいしょうしんりん)	森林法第 5 条に基づき知事がたてる地域森林計画の対象とする民有林をいい、伐採及び伐採後の造林の届出書、造林補助金、林地開発許可等の対象となる。
	地況 (ちきょう)	位置、気候、地勢、地質、土壌、地位及び地利等の要素を一括して地況という。
	蓄積 (ちくせき)	林分の材積の総量を指し、森林簿では施業番号ごとに m3 (立方メートル) で整数表記している。
	治山事業 (ちさんじぎょう)	森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源涵養、生活環境の保全形成を図る事業。 具体的には、山腹崩壊地の復旧、荒廃溪流への治山ダム設置、地すべり防止工事、保安林機能の低下した森林の整備など。
	鳥獣保護区 (ちょうじゅうほごく)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るため、環境大臣又は都道府県知事が設定する区域。このうち、特に保護繁殖を図る必要がある区域が特別保護区であり、森林の伐採等の制限を受けるため、森林法上、制限林と位置付けられている。
	長伐期施業 (ちょうばつきせぎょう)	通常より高林齢で主伐する施業のことをいい、一般的には標準伐期の 2 倍まで延長させる施業のこと。長伐期施業は成林状態が長くなるため、公益的機能の維持に効果があるほか、太い大径材を生産する目的でも行われる。
	地利 (ちり)	林地が木材の運搬等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、木材市場や製材工場までの距離をランク付けて表す。
	つる切り (つるきり)	下刈りを終了した後に、樹木に巻き付くフジ・クズ等のつる植物をナタ等で除去する作業をいう。
	低密度植栽 (ていみつどしょくさい)	従来 2,500～3,000 本/ha 程度の密度で植栽していたものを、1,000～2,000 本/ha 程度の密度で植栽すること。 植栽本数が減ることで、再生林の低コスト化を図ることができる。
	天然下種更新 (てんねんかしゅこうしん)	種子が自然に落下・発芽して成長すること。
	天然更新 (てんねんこうしん)	自然の力によって次世代の樹木を発生させること。⇔人工造林
	天然性林 (てんねんせいりん)	伐採や災害などにより木がなくなった跡に、自然の力により再生した森林。

	用語	解説
た	天然林（てんねりん）	自然の力によって成立した森林。更に天然性林と育成単層林・育成複層林に分類される。
	特定苗木（とくていなえぎ）	特定母樹由来の苗木のこと。
	特定保安林（とくていほあんりん）	保安林の指定の目的に即して、機能していないと認められる保安林について必要な施業を計画的に推進するため、農林水産大臣が指定するもの。
	特定母樹（とくていぼじゅ）	エリートツリーのなかから、下記の特性を満たす樹木について、特性が特に優れたものとして農林水産大臣が指定したもの。 ・成長が通常の1.5倍以上 ・材質が通直で強い ・花粉量が通常の半分以下
	特用林産物（とくようりんさんぶつ）	森林からの産物のうち、建築資材、パルプなどの原料となる木材を除いたもの。 →りんさんぶつ（りんさんぶつ）
	土場（どば）	木材を森林から木材市場や工場まで搬出する過程で、一時的に丸太を集積し、貯木する場所のこと。
な	ナラ枯れ（ならがれ）	カシノナガキクイムシという甲虫類の一種と、それに共生する菌によって、ナラ類（コナラ、ミズナラ、カシワ等）の樹木が枯れる被害。
は	伐採跡地（ばっさいあとち）	林木を伐採した跡地のこと。
	伐採及び伐採後の造林の届出（ばっさいおよびばっさいごのぞうりんのとどけで）	森林法第10条の8第1項の規定により、地域森林計画対象森林を伐採する場合は、市町村長へ届出書を提出することが義務付けられている。 ・伐採を始める90日から30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出 ・伐採を完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を提出 ・造林（天然更新を含む）を完了した日から30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告」を提出
	火入れ（ひいれ）	一般的には土地を肥やすため、山野の枯れ草や雑木などを焼くことをいう。
	標準伐期齢（ひょうじゅんばっきれい）	主要樹種の主伐時期の目安として市町村森林整備計画に定められるもの。 平均成長量が最大となる林齢（生産力が最大となる林齢）を基準として、地域の既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。
	風致地区（ふうちちく）	都市計画法に基づき、都市における風致を維持するために定められる地域。
	幅員（ふくいん）	道の幅のことをいい、車の通る幅を車道幅員といい、これに路肩を加えた幅を全幅員という。
	複層林施業（ふくそうりんせぎょう）	皆伐をせずに更新を行っていく施業のことで、複数の高さの林冠（複数の樹冠により構成）を形成するため、複層林という。林冠層が2段の場合は2段林、2段以上は多段林という。

	用語	解説
は	保安林 (ほあんりん)	水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等の公益的機能を発揮させるため、農林水産大臣やと都道府県知事によって指定される森林。指定の目的に沿った森林機能確保のため、立木の伐採や土地の形質変更等が規制される。 保安林の種類は指定の目的別に 17 種類となっている。
	保安施設地区 (ほあんしせつちく)	水源のかん養や災害の防備の目的のために、国又は都道府県が保安施設事業を行う必要があると認めるときは、農林水産大臣は保安施設事業を行うのに必要な広さと期間の限度において、森林・原野等を指定した地区。
	保育 (ほいく)	植栽完了から伐採までの間に、目的樹種の成長の障害となる他の植物を人手により取り除き、林木の生育を助ける作業をいう。 下刈り、雪起こし、除伐、つる切り等の作業がある。
	保育間伐 (ほいくかんぱつ)	間伐材を林外へ搬出しない間伐 (切り捨て間伐) をいう。
	ぼう芽更新 (ぼうがこうしん)	伐採した後の切り株から発生する芽 (ぼう芽) を育てて森林を更新する方法。一般的に広葉樹で行われる。
	保護樹帯 (ほごじゅたい)	林木を外部からの影響から守るため、数十m幅で連続的に保残した林帯。林地の保全、防災、景観の維持、生物多様性の保全等の目的で設置する。
	母樹 (ぼじゅ)	天然更新に必要な種子を供給する親となる樹木。また、林木育種の観点からは、遺伝的に優良な形質を持つ個体を母樹と称している。
ま	松くい虫 (まつくいむし) もしくは、松くい虫被害	松くい虫とは、松の枯死の原因となるマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリという昆虫のこと。この昆虫がアカマツやクロマツを食害する時に、マツノザイセンチュウを寄生させることにより、松が枯れる被害を引き起こす。
	守るべきナラ林 (まもるべきならりん)	ナラ枯れ被害を受けることにより、国土保全や景観、電線等のライフラインなどに重大な影響を及ぼすおそれがある森林公園、景勝地、道路そば等の森林。
	未立木地 (みりゅうぼくち)	無立木地のうち、伐採跡地を除いた林地のこと。
	民有林 (みんゆうりん)	国有林以外の森林のこと。私有林 (個人有、会社有、社寺有等)、公有林 (県有、市町村有、財産区有) がある。
	木質バイオマス (もくしつばいおます)	バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。 木材に由来するものを「木質バイオマス」といい、樹木の伐採や造材したときに発生する枝・葉などや、製材工場から出るオガクズなどがある。
や	雪起こし (ゆきおこし)	融雪後、倒れたままの植栽木をテープで引き起こして固定する作業。
	要整備森林 (ようせいびしんりん)	特定保安林のうち、公益的機能を確保するため、早急に整備が必要と認められる森林。都道府県知事が定め、森林所有者等への自発的な施業の指導を行う。

	用語	解説
ら	裸地（らち）	樹木や草本（下層植生）が生えていない状態の土地。
	流域（りゅういき）	河川に降水を供給する区域（集水域）の総称。森林計画制度における流域は、より広義に効率的な森林の整備や木材の生産を行うための地域の範囲をいう。
	流域林業活性化センター（りゅういきりんぎょうかつせいかせんたー）	流域を基本単位として民有林・国有林が一体となって森林整備の管理水準の向上等を推進するために、設置された組織。県下の 3 流域に設置されている。
	立木（りゅうぼく）	森林法では土地に生立している、個々の木竹のことをいう。
	林業経営体（りんぎょうけいえいたい）	自己又は他人の保有する山林で、造林・保育・素材生産等の林業生産活動を行っている森林組合・会社・個人経営等の事業体。
	林業専用道（りんぎょうせんようどう）	林道規程に定める「支線・分線」に該当する林道。森林施業のための特定の人の使用を想定している。 林道と比較して走行性は低いものの、普通自動車（10t 積程度のトラック）及び大型ホイールタイプのフォワーダが安全に走行することが可能な規格・構造となっている。 林道台帳により市町村が管理する。
	林産物（りんさんぶつ）	林野から生産又は採取される産物のこと。木材の他に薪や木炭、キノコ・山菜類、樹皮、樹液（ウルシ）などの特用林産物がある。
	林相（りんそう）	森林を構成する樹種、林齢、大きさなどで表される森林の姿をいう。
	林地（りんち）	森林の土地の部分をいうが、木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的である。
	林地台帳（りんちだいちょう）	地域森林計画の対象となっている民有林について、一筆の森林ごとに、その森林の土地の所有者等を記載した台帳。
	林道密度（りんどうみつど）	森林の単位面積あたりの林道延長のこと。ヘクタールあたりの延長（m/ha）で表される。
	林班（りんぱん）	森林の区画の単位。対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形で区画したもの。市町村の区域ごとにおおむね 50ha 程度で設定し、一連の番号で表している。
	林分（りんぶん）	森林の取扱いの単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせて「林分」という。樹木の集団のみを指す場合は「林木」という。
	林木（りんぼく）	林分を構成している樹木のことをいう。
	林齢（りんれい）	林分が生立して経過した年数をいうが、人工林は更新年度（植栽年度）を 1 年生と数えるので、通常 3 年生の苗木を植栽するため、樹齢（実際の年齢）とは異なる。天然林のような異なった年齢の樹木が混じって生育している場合は、平均年齢を林齢とする。
齢級（れいきゅう）	林齢を 5 年単位で区分したもの。Ⅰ 齢級は 1～5 年生、Ⅱ 齢級は 6～10 年生、以下同様に区分する。	
列状間伐（れつじょうかんぱつ）	一定の間隔を開けて列状（帯状）に間伐を行うこと。選木の必要がなく伐採や搬出が容易。	

	用 語	解 説
ら	路網整備等推進区域(ろもうせいびとうすいしんくいき)	森林整備の集約化と基幹路網の整備により、低コストの森林整備を推進する区域で、市町村森林整備計画において設定される。 ※基幹路網～森林の管理や整備・保全に必要な車道
	路網密度(ろもうみつど)	森林の単位面積あたりの道路延長のこと。ヘクタールあたりの延長(m/ha)で表される。林道延長に一般道路(国道、県道、市町村道)延長を加えたものの密度を表す。
I	ICT(アイシーティー)	「Information and Communication Technology」の略。「情報通信技術」。
J	J-クレジット制度(じえいくれじつとせいど)	省エネ設備の導入や再エネ利用によるCO ₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO ₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。 認証された「クレジット」は、CO ₂ 等の排出量を相殺したい国内企業に売却することができる。

